

令和3年伊豆市議会12月定例会会議録目次

第1号（11月26日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○議事日程説明	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○行政報告	4
○報告第20号の上程、説明、質疑	8
○議案第80号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	9
○議案第81号～議案第83号の上程、説明	10
○議案第84号～議案第87号の上程、説明	15
○議案第88号及び議案第89号の上程、説明	17
○議案第90号の上程、説明	19
○散会宣告	20

第2号（11月30日）

○議事日程	21
○本日の会議に付した事件	21
○出席議員	21
○欠席議員	21
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	21
○職務のため出席した者の職氏名	21
○開議宣告	22
○議事日程説明	22
○一般質問	22
波多野 靖 明 君	22

星谷和馬君	33
三田忠男君	49
下山祥二君	64
飯田大君	79
○日程の追加	85
○議案第91号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	85
○散会宣告	93

第3号（12月1日）

○議事日程	95
○本日の会議に付した事件	95
○出席議員	95
○欠席議員	95
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	95
○職務のため出席した者の職氏名	95
○開議宣告	96
○発言訂正について	96
○議事日程説明	96
○一般質問	96
間野みどり君	96
杉山誠君	110
○散会宣告	124

第4号（12月7日）

○議事日程	125
○本日の会議に付した事件	125
○出席議員	125
○欠席議員	125
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	125
○職務のため出席した者の職氏名	126
○開議宣告	127
○議事日程説明	127
○議案第81号～議案第83号の質疑、委員会付託	127
○議案第84号～議案第87号の質疑、委員会付託	156
○議案第88号、議案第89号の質疑、委員会付託	172

○議案第90号の質疑、委員会付託	176
○散会宣告	176

第 5 号 (12月17日)

○議事日程	177
○本日の会議に付した事件	177
○出席議員	177
○欠席議員	177
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	177
○職務のため出席した者の職氏名	178
○開議宣告	179
○議事日程説明	179
○議案第81号～議案第83号の委員長報告、質疑、討論、採決	179
○議案第84号～議案第87号の委員長報告、質疑、討論、採決	185
○議案第88号及び議案第89号の委員長報告、質疑、討論、採決	191
○議案第90号の委員長報告、質疑、討論、採決	193
○日程の追加	195
○議案第92号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	195
○閉会中の所管事務調査の申し出	204
○閉会宣告	204
○署名議員	205

令和3年伊豆市議会12月定例会

議事日程(第1号)

令和3年11月26日(金曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 報告第20号 専決処分の報告について(伊豆市個人情報保護条例の一部改正)
日程第 6 議案第80号 専決処分の報告及びその承認について(令和3年度伊豆市一般会計補正予算(第6回))
日程第 7 議案第81号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算(第7回)
日程第 8 議案第82号 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)
日程第 9 議案第83号 令和3年度伊豆市簡易水道事業会計補正予算(第1回)
日程第10 議案第84号 伊豆市犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第11 議案第85号 伊豆市農村公園条例の一部改正について
日程第12 議案第86号 伊豆市萬城の滝キャンプ場条例の一部改正について
日程第13 議案第87号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正について
日程第14 議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について(狩野川記念公園)
日程第15 議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について(狩野ドーム・狩野グラウンド)
日程第16 議案第90号 市道路線の廃止について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君

13番 青木 靖 君

14番 三田 忠男 君

15番 永岡 康司 君

16番 杉山 誠 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊地 豊 君	副 市 長	佐藤 信太郎 君
教 育 長	梅原 賢治 君	総合政策部長	新聞 康之 君
総務部長	伊郷 伸之 君	危機管理監	稲村 俊一 君
市民部長	加藤 博永 君	健康福祉部長	栗山 信博 君
産業部長	滝川 正樹 君	建設部長	山田 博治 君
建設部理事	白鳥 正彦 君	教育部長	佐藤 達義 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	稲村 栄一	次 長	永沼 健一
主 査	杉本 優美		

開会 午前 9時29分

◎開会宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和3年伊豆市議会12月定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下、関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小長谷順二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長から指名いたします。4番飯田大議員、5番黒須淳美議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小長谷順二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12月17日までの22日間にしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月17日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります会期日程表のとおりでありますので、御了承願います。

次に、休会日についてお諮りいたします。

本定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりにしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、休会日は会期日程表に記されたとおりとすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（小長谷順二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員からの法に基づく例月出納検査結果並びに議長等の会議、出張等につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。

次に、さきに行われました駿東伊豆消防組合臨時会の報告の申出がありましたので、これを行います。

2番、浅田藤二議員。

〔2番 浅田藤二君登壇〕

○2番（浅田藤二君） おはようございます。2番、浅田藤二です。

駿東伊豆消防組合議会についての報告をさせていただきます。

議会は、令和3年11月24日、沼津市寿町にある消防本部で行われ、永岡康司議員と私、2名で出席しました。管理者の頼重沼津市長はじめ、副管理者、議員18名及び関係職員が出席し、行われました。

伊東市より、青木、篠原、杉本3名の議員の就任と紹介があり、会議録署名議員に伊東市の永岡康司議員、伊豆の国市の森下茂議員が指名されました。

続いて副議長の選挙が行われ、伊東市の杉本一彦議員が当選されました。

議第7号では、駿東伊豆消防組合職員の公益法人等への派遣等に関する条例の廃止についてが提案され、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会への派遣が令和3年9月30日をもって終了したことに伴い、条例廃止が可決されました。

議第8号では、駿東伊豆消防組合基金条例の一部改正が提案されました。

これは、関係市町の負担金の割合が、当該年度の前年度普通地方交付税に係る消防に関する基準財政需要額の割合と固定されていますが、個別経費である駿東伊豆消防組合発足前に採用された職員の人件費については、退職者数の多少により負担金の額の増減に大きく影響を及ぼします。

このことから、個別消防基金（伊東市・田方・東伊豆町が個別に所有していた基金）について、個別経費である駿東伊豆消防組合発足前に採用された職員の人件費の財源として当初予算から繰り入れられるよう改正を行うほか、所要の改正を行うことが提案され、可決されました。

以上、報告を終了します。

○議長（小長谷順二君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（小長谷順二君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

令和3年伊豆市議会12月定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策について。

そのうち、3回目のワクチン接種について。

新型コロナウイルスワクチンの3回目接種については、市内の医療機関による個別接種と市民文化ホールを会場とした集団接種を並行して行います。接種券は、2回目を接種して8か月経過した方から順次発送することとし、接種者は約2万4,400人を見込んでおります。また、接種開始時期の目安といたしましては、医療従事者は令和4年1月中旬、高齢者は2月上旬、それ以外の一般市民は4月上旬となる見込みです。

次に、感染拡大防止対策について。

第6波の到来に備え、市内の飲食・宿泊業に係る感染拡大防止対策を一層促進するとともに、安全・安心な伊豆市観光を内外にPRするため、10月18日から感染症対策促進奨励金の申請受付を開始しました。この奨励金は、静岡県が実施する「ふじのくに安全・安心認証」を取得した市内飲食店・宿泊施設を対象としており、11月25日現在の交付決定件数は、飲食店58件、宿泊施設30件の合計88件となっております。今後とも、より多くの事業者に認証の取得を促し、感染拡大防止対策の推進と地域経済の回復・安定につなげてまいります。

次に、追加経済対策の実施状況について。

伊豆市観光協会が実施する宿泊割引事業については、緊急事態宣言の発令により取扱いを見合わせておりましたが、現在、感染状況が落ち着いていることから、12月1日から1月末までの2か月間で実施することといたします。本宿泊割引事業の実施により、静岡県が再開した「県内観光促進事業」と併せて、観光をはじめとする市内経済の活性化が期待できると考えております。

大きな2つ目、懸案事業の進捗状況について。

まず、新中学校整備事業について。

新中学校の建設工事につきましては、最近の建設資材の価格上昇や今後の資材調達等のリスクに備えるため、できる限り発注時期を前倒しする必要があると考えております。このため、校舎の建設に先立つ造成工事費を本議会にお諮りさせていただいており、できる限り早期に着工することで、来年度の後半には校舎の建築工事に着手したいと考えております。

また、10月に開催した開校準備委員会において、令和7年度の開校時に全校生徒が同じ制服を着用できるよう、令和5年度からブレザータイプの新しい制服を導入する方針が承認されました。

今後とも、保護者や市民の皆様にも、進捗状況を適切にお知らせするとともに、御意見を伺いながら事業を進めてまいります。

防災公園の建設について。

日向地区に予定している防災公園の都市計画手続について、去る10月13日に都市計画原案の市民説明会を実施いたしました。今後は、都市計画の案の公告・縦覧、都市計画審議会による審議等の手続を経て、今年度中の都市計画決定を目指しております。実施設計では、遊具や植栽等の公園整備のほか、災害時の防災拠点機能を含めた検討を進めており、年度内に設計業務を完了した上で、来年度から用地交渉に着手し、令和7年度中の工事完成を見込んでおります。

新ごみ焼却施設の建設について。

佐野地区における新ごみ処理施設建設については、おおむね計画どおりに進んでおり、本年10月末現在の進捗率は、これは金額ベースですけれども、40.8%となっています。

また、施設稼働後に必要となる経費の負担金割合につきましては、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合格約で定めることになっておりますので、組合及び伊豆の国市と必要な調整を行った上で、令和4年9月を目途に、組合格約の変更に係る議案をお諮りする予定です。

「文学の郷構想」に伴う拠点整備の状況について。

このほど、伊豆市観光協会天城支部を中心に地元主導で改修を進めていただいた「上の家」が完成いたしました。また、「上の家」の周辺や、隣接する旧営林署跡地の整備工事につきましても先月から着工しており、来年3月までの完成を予定しております。今後は、文学の郷をテーマとした散策コースの設定やガイドの養成など、地域の回遊性を高め、エリア全体のにぎわいを創出する取組を地域の皆様と共に進めてまいります。

次に、公共施設再配置計画について。

公共施設再配置計画の策定については、現在、各施設の現状を確認し、用途廃止や民間譲渡等を含めた施設ごとの将来の在り方を検討しております。今後、計画の案ができ次第、年明けの1月から旧4町ごとに説明会を開催し、市民の皆様のお意見を伺いながら、今年度末までに最終的な計画を取りまとめたいと考えております。

また、来年度以降については、この計画に基づき、第2次伊豆市総合計画後期基本計画に掲げている「徹底した歳出の抑制」に向けて、市民の皆様のお理解を得ながら公共施設の適正化を進めてまいります。

次に、東京2020オリパラ競技大会のレガシー創出について。

東京2020大会のレガシー創出に向けた取組として、自転車を活用したまちづくりを推進するため、自転車購入補助金や自転車まちづくり拠点の整備事業を行っております。

9月補正予算で御承認いただきました自転車購入補助金については、10月から申請受付を開始したところ、大変好評を得ており、11月25日現在の交付決定件数は85件となっております。

また、修善寺駅周辺において、市の補助を得て民間事業者による自転車まちづくりの拠点整備が進められており、今年度末までにオープンする予定です。同拠点では、サイクリストのゲストハウス、自転車の修理・整備、軽食の提供、交流の場としての機能等を備えており、サイクリストの利便性が一層高まる施設になるものと期待しております。

大きな3つ目、八岳地区の振興について。

まず、萬城の滝キャンプ場の利活用について。

萬城の滝キャンプ場については、現在、市の直営で管理運営を行っておりますが、このほど、民間事業者からキャンプ場として事業展開したいとの申出をいただいたことから、これを絶好の機会と捉え、指定管理や譲渡などによる民間活力の導入を図りたいと考えております。具体的には、来年度以降一定の期間、指定管理者制度による管理運営を行い、その後、国及び県の補助金を伴った施設の財産処分が可能になった時点で、民間への譲渡を検討したいと考えております。これに伴い、来年度からの指定管理者制度移行に伴う条例改正に係る議案を本議会にお諮りさせていただいております。

次に、わさびの郷構想の推進について。

今月12日、市と関係団体で構成する「わさびの郷構想推進協議会」を設立いたしました。同協議会では、「伊豆市のわさび」に係る具体的な施策を検討するとともに、人と自然と文化をつなぎ、伊豆市の地域力をさらに高める「わさびの郷構想」の実現を目指してまいります。特に、わさびの郷の拠点整備につきましては、地域の活性化やわさびの生産振興を目指し、訪れる人にも生産者にも喜ばれる拠点を中伊豆上地区に整備するべく、協議会での議論を深めていきたいと考えております。

中伊豆線の自主運行化について。

路線バスの中伊豆線について、今年度末に伊豆箱根バスが運行から撤退することになります。しかしながら、中伊豆線は、通学や生活の足となる大変重要な路線であるため、来年度からは、現行の運賃やダイヤを維持しつつ、市の自主運行バスとしての維持を目指すことといたしました。この方針については、10月に開催した八岳地区のタウンミーティングにおいて説明させていただいたところですが、今後とも地域の皆様の御意見を伺いつつ、地域公共交通の存続を図ってまいります。

次いで、旧八岳小学校校舎・体育館の解体について。

旧八岳小学校の校舎及び体育館の解体の方向性につきましては、八岳地区のタウンミーティングにおいて御説明し、地域の皆様からおおむね御了解をいただいたものと考えております。今後は、解体後の旧八岳小学校の跡地利用を、地域の皆様の御意見を伺いながら具体化してまいります。

最後に、職員のコンプライアンス推進について。

市政運営を円滑に進めていくためには、職員に対する市民からの信頼が不可欠であることから、今年度から、総務部内にコンプライアンス担当職員を3名配置しているところです。

市では、今年9月に「伊豆市職員倫理規程」を策定するとともに、庁内にコンプライアンス推進委員会を設置してコンプライアンス推進基本方針を定めることにより、コンプライアンスの推進に関する体制を整備いたしました。今後とも、職員の倫理意識の向上を図り、市民から信頼される市役所を目指してまいります。

以上で行政報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で行政報告は終わりました。

◎報告第20号の上程、説明、質疑

○議長（小長谷順二君） 日程第5、報告第20号 専決処分の報告について（伊豆市個人情報保護条例の一部改正）を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第20号について提案理由を申し上げます。

本案は、条例で引用している法律の廃止に伴い、所要の条例改正について専決処分したので報告するものです。

詳細を総務部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） 本件の報告について補足説明の申出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

それでは、報告第20号につきまして補足説明をさせていただきます。

今回のこの専決処分につきましては、法令等を引用している条例につきまして、当該法令等の改廃があった場合には、市長の専決事項として指定されておりますので、今回専決したものでございます。

内容につきましては、議案書の5ページの新旧対照表をお願いいたします。

伊豆市個人情報保護条例の改正でございますが、右側の改正前を御覧いただきたいと思います。第7条第2項第6号で「独立行政法人等」という定義につきまして、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項、こちらを引用してございます。

このたび、こちらの法律が廃止され、左側、個人情報の保護に関する法律第2条第9項でこの「独立行政法人等」というものが規定されておりますので、伊豆市で引用している個人情報保護条例につきましては、独立行政法人等についての定義を法律の改廃に伴って改正して専決したものでございます。

こちらの改正条例の施行日が、来年、令和4年4月1日から施行となります。

説明は以上です。

○議長（小長谷順二君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◎議案第80号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第6、議案第80号 専決処分の報告及びその承認について（令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第6回））を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第80号は、令和3年度の一般会計の補正予算（第6回）を専決処分したので御報告するとともに、その承認をお願いするものです。

新型コロナウイルスワクチンについて、国から3回目接種の実施が示されたことを受け、接種対象となる、2回目接種からおおむね8か月以上経過した市民に対し、円滑に接種を実施するために必要な体制の確保に早急に取り組む必要が生じ、その準備に要する予算措置を緊急に講ずる必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年11月1日、専決処分したものです。

詳細について、健康福祉部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） ただいまの報告に関して補足説明の申出がありますので、これを許します。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 栗山信博君登壇〕

○健康福祉部長（栗山信博君） それでは私のほうから、議案第80号 専決処分の報告及び承認について（令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第6回））の補足説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症予防対策として、3回目のワクチン接種について、11月中旬の医療従事者への接種券発送に向けた印刷発注をはじめ、ワクチン接種に必要となります経費の補正予算でございます。

議案書の18、19ページをお願いいたします。

まず歳出から御説明いたします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業ですが、ワクチン接種の案内通知書等の印刷について、医療従事者と65歳以上の市民約1万2,000人分として、印刷製本費45万円、また接種券

や予約支援用のはがき等の郵送料や広告料として役務費282万9,000円となります。

医療機関による接種業務に関する費用としましては、予防接種委託料3,856万3,000円、予約受付業務を行うコールセンター業務委託料が709万2,000円、集団接種会場の受付案内や各支所の窓口相談員の派遣料として接種会場補助員派遣業務委託料2,552万5,000円となり、委託料全体では7,616万2,000円となります。

また、ワクチンを保管している冷凍庫の停電時対応用の蓄電池や、接種券読み取り用のバーコードリーダー等の機材購入費として備品購入費287万8,000円でございます。

次に、議案書の16、17ページへお戻りください。

こちらは歳入になりますが、コロナワクチン接種事業費は全額が国庫負担金となっており、国庫負担金が3,856万2,000円、国庫補助金が4,443万8,000円となり、歳入歳出の補正予算総額は8,300万円でございます。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明を終わります。

これより議案第80号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより議案第80号の討論に入ります。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第80号 専決処分の報告及びその承認について（令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第6回））の採決をいたします。

本案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第80号は承認されました。

◎議案第81号～議案第83号の上程、説明

○議長（小長谷順二君） 日程第7、議案第81号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）から日程第9、議案第83号 令和3年度伊豆市簡易水道事業会計補正予算（第1回）までの3議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第81号から議案第83号まで一括して提案理由を申し上げますが、その説明の前に、新型コロナウイルス感染症対策のため計上させていただいていた国の第3次地方創生臨時交付金分2億1,300万円分の予備費のうち、現在までの活用状況について報告させていただきます。

まず、コロナによる家計の急変等の影響を受けた伊豆市出身で市外に在住する学生に対し、これは大学生ですね、学生というのは。市の特産品を支給する学生応援事業として419万3,000円、本庁舎委員会室への感染防止用アクリル板設置に21万9,000円、9月議会においてお認めいただきました自転車購入補助金の追加分として100万円など541万2,000円を充用させていただき、9月議会で報告させていただいたこれまでの分と合わせて、充用総額は1億717万円となっております。

議案第81号についての提案理由を申し上げます。

本案は、バス路線維持事業補助金の前年度精算分として2,328万6,000円、障害福祉サービスの利用者増加に伴う給付費の増額分として4,424万2,000円、小中学校・義務教育学校における通信環境改善のためのネットワーク整備として1,554万7,000円を計上するほか、新中学校造成工事に2億7,700万円、8月・9月の豪雨災害に伴う農地、農業用施設及び市道の復旧工事として3,425万円などを計上いたしました。

その結果、補正総額として4億3,640万円を増額し、歳入歳出予算額を237億190万円とするものです。

併せて、新中学校整備事業や災害復旧事業など年度内完了が困難な事業について繰越明許費を設定するほか、修善寺自然公園などの観光施設や狩野川記念公園などの運動施設の指定管理料及び外国語指導助手の業務委託など新たに債務負担行為を設定する債務負担行為補正、災害復旧事業に係る地方債の追加と新中学校整備事業等に係る地方債の限度額の変更をお願いするものです。

議案第82号は、退職手当組合負担金や高額療養費など369万1,000円を増額し、歳入歳出予算額を40億4,236万3,000円とするものです。

議案第83号は、前年度決算額の確定に伴い、未収金及び未払金の額をそれぞれ852万9,000円及び6,538万2,000円に改めるものです。

今年度予算で既に新しい中学校の用地費はお認めいただいておりますが、ここで新たに、実際に工事に入る、造成のためのいよいよ着手という議案を上程させていただくことになり

ました。伊豆市の将来をしっかりと見据えて、真摯な御議論をいただければと考えております。
それぞれ詳細について、担当する部長に説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関し補足説明の申出がありますので、これを許します。

初めに、議案第81号について、総合政策部長。

〔総合政策部長 新聞康之君登壇〕

○総合政策部長（新聞康之君） それでは、議案第81号について補足説明を申し上げます。

議案書の22ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第1表、こちらに歳入歳出の各款項ごとの補正額及び総額を記載してございますので、御確認をいただきたいと思います。

24ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、繰越明許費の補正でございます。こちらは、10款中学校費については、コロナによる資材や人工不足などが懸念されるため、令和4年度に予定していた土木造成工事を前倒しして本年度実施することとし、今回の補正予算に計上をさせていただいておりますが、来年3月まででは工期が足りず、年度内の工事完了ができないことから設定をするものでございます。

以下、11款災害復旧費に係る3つの災害復旧費については、8月及び9月に発生した豪雨災害により被災したそれぞれの施設について、復旧工事が災害査定後の発注となり、年度内に十分な工期を確保することが困難であるなどの理由によりまして、翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、25ページを御覧いただきたいと思います。

第3表、債務負担行為補正でございます。

こちらについては、9件追加をさせていただきたいと思います。

まず、修善寺自然公園から修善寺温泉駐車場まで6つの指定管理料につきましては、新型コロナウイルスによる経営状況を勘案し、指定管理者に対し指定管理料を支出するための補正となります。

また、外国語指導助手業務委託は、令和4年から令和6年度の3か年で事業を実施するに当たり、本年度中に業者選定を行う必要があることから設定するもの。

下2つの狩野川記念公園と狩野ドーム・グラウンド指定管理料については、令和4年から令和8年度まで5年間を期間として、本年度に業者と協定の締結を行う必要があることから、それぞれ設定を行うものです。

いずれも年度設定としては令和3年度からとなっておりますが、今年度の支出はございません。

続いて、議案書の26ページ、第4表、地方債補正でございます。

地方債については、追加と変更がございます。いずれも、先ほど第2表の繰越明許費でお

願いました事業に対する財源として地方債の借入れを行いたくお願いするものでございます。

歳入歳出予算につきましては、こちらの12月補正の予算資料を御覧いただきたいと思っております。こちらの資料に基づき、主なものについて御説明をさせていただきます。

2ページを御覧いただきたいと思っております。

2ページ、歳出でございますが、まず、今回お願いする補正につきましては、人件費がございます。こちらは、職員の異動、退職等に伴うものでありまして、790万8,000円。詳細な内訳につきましては、議案書の58、59ページに給与費明細書がございますので、こちらを御確認いただきたいと思っております。

続いて、総務費のバス路線維持事業補助金の増、こちらは、令和2年度の自主運行バスの補助金の精算となります。こちらが2,328万6,000円。

同じく総務費、今議会の議案第84号でお諮りしている、伊豆市犯罪被害者等支援条例の制定に伴い、支援として必要となる、被害者等への見舞金に40万円。

民生費につきましては、施設利用者が増えたことによる、障害福祉サービス費と障害児通所給付費の増、こちらが計4,424万2,000円。

農林水産業費では、昨年度施業を予定した事業が、コロナの影響により今年度に先送りされまして、今年度事業が大幅に増加し予算額を上回る見込みであることから、森林整備事業補助金710万5,000円の増をお願いいたします。

3ページをお開きください。

商工費ですが、商工費では、市内に新たに用地を取得し工場を建設する企業に対する企業立地事業費補助金について、補助対象経費が確定したため434万9,000円を計上。

教育費では、現在使用している地域公共ネットワークが、GIGAスクール構想に伴うオンライン学習などに対応できていないという現状でございますので、安定的な通信環境に改善するための整備委託料と回線使用料に1,554万7,000円。

第2表の繰越明許費でお願いした新中学校造成工事及び監理業務委託料として2億7,700万円。

災害復旧費では、9月に発生した豪雨災害に係る道路災害復旧費に2,125万円などを計上してございます。

最後に、歳入でございます。

資料の1ページにお戻りいただきたいと思っております。

歳入の主なものといたしましては、8月・9月の豪雨災害関連として、分担金及び負担金に農地災害復旧分担金と、国庫支出金に災害復旧費補助金をそれぞれ計上したほか、歳出の民生費で御説明した障害福祉サービス費及び障害児通所給付費の増加に伴い、国庫支出金に民生費国庫負担金と、県支出金に民生費県負担金を計上しております。

その他、繰越金につきましては、財源調整のため1億190万4,000円を計上。

市債では、教育債といたしまして、新中学校整備事業に係る財源として、合併特例債などを増額計上いたしました。

一般会計についての補足説明は以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第82号について、市民部長。

〔市民部長 加藤博永君登壇〕

○市民部長（加藤博永君） おはようございます。

それでは、議案第82号 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書は61ページからとなります。

説明のほうは、議案書70、71ページの歳出のほうからさせていただきます。そちらをお開きください。

1款1項1目一般管理費、3節の職員手当等のうち退職手当組合負担金は、人事異動等に伴いまして62万1,000円を増額するものでございます。

下段の2款2項1目一般被保険者高額医療費、18節の負担金補助及び交付金ですが、昨年度と比べまして高額療養費の件数及び支払額が増加したため、307万円を増額するものでございます。

次に、歳入について説明させていただきます。

議案書戻りまして、68、69ページをお願いいたします。

3款1項県負担金・補助金、1目1節保険給付費等交付金（普通交付金）でございますが、歳出の一般被保険者高額療養費の増額分307万円、5款1項1目一般会計繰入金、3節の職員給与費等繰入金は、退職手当組合負担金分の62万1,000円となります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第83号について、建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは私から、議案第83号 令和3年度伊豆市簡易水道事業会計補正予算（第1回）について補足説明をさせていただきます。

75ページをお願いします。

今回の補正予算の未収金及び未払金についてでございますが、これは、公営企業化に伴い令和3年4月1日以降に発生する令和2年度の出納、いわゆる一般会計の出納閉鎖期間に当たる部分を未収金及び未払金として当初予算に見込み、計上いたしました。実際の金額と差異があったため改めるものでございます。

78ページをお願いします。2の流動資産の（2）未収金が、191万2,000円を852万9,000円に、79ページの5、流動負債、（2）の未払金578万7,000円を6,538万2,000円に改めるものでございます。

また、81ページから83ページは、令和4年3月31日時点の予定貸借対照表、84ページは、

令和3年度の予定キャッシュ・フロー計算書となります。令和2年度簡易水道事業特別会計の決算認定により、関連項目を併せて改めるものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案第81号から議案第83号までの3議案に対する質疑は、12月7日開催予定の本会議において行います。

◎議案第84号～議案第87号の上程、説明

○議長（小長谷順二君） 日程第10、議案第84号 伊豆市犯罪被害者等支援条例の制定についてから日程第13、議案第87号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正についてまでの4議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第84号は、犯罪被害を受けた方を支援するために支援体制等を明確にするため、支援に係る事項を条例化するため新たに制定するものです。

議案第85号は、大野農村公園を行政財産から普通財産とするため、所要の改正を行うものです。

議案第86号は、萬城の滝キャンプ場について、指定管理者制度に移行するため、所要の改正を行うものです。

議案第87号は、出産育児一時金の額の変更に係る健康保険法施行令が改正されたため、所要の改正を行うものです。

詳細について、それぞれ担当する部長に説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申出がありますので、これを許します。

初めに、議案第84号について、総合政策部長。

〔総合政策部長 新聞康之君登壇〕

○総合政策部長（新聞康之君） それでは、議案第84号について補足説明をさせていただきます。

伊豆市犯罪被害者等支援条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復と軽減を図り、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、市の犯罪被害者等に対する効果的な支援体制の整備に必要な措置を講ずるため、犯罪被害者等の支援に特化した条例を新たに制定するものでございます。

制定に至る背景といたしましては、国の第4次犯罪被害者等基本計画を受け、全国の地方公共団体において条例を制定する動きが広がりを見せる中、伊豆市でもその必要性を鑑み、

所轄の大仁警察署と協議を重ね、このたび本条例を制定することといたしました。

本条例で定める主な支援内容といたしましては、総合的な窓口の設置や相談受付、情報提供、見舞金の給付、日常生活の支援、理解の促進などとなっており、条例の施行は令和4年1月1日を予定しております。

私からの補足は以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第85号及び議案第86号について、産業部長。

〔産業部長 滝川正樹君登壇〕

○産業部長（滝川正樹君） それでは私から、議案第85号及び議案第86号について補足の説明を申し上げます。

まず、議案第85号 伊豆市農村公園条例の一部改正について、議案書は87ページをお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、認可地縁団体大野区会より、大野農村公園に地区集会施設を整備し、防災や地域づくりの拠点とするために本公園敷地の無償譲渡について要望がございました。市では、集会施設の整備や地域コミュニティ活動など、認可地縁団体大野区会としての公益的利用に鑑み、これを無償で譲渡するため、本条例から大野農村公園を削り、行政財産から普通財産への変更を行うものです。

89ページ、新旧対照表をお願いいたします。

表の右側、改正前の条例第2条で規定しております7か所の農村公園から、大野農村公園の名称と位置を削ります。

なお、本条例は、令和4年4月1日の施行としております。

議案第85号につきましては以上でございます。

続きまして、議案第86号 伊豆市萬城の滝キャンプ場条例の一部改正について、議案書は91ページになります。

改正の趣旨でございますが、萬城の滝キャンプ場につきましては、先ほどの行政報告のとおり、民間事業者からの事業展開についての申出を民間活力導入の絶好の機会と捉え、一定の期間、現行の直営から指定管理者制度による管理運営に移行するために所要の改正を行うものです。

議案書95ページ、新旧対照表をお願いいたします。

ページ左側、改正後の第10条では、地方自治法の規定に基づき、指定管理者による管理を行う旨とその業務範囲を規定しております。

第11条では、料金について、使用料の徴収から利用料金への変更を規定し、次ページ、第12条から第14条では、利用料金の減免、不還付、指定管理者の事業報告について規定しております。

議案書戻っていただいて、92ページ中段、改正条例の附則をお願いいたします。

第1項の施行期日では、指定管理者指定後の準備期間を考慮し、公布日から起算して7月

を超えない範囲内において規則で定める日とし、第2項から第4項では、条例の経過措置につきまして定めております。

補足説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第87号について、市民部長。

〔市民部長 加藤博永君登壇〕

○市民部長（加藤博永君） それでは、議案第87号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書は99ページになります。よろしくお願いいたします。

今回の改正でございますが、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営いたします産科医療補償制度の補償対象基準の見直しにより、補償掛金が1万6,000円から1万2,000円に変更されました。一方で、厚生労働省社会保障審議会医療保険部会において、少子化対策の重要性から、出産育児一時金の支給総額を42万円に維持することとされました。これらを踏まえました健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことから、伊豆市国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

101ページの新旧対照表をお願いいたします。

第5条中、出産育児一時金40万4,000円を40万8,000円に、支給総額を42万円に維持することから、加算額を1万6,000円から1万2,000円にそれぞれ改めるものでございます。

施行日については、令和4年1月1日から施行となります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案第84号から議案第87号までの4議案に対する質疑は、12月7日開催予定の本会議において行います。

◎議案第88号及び議案第89号の上程、説明

○議長（小長谷順二君） 日程第14、議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について（狩野川記念公園）及び日程第15、議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について（狩野ドーム・狩野グラウンド）の2議案を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第88号は、指定の期間が令和4年3月31日をもって満了する指定管理施設の狩野川記念公園について、公募によらない指定管理者として株式会社サンアメニティを、議案第89号は、狩野ドーム及び狩野グラウンドについて、公募によらない指定管理者として特定非営利活動法人伊豆市スポーツ協会を、いずれも伊豆市指定管理者審査会に諮問し、その審査結果が「指定管理者の候補者として適格であると判断する。」との答申を受

けたものですから、議会の議決を求めるものです。

詳細について、教育部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申出がありますので、これを許します。

教育部長。

〔教育部長 佐藤達義君登壇〕

○教育部長（佐藤達義君） それでは、議案第88号及び議案第89号につきまして補足説明をさせていただきます。

本2議案につきましては、来年3月で指定管理協定の期間満了に伴います、次期指定管理者の指定に係るものでございます。

伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条において、公募によらない候補者の選定について規定しており、その中で、指定管理者として当該施設の管理を行っている団体等が認められております。

今回の議案に記載している団体は、いずれも現在指定管理者としてそれぞれの施設の管理を行っておりますとともに、事業の継続性という視点やこれまでの実績等を踏まえまして、伊豆市指定管理者審査会に諮問をいたしました。

それではまず、議案書103ページの議案第88号の狩野川記念公園について御説明申し上げます。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

株式会社サンアメニティさんは、平成19年より指定管理者として施設の良い維持管理を継続しており、前回、公募により選定された平成29年4月からの業務実績について、令和2年度に実施した伊豆市指定管理者審査会による評価において、総合評価で良とされております。

このため、現指定管理者であります株式会社サンアメニティさんを候補者として、本年10月21日及び22日に開催された伊豆市指定管理者審査会において御審議いただきました。その結果、指定管理者の候補者として株式会社サンアメニティは適格であると判断するとの答申を受けました。

業務実績といたしましても、本日、参考資料として追加で配付させていただいておりますが、グラウンドとテニスコートで2万9,000人前後の方に御利用いただいております、コロナ禍での影響を受けました令和元年度、令和2年度においても、利用者の減少幅を抑えながら、公園部分の管理とともに適正に管理していただいております。

次に、議案書105ページの議案第89号 狩野ドーム・狩野グラウンドについて御説明申し上げます。

指定の期間は、同じく令和4年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

特定非営利活動法人伊豆市スポーツ協会さんは、平成29年4月より指定管理者として施設

の良好な維持管理を継続しており、令和2年度に実施した伊豆市指定管理者審査会による業務実績の評価結果において、総合評価で良とされております。

このため、現指定管理者であります特定非営利活動法人伊豆市スポーツ協会さんを候補者とし、本年10月21日及び22日に開催されました伊豆市指定管理者審査会において御審議いただいております。こちらにつきましても、指定管理者の候補者として特定非営利活動法人伊豆市スポーツ協会は適格であると判断するとの答申をいただいております。

業務実績といたしましては、体育館とグラウンドで3万人前後の方に御利用をいただいております。コロナ禍で影響を受けました令和元年度、令和2年度につきましては、利用者が大幅に減少いたしました。その間の管理運営について、人員配置の工夫等により管理経費の縮減にも努めていただき、適正に管理をいただいております。

これらの内容によりまして、両議案とも伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の規定により、指定管理者の指定について議会の議決をお願いするところがございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案第88号及び議案第89号の2議案に対する質疑は、12月7日開催予定の本会議において行います。

◎議案第90号の上程、説明

○議長（小長谷順二君） 日程第16、議案第90号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第90号は、伊豆市新中学校建設地の土地造成により学校用地となる市道鹿群経塚線について、道路法第10条第1項の規定に基づき市道認定を廃止するため、同条第3項で準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細について、建設部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは私のほうから、議案第90号 市道路線の廃止について補足説明をさせていただきます。

議案書107ページをお願いします。

本議案は、市道鹿群経塚線の廃止をお願いするものでございます。

108ページに位置図、109ページに平面図になりますので、御確認ください。

市道鹿群経塚線は、県道修善寺天城湯ヶ島線から狩野川の市道金山遠藤線に接続する道路でございます。同路線の道路用地は、伊豆市新中学校建設用地として活用するため廃止をするものでございます。

以上、補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第90号に対する質疑は、12月7日開催予定の本会議において行います。

◎散会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は、11月30日午前9時30分から開催し、一般質問を行います。

当日の発言順序1番の波多野靖明議員から発言順序5番の飯田大議員まで行います。

なお、本日提出されております各議案に対する質疑の通告期限は、12月2日の正午となっておりますので、御了承ください。

本日はこれにて散会いたします。

なお、この後、委員会室において広報委員会を開催いたします。

どうもお疲れさまでした。

散会 午前10時32分

令和3年伊豆市議会12月定例会

議事日程(第2号)

令和3年11月30日(火曜日)午前9時29分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第91号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算(第8回)

出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	佐藤信太郎君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	新聞康之君
総務部長	伊郷伸之君	危機管理監	稲村俊一君
市民部長	加藤博永君	健康福祉部長	栗山信博君
産業部長	滝川正樹君	建設部長	山田博治君
建設部理事	白鳥正彦君	教育部長	佐藤達義君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	稲村栄一	次長	永沼健一
主査	杉本優美		

開議 午前9時29分

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和3年伊豆市議会12月定例会2日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（小長谷順二君） 日程に基づき、一般質問を行います。

今回は7名の議員より通告されております。

質問の順序はお手元に配布のとおりであります。

本日は、発言順序1番の波多野靖明議員から発言順序5番の飯田大議員までの5名を行います。

これより順次質問を許します。

◇ 波多野 靖 明 君

○議長（小長谷順二君） 最初に、11番、波多野靖明議員。

〔11番 波多野靖明君登壇〕

○11番（波多野靖明君） 議席番号11番、波多野靖明です。発言通告書に基づき一般質問をいたします。

件名1、ICTを活用した観光施設案内について。

緊急事態宣言が解除され、秋の行楽シーズンに入り、伊豆市へ観光で訪れる方が増えております。とはいえ、いまだコロナの脅威が残ることもあり、旅行の形態も移動時に他人との接触が少ない自家用車が多く、ウイズコロナ、アフターコロナの時代の中でも観光しやすい伊豆市として訪れる人に親切な観光案内が必要なのではないかと考えます。

そこで、市内観光に訪れる方への施設の開設状況を、スマホなどを使ったネット環境で確認できるシステムの導入はいかがお考えでしょうか。

件名2、地元企業・事業者への支援について。

伊豆市では、人口減少対策として、移住定住促進のためいろいろな支援策が講じられております。コロナの影響もあり、リモートワークの需要も高まり、首都圏へのアクセスもいい伊豆市は、今後の流入人口を増やす絶好のチャンスであると考えます。

その一方で、コロナ禍での緊急事態宣言等の協力金は、テレビ報道によって、宿泊業、飲食店への協力金を全面に打ち出していました。コロナによる業績の悪化は、それ以外の業種の方々にも降りかかっています。

先日、私のところへ「ずっと地元で事業をしている、そのほかの企業や事業者に対しての支援が少ないのではないかと声が届きました。今回、コロナ禍でクローズアップされたことで、不満が募る方も多いのではないかと考えます。長年地域で根ざし、仕事をされている方々は、伊豆市を支えている方々です。今後、市内の企業、事業者への支援策はお考えでしょうか。答弁を市長に求めます。

○議長（小長谷順二君） ただいまの波多野靖明議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） みなさん、おはようございます。

大変ありがたいことに、伊豆の立地条件のよさ、観光地としての強さを痛感しております。20日の虹の郷のライトアップ花火に私も行ったのですけれども、何か市長になって初めてあれだけの多くのお客様を見たような気もいたします。

また、もみじ林にもたくさん多くのお客様がいらっしゃっていて、実はずっと、今は紙媒体ではなくて、観光客が皆、スマホで情報を得て来ているので、あまり現地での資料は必要がないというようなことも認識していたのですが、しかし、実際、私がああたりを偶然歩いていたんですけれども、もみじ林はどちらですかという観光のお客様からの質問を受けました。あちらの方向にどれくらい行くと無料の林で、こちらに行くと虹の郷があつて有料でと言ったら、いえいえ私はもみじ林に行きたいのです。上の梅林に駐車してきたんですと言って、つまり、どこにもみじ林があつて、虹の郷の中は有料でという情報を全く御存じのない方、修善寺梅林に駐車された方、その方に対する情報が実は何もなかったんです。

あの辺にもみじ林があるらしいという情報だけでお出でになった方にとっては、どこをどう歩いたらいいか実は分からなかったということを私が直接経験をして、やっぱりこれは何らかの形でもっと分かりやすい情報を提供しないと、せっかくおいでいただいた方が、何だここは、何にも案内がないのかという印象を持たれるんだなど、これまた恥ずかしながら再認識した次第です。

今の議員の御質問に対しては、問題意識として持っておりますけれども、現状と方向性について、産業部長から答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

訪れる観光客の皆様への親切な観光案内という点において、議員御指摘のとおり、施設の開設状況や、施設の混雑状況などのリアルタイム情報について、ICTを活用して一元的に発信することは、観光客への利便性向上やおもてなしにつながる有効な情報発信方法である

と考えております。

一方で、ICTの活用においては、例えば、入場者や駐車場の混雑状況など刻一刻と変化する情報をリアルタイムで一元的に発信するためには、統一的なシステムの構築、施設側での情報把握等、入力作業への労力の確保、広域的な情報発信への普及などが課題であると認識をしております。

親切的な観光案内とは、ICTの活用にとどまらず、訪れる方に分かりやすい、また、満足いただけるものでなければなりません。このため、ICTの活用をはじめとして、サービス向上につながる手法を幅広い視野を持って検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 今、答弁の中にございでしたが、入場者や駐車場の混雑状況などということなんですけれども、なかなか細かいことというのは、事業者の方にも協力していただければならないので難しいということはあると思います。

しかし、調べてみますと、全国では、例えば、愛知県の犬山市、観光協会のほうでは、駐車場の混雑状況が3段階で表示をされているそうです。また、世界遺産の岩手県の平泉では、観光案内の中で表示をされていて、やはり夜になると駐車場は閉まっていますよと、そういうような表示がされていると。そういうことを可視化するということで、観光客に優しく便利なそういうICTの活用ということになると思うんです。

伊豆市では全くやっていけないかということではないと思います。私は、伊豆市というのは、先日もネットのニュースで先に知ることになったんですけれども、インスタグラムとか、そういうSNSを多用していますし、先日は、東京の日本橋で伊豆市のふるさと納税のPR映像も流していると。それから、SNSもいろんな媒体を使っていますし、ユーチューブチャンネルなんかもあったりする。

また、伊豆市の修善寺の駅を降りたときに、先日、ピーターラビットの看板を見たんです。これは何だろうなと思ってよくよく見てみると、モバイルのスタンプラリーだったりとかして、やられることはやっているんだと思います。

ただ、皆さんにもっとしっかり発信するということが、観光客にさらにモバイルを使った発信をするということ、それと、やはり、以前、一般質問で下山議員がおっしゃっていたんですけれども、観光客が他市町の観光案内所で案内されて伊豆市の施設に来たんですけれども、実際に来たら、コロナの影響で閉まっていた、残念な思いをされたということがありました。

ぜひ、そういうところを事業者と施設の方と連携してやっていただきたいと思うんですけれども、その辺は何か今後お考えとかあれば教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） まさに、今、議員が例示していただきました様々な手法というのは、情報発信として今現在私どもでもやっているところはございます。

しかしながら、議員が御指摘のようリアルタイムの開設状況等々を発信するとなりますと、やはりその情報を各々の施設において把握し、先ほどもお答えさせていただいたとおり、それを常時更新していただかなければ、古い情報では逆に誤った情報を観光客の皆様にお伝えしてしまうと。

そうなりますと、やはり施設側の皆様、施設の皆様の御協力というのは絶対に必要なことだというふうに思っております。現段階において、具体的な検討というのを各々事業者、また観光団体等がしているということは、申し訳ございません、やっておりますが、今後、そういった御協力をいただきながら、極力リアルな情報ができるような手法を検討、またそちらについて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 新しいことを始めるというのは、とても悪いことではないし、すばらしいことだと私は思っています。なかなかパワーが要ると。だけれども、今現在伊豆市にある、例えば、今使っているSNSだとか、ほかの情報媒体があると思うんです。そういうアイテムを使ってのさらなる情報発信というのも必要だと思うんですけれども、その辺は何か、今あるものを活用していこうという考え方とか、考えはあるんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今現在、伊豆市の観光情報の発信、サイトにつきましては、伊豆市産業振興協議会のほうに委託した観光情報サイト、こちらからの情報を一元的に発信しております。

また、各観光協会の支部では、支部ごとにそれぞれ観光協会のホームページにおいて、地域の観光情報の発信をしております。ただし、これが、やはり伊豆市に訪れる皆様にとってみれば、市のSNSの発信も含めてでございますが、やはりいろいろな媒体を通じて情報を出すということは、やはり情報を取る側、訪れる観光客の皆様にとっては、やはりある意味煩雑だということもあろうかと思っておりますので、ここは、やはり何かしらの一元的な管理とこのをしていって、分かりやすい伊豆市であれば、あるサイトに入れば、伊豆市の観光情報は全て取れるというようなことを、やはり検討していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 伊豆市の観光情報サイト、私も中を見させていただきましたら、本当にいろいろなイベント情報だとか、例えば宿泊情報、例えば食べ歩きのような情報もあるし、例えば体験だとか、自転車のまちということですので、自転車も押し出しながら、そういうような情報をいろいろ出されているんですけども、そこを知ってもらったり、例えば、せっかくお金をかけてというか、予算をかけて、ユーチューブ動画なども素晴らしいものがありますので、そこをさらに広域に発信するということが必要だと思います。

最初の答弁の中にもありましたけれども、やはり広域的な情報発信の普及というところなんですけれども、観光ICTの活用の1つに、やはりSNSの発信というものが結構大きいと思うんです。その発信の1つとして伊豆市のプロモーションサポーターというものがあると思います。

そういう積極的に取り組んでくださっている方々に、本当に素晴らしい投稿をしていただいているんですけども、先日、#伊豆市いいねの投稿が何か5,000件を突破したとあるんですけども、この5,000件というのは、全て違う方の投稿なのか、それとも、もうある種同じ人がハッシュタグ伊豆市いいねをつけて投稿されているのか、その辺というのは、情報収集されているのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 5,000件を突破したということは承知をしております。ただし、この5,000件が同じ方が数多く投稿しているという場合もあるので、5,000件が全て別の方というわけではないというふうには伺っております。

ただ、詳しく何人かというのは、申し訳ありません、ちょっと把握はしておりません。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 私も、やっぱりSNSをいくつか使わせていただいているんですけども、そのたびに伊豆市の観光情報だったりすると、関係なくとも言ったらあれですけども、なるべく伊豆市いいねのハッシュタグをつけるようにして投稿しようかなということとは心がけております。

実は、こんな質問というのは、やっぱりフェイスブックとかインスタグラムの性質として、投稿者の発信というのは、その投稿者のつながりのある、いわゆるお友達止まりの発信になってしまうんです。そうすると、市外だったり、もっと県外や遠くの方に情報を伝えるというのは、なかなか難しい、拡散力が低いままになってしまうんです。そういうような特性がありますので、どうしても多くの人がSNSを通じて発信を心がけても、どうしても発信力が弱い。

そこで、例えば、今いる伊豆市のプロモーションサポーターの皆様の投稿を伊豆市のほう

でも発信のシェアをして発信していくということも考えられると思いますが、飛躍的に伸ばすためには、最近では、SNSの有料広告、SNSのフォロワーが多くても少なくとも関係なく、自治体の動画だとか、そういうSNSの投稿を有料投稿で多くの方に、また遠くの方に発信するという手法があるんです。

近くの市町でいいますと、伊東市がユーチューブチャンネルで登録者数が1万6,000人余り、そして、動画の再生回数も10万回を超えております。有料広告での配信というのもすごく大きな発信になると思いますが、その辺をお考えいただいているのか、どうしてもコロナ禍だったのでタイミング的に難しいということもあつと思いますけれども、その辺は、検討されているのか教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今、議員お話しいただきました伊東市のユーチューブの有料広告につきましては承知をしております。確かに、非常に話題になったということで記憶をしているところでございます。

当然、有料広告ということですので、そこにはやはり経費というものがかかるかと思えます。ちょっと詳細には承知していませんが、かなりの額がかかっているというふうには伺ってはおります。

そうした費用対効果ということと、やはり話題性という意味では、やはり私どもが知るように、ある一定の宣伝効果、情報は当然あるかと思えます。私どもも直接ということではございませんが、伊豆市産業振興協議会において、やはり観光情報の発信サイト、過去にこちらに情報を掲載し、発信を行いました。ある一定の1万件を超えるような閲覧数を確認はしております。

ただし、それがそのまま誘客につながっているのかというところは、正直効果測定というのができておりませんので、こういったお客様への閲覧数というのは把握できるんですけども、具体的にどれだけの誘客につながったかというところは、やはり困難であるという側面もありますので、これからそういったものをどうやって検証していくか、有効な手段として活用ができるのかということは、やはり検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 確かに、ICTの活用、SNSの活用が訪れる方の誘客に絶対的につながるというわけではないかもしれませんが、しかし、やはり満足度というところには、私は必ずつながってくるんじゃないかなと思っています。

それは、やはり、先日、観光庁の観光振興サービスガイドというものが出ていましたので、そちらを拝見させていただきました。そうすると、アンケートから見た旅行者のICT活用

の実態ということで、国内の20代から60代の男女520名を対象にウェブ上でアンケート調査を実施したということです。

そうすると、旅行前に9割以上の方が旅行の計画を立てたりすることで、パソコンだとか携帯端末から観光情報を得ていると。そして、旅行中も7割以上の方が情報通信機器、例えばタブレットだとかスマホ、そういうものを利用している。そして、旅行の後にも約5割の方がそういう自分の旅行体験などを共有しようということで、SNS上に投稿したり、ブログに投稿したりということが確認をされています。

ぜひ、まだコロナ禍ではありますので、警戒しなければならない状況も残されているところではありますが、できることは進めていただきたいと、そして、次のコロナの第6波が来るという専門家の意見もございしますが、そういうことの対策にも何かなるのではないかと私は考えております。

皆さんコロナの自粛で旅行に行きたいという気持ちも以前にも増して増幅していると思いますので、今、この欲求の強いうちに伊豆市の観光情報の発信を手堅く進めていくということが、マイクロツーリズムから拡大したときに集客にすぐさまつながると思いますし、今後もつなげていかななくてはならないと思いますので、ぜひ今後も伊豆市の情報発信というところでしっかりと検討していただきたいと思います。

また、以前、FMISの活用について一般質問をさせていただいたんですけども、FMISの活用ということは、観光情報の発信というところで強くやっていかなくてはいけない1つだと思っておりますけれども、その辺は何か検討だとか、FMISとの相談とかというのはあったのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答えられますか。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今現在、観光情報の発信において、FMIS様と具体的に発信の方法というのを検討しているということとはございません。

ただし、やはり電波に乗った情報発信の有力なツールであることには、ラジオというのは間違いありませんので、そういった情報、先ほど、やはり情報というのは一元管理すべきだと私は考えておまして、やはりその情報をどこで一元化するかという中においては、1つの選択肢ではあるのではないかとこのふうには考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） ぜひ1つ1つ問題を解決していくということで、観光客が伊豆市に観光に来たのに残念な気持ちにならないようにしっかりと、そういう現在の状況をしっかりと伝えられるように、そういうシステムとかの構築を考えていただきたいと思います。

次へお願いします。

○議長（小長谷順二君） それでは、地元企業・事業者への支援について答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 2つ目の御質問は、非常に難しいところで、私どももこの声は耳に届いているんですが、ピンポイントでどういう事業、業態の方が困っているのか、その把握が、いろんなどころからヒアリングしているんですけども、なかなか把握しにくいということがあります。

明らかに分かっているのは、インバウンドをメインのターゲットにしていた方々と、それから観光バスによって事業をされていた方々、ここは明らかに今でも全く回復していないということはあるんだろうと思います。

いくつかピンポイントでこういったところに行政の手が届いていないということをもまず確認し、その上で、1つ1つ、1軒1軒のお店に支援するわけにはいきませんので、ここから先は制度設計の難しさがあまして、どういう枠組みで制度設計すると広域としての事業になるのかというところが大きな課題です。

現状、ある程度観光については戻りつつあるのですが、そういった業態の方々は、まだ苦しい状態が続いているところがあるかと思います。したがって、ここで行政はもう経済支援は打切りではなくて、しっかり状況を確認し、把握し、そして制度設計していくと、この作業はこれからも進めてまいる所存です。

より具体的なことについて、産業部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） まずは、地元事業者への支援につきましては、コロナ禍における感染拡大防止や経済活動の維持、発展に係る支援策として、これまで新型コロナウイルス感染症拡大に伴う営業自粛協力金、地域経済応援給付金の給付のほか、食って得券事業、プレミアム付商品券いずっち券事業、経済変動対策貸付利子補給金事業、市民限定宿泊割引事業などを実施してまいりました。

新型コロナという非常事態においては、その時々において市内経済状況を見定めた上で、国や県の施策との整合、財政支出の規模、施策効果を勘案して、市において可能かつ必要とする支援策を講じてきたもので、あるいは議員が言われるとおおり、特定の業種に偏っているとの認識を事業者の皆様にご伝えることになったかもしれないと考えております。

今後、アフターコロナ、ウイズコロナを見据えた段階においては、これまでとは違った角度で、必要な振興策や支援策を講じる必要が生じてくるものと考えております。

先般発表されました国の経済対策においては、アフターコロナを見据え、経済を立て直し、1日も早く成長軌道に乗せていくとして、業種を問わずあらゆる民間事業者への給付など幅広い支援が盛り込まれるなど、経済対策も新しいステージに入ろうとしております。

市としても、こうした国や県の施策とも連携しながら、幅広い業種を対象とした施策の実施が必要であると考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 前向きな答弁だったと私は理解をしております。ただ、どうしても国の支援策というか、コロナの支援策で飲食店や宿泊業だけがどうしても全面的に名前が上がってくる業種だったということなんですよね。

その飲食店や宿泊業を支える業種への支援というものが結構気になったんです。どうしても飲食店だってそういう仕入れ業者がいますし、宿泊業も同様だと思います。

伊豆市内の中にも、その宿泊業を支えるためには、大きなリネン業者なんかもいるんです。リネン業者なんかも国のほうへ要望に行ったというのは、先日新聞に載っていたので見聞きもしたんですけれども、そういう、どうしても観光業といっても、宿泊業といっても、その裾野は結構広いんです。

なので、そういうところの事業者の困っている声というのは、届くとは思いますが、その辺をどうやって行政のほうは把握をしているのか。例えば、商工会から聞いているとか、どこかの組合から聞いているとか、そういうことがあると思うんですけれども、どのような情報収集というのが主になっているんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 情報収集、昨年来のコロナ禍において、やはりそういったお声というのを当然我々としても収集、把握しなければならないということで、当然に、事業者の皆様から直接お声をいただくこともございます。また、商工会、観光協会をはじめとした関係団体への照会というのもございます。

また、市内の金融機関にヒアリング等を実施して市内の経済状況の現況を把握するというようなことで、あらゆる業種において、今どういう状況かと、先ほど市長お答えしたとおり、1店舗、1店舗というのはなかなか把握は難しいんですけれども、業種単位での状況というのは、これまでも把握に努めておりました。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） いろいろ支援策というのも考えられているとは思いますが、なかなか決定的なものがないというところだと思うんです。

ただ、伊豆市の商工会さんあたりだと、今までは事業者の数というのが、もう軒並み下がってきていた、毎年。だけれども、実はコロナになってから事業者が今回初めて増加するんじゃないかというような話も耳にしたところがございます。

やはり商工会さんというのが地域の事業者をかなりの数把握していますし、事業者のほう

も困ったときには商工会さん頼みで行ったり、相談をすることがあるそうなので、そういう商工会さんをうまく利用してというか、活用させていただいて、事業者支援というものを考える必要があると思いますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） まさに商工会さんというのは、市内におきましては、最大の関係団体というふうに私どもも認識しておりますし、あらゆる業種の皆様がその会員になられているということでございます。

当然、全事業者ではないということもあろうかと思いますが、多くの皆様が会員になられているということでございますので、状況をお聞きする、把握する上では、最も適した団体であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 先ほどの観光ICTの活用ではないですけれども、しっかりと情報を事業者のほうも必要な人に届けるという発信力も必要だし、その情報収集というのも必要になってくると思います。

今後、そういうICTの活用というのは、事業者は絶対に考えていると思うんです。そういうところで、やはり商工会さんをうまく利用して、そういう、例えば勉強会なり、セミナーなりしてもらったりとか、そういうことも念頭に置きながら商工会を支援するということは、商工会の組織が強くなって事業者さんも力強いバックアップを持てるということだと思うんです。

なので、その辺の、商工会さんの力を活用させていただいて、事業者支援をしていただきたいと思います。

以前、商工会さんから、たしかリフォーム補助金か何かの話があったと思うんですけれども、リフォーム補助金の要望とかあったと思うんですけれども、その辺とかというのは、商工会さんと相談されて、何か回答というのはあったんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） リフォーム補助金の要望につきましては、過去に市が実施していた改修、住宅改修のリフォームの補助金ということで御要望はいただいております。本日時点で明確に文書等での回答はしていないんですけれども、これまでやってきた制度がどういう趣旨でやってきて、今現在実施はしていない制度でございますので、そのあたりを今検証して、お答えをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） コロナが始まった頃、ちょうど市長選挙も行われていました。大変な選挙戦だったと思います。

しかし、市長がしっかりと公務に専念し、宿泊業、また飲食業へのバックアップというのも大きなものがありました。それによってやっぱり市長というのは、菊地豊でなければ駄目だということで皆さん、市民の理解が得られた、支援が得られたと思います。

その中で、コロナを自然災害と同様に捉えて、市民をしっかりとそういう大きな影響から助けていかなきゃいけないというようなことを、たしかどこかで、私も耳にしたと思うんですけれども、市長のその考え方というのは、いまだに変わっていないのか、教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず、コロナについては、もう1年半こんな状況が続いているんですが、明らかにこれは危機管理です。いろんなところで、私申し上げているんですけれども、もう日本という社会は、憲法にも1行も書いていないけれども、危機管理という枠組みが全くないんです。

だから、人の命よりも個人情報の方が優先してしまうような、県の保健所から市町村に情報が行かないような、どちらが大事なんですか、人の命と。

ですから、私は徹底して危機管理の手法でこれまで1年半やってまいりました。こういう状況においては、もうこれは最優先だと思っています。

その上で、コロナからの教訓を2つ申し上げますと、1つは、大変経済状況厳しくなっている、市内の事業者さんの経営状況厳しいのは重々承知した上で、しかし、血を止めるばんそうこうだけの施策にはしない。せっきく公金を使わせていただく以上は、将来役に立つような、将来の投資につながるような制度設計にしよう、という努力をしてまいりました。

もう一つは、ここからの課題なんですけれども、プッシュ型の支援が必要なんだろうと思います。我々は、危機管理と申し上げながらも、どうしても公金の運用ですから、やはり行政の論理があって、今でもじくじたる思いをしているのは、前年度比で収益が下がったところに限定したわけです。

そうすると、せっきく伊豆市が好きで伊豆に来ていただいた1年半前に開業した、2年前に開業した方に支援はできなかつたんです、前年比ができないから。あなたが好きで伊豆市に来たんでしょう。前年比が対比できないから支援できませんと、これはやっぱりまずいですよね。

ですから、将来、また来たるべき感染症、その他のリスクがあるでしょうから、やはりそのとき、危機が発生したときの事業規模に応じて、こちらからこういう事業体なら幾ら、こういう事業体なら幾らというプッシュ型の支援を制度設計、もう考えなければいけないと思

います。

そのためには、事業規模の把握が必要、それからネットワークが必要ですから、今議員が御指摘になった商工会のあるべき姿。そして、商工会と観光協会の関係を考えますと、ひょっとしたら、それをくくっている産業振興協議会のほうがいいのかもしれませんが、少なくとも市内の事業者の事業規模と事業実態をネットワークとして把握する、これがなければプッシュ型できませんので、これを観光協会、商工会、それから産業振興協議会に入っているJAの皆さんともしっかり議論をして、来たるべき将来に向けての検討に入りたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） やはり市内の事業者というのも、本当にいろんな業種がおられます。小さな事業者ほどさらに苦しくなっていく、大きな事業者もなかなか苦しいと。これといった支援策というのは、なかなか難しいとは思いますが、ぜひとも今国も岸田政権になって、聞く力があると。それをまたしっかりとアウトプットするということが必要になってきます。

ぜひ、市長も市民の声を聞く力は十分あると思いますし、それをしっかりと支援策として市内の事業者、また市民へ発信をしていただきたい。そして、市長のしっかりと進める力と、あとは地域、また行政とそういう商工会だとか、いろんなものが協力し合って何とかこの伊豆市というのはさらに前に進んで、力強くなっていくんだと思いますので、ぜひ今後も市長のトップダウンで、また皆さんの協力で事業者のほうを支えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（小長谷順二君） これで波多野靖明議員の質問を終了いたします。

◇ 星 谷 和 馬 君

○議長（小長谷順二君） 次に、8番、星谷和馬議員。

[8番 星谷和馬君登壇]

○8番（星谷和馬君） 8番、星谷和馬です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

件名は、次年度事業の要望についてであります。

日本経済は、コロナ禍の落ち込みから、指数を見ると順調に回復しておりますが、伊豆市の主要産業である観光業はまだ途中中であり、さらなる支援を要します。

G o T oキャンペーンの再開、ワクチン接種の進展にもよるが、外国人観光客の入国制限の緩和等が考えられます。人口問題に関しましては、2020年に出生数84万人、出生率1.34とともに前年を割り、低い状態が続いております。これでは国力の低下を招き、そして、国際競争力の順位も下がっております。

このような環境下ですが、伊豆市の大型事業は順調に進んでおります。そしてコロナ禍で疲弊した企業、商店には、倒産防止、雇用を守るため、国・県と協力して様々な支援をしてみたいと思います。これからもできる限り支援をしてみたいと思っています。

伊豆市の課題は人口減少、地場産業の強化、そして企業誘致等です。伊豆クラブでは次年度予算に対して、提案、要望書を提出いたしました。その中からいくつか質問をいたします。

まず、1、奨学金制度の充実、2、婚活活動の実施と充実、3、小規模宅地の造成、4、積極的な企業誘致、5番、山林の保護と伐採です。

以上です。お願いします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの星谷和馬議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 私からは、まず総論を申し上げます。

4期目にして、実は、初めて職員向けに市長としての講話をしているんですが、その中で、環境の変化に対応しなさいということ、それから、状況の特出を把握しなさいということを強調しています。

そこで、これまでの13年半で伊豆市がどのように状況が変わったのかだけを今申し上げたいと思います。

まず、基盤産業の観光ですが、皆さん、もし東京に住んでいたらどうでしょうか、北海道とか京都ではない近傍に行きたい、軽井沢、箱根、伊豆。

軽井沢には、銀座と同じレベルのブティック、銀座と同じレベルのレストランがある、それが魅力なんだそうです。ちょっと疲れた体を休ませたい、恐らく今まではそれが一番、箱根が有利だったんだと思います。

最近、特に耳にしますのが、とにかく伊豆市まで近くなった、土肥も含めてです。土肥は今近いと言われているんです、首都圏の方からは。したがって、ちょっと休みたい、まず箱根がまず伊豆まで広がったことは間違いありません。やはり伊豆縦貫道月ヶ瀬インターの影響は極めて大きい、これが1つ。

それから、2つ目は、都市計画というのは、均衡ある発展と国民の福祉が目的なんです、実は、以前持っていた田方広域都市計画というのは、明示はされていませんでしたけれども、三島方向に人口を集めるような、そういう仕掛けといますか、そういう枠組みになっていたところを、田方広域から独立をして、伊豆市としての都市計画にし、そして、これまで駅の横が調整区域だった牧之郷を都市として発展させるような計画に変更いたしました。つまり、伊豆市の都市の在り方を変える、そういった法体系に変えたということです。

それから、もう一つが、森林に対する向き合い方。この数年間で森林整備に対しては、お金をかけることの公益性が高いということが、ほぼ国民の合意となり、県がやっていた森の力事業に加えて、森林環境税という全国規模の税制が入り、そして、狩野川の河口から天城

山までの全体の管理が防災だという流域治水という概念が今成立をし、国も大きな予算を充てています。

つまり、我々の宝である天城連山を自然景観のみではなく、防災の観点から手を入れる財源、安定的な財源ができた。これはいずれも大きな状況の変化です。

社会インフラが整いつつある、自分たちで都市の形を変えることができた。そして、8割を占める森林に対する財源もできた。この大きな環境の変化の中で、私たちはふるさと伊豆をどのように捉えていくかと、今そのような状況に立っていると認識をしております。

具体的な御質問については、それぞれ担当する部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私からは御質問の（１）と（５）についてお答えをさせていただきます。

まず、（１）の奨学金制度の充実につきまして。

市が実施しております奨学金制度につきましては、市内中小企業の人材確保、雇用確保を目的とした中小企業等奨学金返還支援補助金制度がございます。

昨年度から導入しました本制度は、現在、制度の周知とともに事業所における支援制度創設について市内事業所を訪問、また、伊豆市商工会を通じたチラシの配布を行っており、関心をいただいたり、前向きな検討をいただける事業者もございます。

来年度につきましても引き続き事業周知に努めるとともに、制度の課題を整理した上で、より充実した制度となるよう様々な検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、（５）の山林の保護と伐採につきまして、伊豆市は、面積の80%以上を森林が占め、この森林は水源涵養、山地災害の防止などの公益的機能を有しております。特に杉、ヒノキの人工林は、林産資源として利用可能な時期を迎えており、これまでも国・県の補助金、森林環境譲与税、県の森の力再生事業を活用しながら利用間伐や保育間伐を実施してまいりました。

森林の公益的機能の保全と資源の有効活用は重要な課題と認識しており、このため第2次総合計画後期基本計画において、農林水産資源の多面的な活用として、林業の振興、間伐や森林施業の効率化を位置づけております。

今後も引き続き国や県の支援を積極的に活用しながら、利用間伐や保育間伐などの森林施業、景観や防災に配慮した伐採、またナラ枯れ対策を推進し、適切な保護と伐採を両立させた施策を行ってまいります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私のほうから（２）から（４）につきまして答弁させていただきます。

（２）の婚活の実施と充実についてですが、婚活については、このたび策定した総合計画

の後期基本計画でも主な取組として位置づけております。

位置づけの理由といたしましては、人口減少を考えるにおいては、若者が出会い、結婚、妊娠、出産、子育てという一連の流れをパッケージにして、市が切れ目なく支援していくことが重要という考えがございます。

そのうちの出会いから結婚という大きな人生のステージの機会の喪失が、市として人口減少対策を考える上で非常に大きなものであることから総合計画に位置づけたもので、それが政策目的でございます。

婚活イベントについては、婚活事業に実績を上げている民間事業者と連携することで、ノウハウを学びながら成果をしっかりと上げていく事業にしたいと考えております。また、県と連携し、カップル成立が高くなると言われているAIを活用したマッチング支援事業を行っていきたいと考えております。未婚解消や充実した支援となるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、(3)の小規模宅地の造成についてですが、人口が減少していく中でも都市機能を維持していくためには、一定の居住人口の確保が必要となります。そのため、総合計画に位置づけた拠点性の高いエリアを中心に居住環境の整備を行ってまいりたいと考えております。

現在の状況といたしましては、まず公共施設跡地などから進めていきたいということから、中伊豆地区の旧橘保育園や旧さくらこども園を活用した住宅地の検討を行っており、適切な土地利用の促進を図るための条件整理や民間事業者の開発誘導のためのサウンディングを行っているところです。

また、さらなる民間事業者の開発誘導のためには、市の積極的な姿勢を見せていく必要があると考えておりますので、事業者にとってメリットとなる仕組みを構築できるよう検討してまいりたいと考えております。

(4)の積極的な企業誘致についてですが、市内雇用者の増加や税収の増加などの観点から、今後、最も努力すべきことの1つだと考えております。

現在は、公共施設を中心に現地案内によるマッチングを行っておりますが、企業が求める様々な条件に対し、紹介できる候補地が限られているため、マッチングがなかなか難しい面もございます。

しかしながら、総合計画に位置づけたシティセールスの観点からも積極的な企業誘致を進めていく必要がありますので、製造業や物流業にとどまらず、こういった企業なら伊豆市に合うのか、こういった企業なら伊豆市に誘致できるのかなどを考えながら、これからは待ちの姿勢ではなく、市から打って出て取ってくる意識を持って企業誘致を進めていく姿勢が極めて重要なことであると考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 丁寧な説明、大変ありがとうございます。

それでは、進めさせていただきます。

1、2、3は人口問題です。持続可能な伊豆市を目指すためには、どうしても次年度の事業がとても重要だと思っておりますので、その辺も踏まえてお願いします。

それでは、1番の奨学金制度の充実です。

奨学金制度の充実というのは、とても大切な事業だと思っております。これは、若者とか、そういう人たちのUターン、Iターンにつながるとも伊豆市の人口構成において、若者があまりにも少ないものですから、それらの人たちを増やす、入れるということで大切な事業だと思っております。

ところが、なかなか現状としてはなかなか厳しいんですよね。実績があるのかないかと前に聞いたら、実績がなかなか伴わないということをおっしゃいました。それは一体どういう観点から実績が伴わないのか、その質問をまずさせていただきます。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今、議員御指摘のとおり、実績は今のところございません。これは、前の9月の議会においても答弁させていただいたとおりでございます。

なぜかというところでございますが、やはり我々がコロナ禍において実際に事業を着手したのが今年の1月でございます。今、ちょうど1年、間もなく1年というところでございまして、その間において、やはり本制度においては、目的が市内中小企業の雇用の確保、若者確保というところの制度構築でございますので、まずは市内の企業の方々への周知が正直十分ではなかったというところだと思います。

そういった意味で、今現在職員が各事業所を訪問する、また商工会、先ほども答弁させていただいたとおり、チラシの配布等を使って、まずは市内の企業の皆様にこの制度を周知させていただくというところに今努めているところでございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 実績がないということは、やっぱりこの制度、とてもいいんですけども、もう少し枠を広げてもいいんじゃないかというように感じます。

例えば、市内の方だけではなく、市外の、これは事業者に出すんですよね、中小企業等奨学金返還支援補助金ということですが、その枠を広げる。だったら、市外の事業所、企業さんにももう少し枠を広げてはどうなのかなという形は自分自身は思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 繰り返しのになってしまいますが、こちらの制度が市内の中小企業の振興、人材確保というところを目的としておりますので、この対象を市外の事業者に広げるといふところ、これは、あくまでもこの補助金は、奨学金を借りられた方直接ではなくて、あくまでも支援をする中小企業に対して市が助成をするという制度でございますので、議員がおっしゃるような市外事業者まで拡大というのは、現時点では、制度とはちょっと、趣旨等そぐわないものというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） ここにおいて、部長と私の隔たりがあるんですよ、大きな隔たりが。それは、考え方とか、制度上のことがあるかもしれません。しかし、伊豆市は、若者人口が少ないんです。ですから、学生の卒業とか、30歳までの方が伊豆市にUターン、Iターン戻ってこいよということですよ。

そうすれば、特に田舎の人たちは、すごく若者が帰ってくると喜ぶんですよ。もちろん結婚して小さな子供がいればふるさとにぎわいとか活力、元気の源にもなるんですよ。

そして、おじいちゃん、おばあちゃんの高齢社会の中でも、若者が来ると空き家対策にもなるんですよ。やっぱり総合的に、複合的にすごく幅が広がるわけですよ。そうしましたならば、市内の事業者の方だけではなくて、もう少し枠を広げていただいたらなというのを自分は思うわけですよ。

そういった観点から、ちょっとしつこいですがけれども、もう一回質問させていただきます。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 星谷議員とも、前からこの議論させていただいております。私も、決してU、Iターンが目的ではないということではなく、当然に、若者が伊豆市に来ていただけるということも、当然、望むところではございますが、繰り返しのになりますけれども、本制度については、あくまでも市内の中小企業を振興するというのが第一義的の目的でございますので、そのところについて市外事業者まで拡大というのは、現時点ではやはりちょっと難しいというふうに考えております。

ただし、私どもとしても、この制度を職員が事業所回りをしながら、また、商工会を通じた意見照会をしながら、当然に見直すべき点というのが、御意見としていただけるのであれば、そういったものは、今後、御意見を賜りながら検討はしていきたいというふうに考えております。

まだ始めて1年という制度でございますので、今しばらくこの制度を維持したまま、必要な御意見は伺わせていただきながら、必要な検討はすべきではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 部長が見直すべき点は見直す、そういうことも具体的におっしゃってもらいました。ならば、次年度の予算で、今の現状の中小企業等奨学金返還支援制度という形で、市内の事業者の方に支援をするということで、でも、もしも次年度の予算で枠の中で実績がなければ、次の年には見直すということも可能だと思うんです。また、しなければ、せっかくの事業が幻の事業になってしまうということもあるんです。そういうことを含めたときに、市長に質問ですけれども、いいですか。この奨学金制度、市長としてはどのようにお考えでしょうか。答弁していただいたら。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） もう再三繰り返している議論なんです、奨学金、大学ですよ、大学の奨学金の返還支援が、伊豆市への大学卒業生の移住といいますか、伊豆市に戻ってくることにつながるのかどうなのかということですよ。

その理由を、いろいろアンケートとか取ってみますと、ほとんどの回答が、やはりお金ではなくて職業の選択肢のようなんです。今の議員の御主張は、例えば、伊豆市の子が大学に行って、修善寺に戻ってくる、三島市とか沼津市の会社に通う、その三島市とか沼津市の事業者に奨学金返還の支援をする。それと、その大学卒業生が伊豆市に戻ってくるという目的と、目的と手段がどう効果を表すんだろうかということを見ると、少なくとも私たちが把握をしている、より多くの職業の選択肢を求めて。それから、これが難しいところなんです、可処分所得は地方のほうが多いというのは、ある程度データあるんですけれども、可処分所得よりも金額としての給料。つまり、年収200万円より300万円、300万円のところが東京のほうが多いですよという、この2つの理由が非常に大きいことに対して、Iターンを増やす目的が奨学金という手段と、今の大学生の意識と、必ずしもそこは一致しているんだろうかというところが根底にあるわけです。

したがって、我々としては、奨学金も一手段として、今やっておりますけれども、より効果的な施策はどれなんだろうかと、今、模索しつつ進めているというところなんです。したがって、これは、どこかで我々は十分だということはありませんので、より効果の高いところ、より実績が上がるところに、しっかり改善をしていくということが大事なんだろうと思っております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 市長が丁寧な可処分所得まで言っていました。当然、我々伊豆市のほうが、土地だとか何かだつて低いはずですから、可処分所得は東京の所得に比べたら

いいはずだというような気もします。問題は、市長いろいろ答弁していただいたんですけども、この奨学金制度というのが、事業者に振り分けるじゃなくて、そのところを180度変えて、30歳までの若者に直接支援するということは、これは事業としては可能なのかなのか、ちょっと伺わせていただきます。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今、私どもが産業を担わせていただいて、そういった中で、先ほどの波多野議員からの御質問あったとおり、まずは、とにかく市内の経済を回して、事業者を支援するという大きな目的を持って、この制度もその一つとして、本制度を制度設計させ、実施をさせていただいているところでございます。

そういった意味で、今、議員御指摘、御質問のようなU、I、Jターンのための個人への給付というのは、また別の目的になるのかなと思いますので、そういったことが可能なのかなのかというのは、当然、庁内でも検討はさせていただくべきものということで、ちょっと私のほうから明確な御答弁できなくて申し訳ないんですけども、庁内での検討が必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 制度上のことまでちょっと僕述べたんですけども、なかなか今の現状ではどうかということですけども、この奨学金制度ですよね、これもう少し、やっぱり次年度の事業として進めるわけですから、その中で実績がなかった。例えば1件、2件、これでは事業として成り立たないんですよね。そうしたならば、もう少し枠を拡大して、より充実した事業という形で取り組んでいきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、2番の婚活ということに進めさせていただきます。

伊豆市の第2次伊豆市総合計画基本計画は作成されました。その中で、重点目標、少子化対策と次世代を担う人材の育成と書いてあります。それで、政策の1として、結婚から子育てまで切れ目ない支援をと書いてあります。

○議長（小長谷順二君） 星谷議員、もう少しマイク、口元に近づけて。

○8番（星谷和馬君） 近づける。

○議長（小長谷順二君） ええ。

○8番（星谷和馬君） はい、失礼しました。

政策1として、結婚から子育てまで切れ目のない支援というふうに書いてあります。文書が少し長いので省略させていただきますが、その中に、出会いの支援を行うとともに、妊娠・出産・子育てを通じてきめ細かな支援を行い云々と書いてあります。ということは、この出会い、婚活ですよね。これについて、今年は消防団に対して、いろいろな形で支援とい

う形で、サポートする形になっておりますけれども、今年、消防団に対する支援、実績としてはあるでしょうか、どうでしょうか、その辺をお聞きします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、お答えをさせていただきます。

消防団への婚活の取組状況でございますが、今年度は2回の婚活イベントを実施してまいりました。そのうち1つが消防団への婚活ということでしていたんですが、コロナの影響により、このイベントのほうは現在までできていない状態でございます。

コロナのほうもようやく落ち着いてきましたので、1月にイベントのほうを改めて開催を予定しているところで、今、調整中でございます。ちなみに、消防団への婚活ということで、一応うたってはいるんですが、消防団に限定しているわけでは特にございません。あくまで、地域に貢献している適齢期の市内の男性がおおむね消防団に加入していることから、消防というくくりで表現しておりますが、消防団を中心にした男性への出会いの場として設定をしてございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） コロナということで、全ての事業が、なかなか中止だとか、順延だという形になっております。伊豆市においては、静岡県においても、コロナが終息しております、今、現在は。

ところが、また、変なのが出回って、これが一体どうなのかということがちょっと分からないですけれども、その辺も踏まえた上で、せっきくの事業ですから、遂行させていただきたいと思っております。

せっきくの適齢期の方を、市としては直接サポートできないんですけれども、後方支援という形に、また、業者の支援という形で、いろいろなるかと思うんです。ということは、次年度も、消防団員を含めて、この婚活というのは事業としては進める予定でしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 先ほど、議員からも御発言ありましたとおり、出会いは、非常に必要な大事な機会だと思っておりますので、市としては、その取組は継続的に実施をしていきたいと考えております。また、消防団のほうも、これからやるわけですが、今年の結果を検証して、対象者、それから手法について専門業者と相談しながら、より効果の上がるような取組をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） お願いします。せっかくの若者、そして、消防団というのは伊豆市の在住の方がほとんどです。そうすれば、若者の人口政策の一環にもなると思うんです。その辺もよろしくをお願いします。

それで、今度は、私が質問するのは、少し間がずれたらおっしゃっていただきたいんですけども、これ伊豆市の職員ですよ。やっぱり適齢期の方が何人もいらっしゃいます、たくさん。そうしましたら、市としてもいろいろな形で後方支援ですよ、サポートという形になります。市の職員ですから、慎重を期することはもちろんですけども、そういうことを踏まえて、市の職員に対する婚活とか何かの形で支援ということは考えられますか。どうでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 市役所の職員への婚活ということだと思いますが、実際、市役所のほうは職員数も多いですし、また、独身の職員が多いということも事実でございますが、特に、市役所として、組織として婚活の取組を行うということは、特に考えてはおりません。

ただし、市として婚活事業については積極的に取り組む姿勢でございますので、その取組に職員が一市民として参加していただいて、結果として結ばれれば幸いなことだと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） いろいろ細かく答弁していただきました。でも、調べてみると、各自自治体で、職員に対するあっせんという形で支援している自治体があるんです。その辺も調べていただいて、僕が先ほど言ったとおりに、身内ですから、慎重を期しますから、特にその辺は気をつけていただいて、何らかのサポートをしていただきたいと思います。

また、消防団と同じで、市の職員の方も伊豆市在住の方が多くははずですよ。そうしますと、人口対策とか、そういう形に直接結びつくので、その辺もできましたら、何ができるのか、どの程度までできるのかということは、ちょっと具体的には乏しいかもしれませんが、何らかの形でしていただければと思います。

それでは、小規模宅地造成ということで質問させていただきます。

国の社人研では、2045年には、伊豆市の人口1万5,152人ですよ。それで、それらということで、伊豆市のまち・ひと・しごと創生におきましては、2万1,000人を目標ということに掲げました。

それに対して、私は、過去に宅地造成ということで、様々な質問をさせていただきました。

熊坂のヒラ平においても市の土地が9,600平米ありますから、そこに20世帯、30の団地を造って、分譲を造っていただいたらどうだろうかということも、質問させていただきました。そこにおいては、若干、平行線があって、前に進まなかった。これは、20、30ではもう、中規模ですから、リスクを伴うということで、市が反対したと思います。だけど、今回、私が一般質問するのは、小規模ということですよ。小規模ですから、だいたい、3つ4つ5つ世帯ということ希望するわけです。これは、私が議会報告会でやったときに、中伊豆の方とか、湯ヶ島の方が、息子が家を建てたいけれども、そして、私はこの中伊豆に住んでいるなら、中伊豆の地区に家を建てたいけれども、適切な、適正な宅地場所がないということで、それをいただいたことがあるんです。需要はあるのに供給体制ができていないということで、ちょっと、ほかの市町に移っちゃった方もいらっしゃる、ちょっともったいないという感じをしました。

そこにおいて、答弁の中で、市のある土地、例えば、中伊豆が旧橋保育園でしたか、それで、旧さくらこども園、そのあとの宅地分譲を市としては積極的に考えていきたいという答弁をいただきました。その中で、ということは、これは次年度の中の予算に入っているんですか。その辺をお聞きします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 旧橋保育園、それから旧さくらこども園の跡地の活用につきましては、来年度の予算にも計上する予定でございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） ということは、2か所同時にやるということですか。

○議長（小長谷順二君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） まず、旧橋保育園につきましては、新中学校、それから温泉病院に近接する未利用固有財産の活用ということで、宅地化を基本方針として、現在、取組を進めております。

旧さくらこども園については、地域における拠点として求められる機能、それから役割を検討しているところでして、総合的な観点から、何が、どういう活用がいいのかというところをちょっと方向性を検討しているところで、住宅地については、旧橋保育園を今進めようとしております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） この問題は、前、三田議員が一般質問しましたよね。そのときに僕は

議事録見たときに、市長が100坪ぐらいの土地を用意して提供したいということをおっしゃいました。それが現実的に次年度の予算で前向きに前に進むということは、とってもいいことだと思います。ということならば、まだ設計段階だと思っております。具体的に何世帯ができるのか、または、どの程度の平米でなのかということ、まだ具体的には進展していないということによろしいですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 旧橋保育園の宅地につきましては、コンセプトとしてゆとりある区画割、それから安心・安全をコンセプトとしております。まだ、そこまでのコンセプトの設定で、これから区画割とかというのは詰めていきたいと考えております。

いずれにしろ、ゆとりある、広々とした居住空間を設けたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 本当によかったと思います。隣の伊豆の国市とか、三島市、沼津市に行くと、宅地分譲というのは、大体50から60が相場です。でも、伊豆市の特有な環境問題を含んだときには、その面積よりもっと広くて、庭があって、小さなお子様と遊べるようなところがあったら、よりよい宅地分譲だと思いますから、その辺を踏まえて、次年度で計画をしていただきたいと思います。

それでは、宅地分譲ですけれども、私は小規模の、さっき言ったとおり、3つか4つか5つぐらいがどうでしょうか。これを拠点に、いくつも開発をしたらいいんじゃないかということをおっしゃいました。中規模だとリスクがあるから、各コンパクトなところに、約一反分ぐらい、1,000平米ぐらい、3つ4つ5つぐらい造ったらどうかということをおっしゃいましたが、市としては、そういう計画ということは考えられますでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 小規模の宅地の供給については、ちょっと私のほうからお答えさせていただきます。

今、都市計画課のほうでも検討はしてまして、集落機能を維持するために、確かに議員のおっしゃるように、需要があるということであれば、二、三、小規模な宅地を供給し、人口減少を止める政策というのは必要だと考えております。

ただ、それら、その担い手となるのは、伊豆市内の宅地造成業者に行ってもらいたいと考えております。といいますのは、様々な理由で、今、伊豆市ではちょっと起こらない、開発が起こらない事実がございますが、ヒアリングをしたところ、販売利益が見込めないから難しいということございました。

ただ、一方では、そういった民間宅地業者は、宅地造成、住宅開発、高額な商品で、裾野が広い産業ですので、市外のほうへ積極的にそういったことを開発造成するというのは非常に困難なものですから、なるべく市内の中で、行政と協力して進めていきたいという需要がございましたので、なるべくその小規模な可能性がある宅地について、それぞれ、民間の事業者さんができるような裾野を広げて支援していきたいなと思っております。

具体的には、農地の転用だとか、小規模な宅地に必要な接道となる道路の整備だとか、計画段階でございますが、そういった検討を進めているところです。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） とてもいい答えをいただきました。せっかく需要がある限り、それに応えていくというのは、市としては大切だと思っております。理事では制約上とか、いろいろあると思うんです。ですけれども、前向きな答えをいただきました。この中で、理事が裾野を広げ、支援をしたいとおっしゃいましたけれども、具体的にどういうことでしょうか。ちょっとおっしゃっていただけますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めます。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 民間の方が住宅地を求める理由に、一つは、当然働く場が近くにあること、また、病院だとか商業施設だとか、そういう利便性がある施設があること、そういったものについては、都市計画で、最低、中心市街地には維持していきたいと。まさに中学校の整備をしていますが、その線に沿って、また、病院もそうですが、進めているところでございます。

一方で、民間のそういった住宅開発は、それとセットで、需要があるところにちょうど必ず応じる形の中で、ニーズに沿った整備をしていきたいということで、具体的に、議員がおっしゃったような、求められるのが、例えば、300平米の大きな庭つきが伊豆の国市や三島市と比べて需要があるということであれば、その点が伊豆市の大きなメリットになります。環境のいい場所で子育てをする環境として求められているなら、そういったものを整備していきたいと思っていますし、また、子供たちが遊べる公園等、そういったものについて併せて計画をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 伊豆市の人口減少において、より具体的な形ということで、僕は、小規模宅地の造成をいつも描いているんです。当然、コンパクトな地域ならば、インフラ、いろいろな整備が、整備基盤が整っているわけですね。そうしますと、民間の方が、現実的

に開発しているところは、伊豆市では牧之郷とうちの地区だけなんですよね。ほかはないんですよね。そうしますと、伊豆市に魅力がないから、民間業者が来ないということは、利幅が、企業ですから、取れないということで来れないと思うんですよ。

ですから、その辺を、人口減少のことをうんと大きく踏まえた上で、市自ら宅地したらいかがでしょうかということ。それでリスクを伴い、小規模ということですよ。

これも僕いろいろ調べたんですけれども、各自治体で、いろいろやっているわけですよ。中規模のところもやっているし、小規模のところも宅地分譲を、町、自治体が自らやっているところがいっぱいあるわけです。それを伊豆市としても、より具体的に前に進めていただきたいなというように思いなんです。それは、理事がそういう形で、前向きな答えをいただきましたから、これでやめますけれども、伊豆市の人口減少を考えたときには、より積極的に前に進んでいただきたいと思います。お願いします。

それでは、積極的な企業誘致ということですが、これも大変難しいんです。実績見ましたら、資料見たら、ないんですよ、企業の進出が。牧之郷に1社、今、工場の建設をして、大変よかったと思うんですけれども、これは、市内の移動ということなんですけれども、新規がないということ。これはとても難しく、どうしたらいいのかということが、部長の答弁の中にもありました。現実的にはとても難しいだろうなという気がします。

けれども、コロナによって、ワーケーションとかテレワークという形で、日本の人口形態が少し変わりました。東京圏から、東京から、東京の人口が初めて減少したんですよ。そういうことを踏まえたときに、伊豆市の吸収する要素があるのではないかと。また、産業構造においても、コロナによってがらりと日本経済が、産業構造が変わったと思うんです。

その辺も踏まえた上で、いろいろな業種の進出が考えられると思うんですけれども、ニッチとか隙間とかということもありますけれども、その辺は抽象的ではなくて、具体的にどうということが考えられるか、答弁できますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 現在、伊豆市、これまで企業の進出の実績がない、なかなか難しい状況がございますが、ここ最近、いろんな企業さんのほうからお話をいただいている状況でございます。

ただ、なかなか伊豆市特有の土地の問題がありまして、いろんな土地を御案内をしたりしているんですが、なかなかうまく適応するような土地がないという状況でございます。ただし、先ほど、議員の御発言にありましたとおり、こういう社会状況の変化の中で、今まで伊豆市に目を向けなかった企業も伊豆市に目を向けていただいている状況があるのは確かだと思っております。

ですので、できるだけ、その辺、市有地は当然なんですけど、民有地も含めて、市のほうで情報をなるべく収集をして、伊豆市に来ていただけるお気持ちのある企業に対しまして、土

地とかの提示をして、なるべく企業に来ていただくように努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） すいません、いろいろありがとうございます。

それで、自分から1つ提案なんですけれども、伊豆市の既存の企業さんが、事業者が工場の拡張だとか、用地の買収だとか、そうして企業拡大を図る、とてもいいことだと思うんです、既存の企業さんが。そういう中で、伊豆市としては何らかの支援ということは考えられますか。難しいかな。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 既存の市内の事業者が事業の拡充をするために、新たに建物を建てたり、土地を取得するということでは、今現在、企業立地事業補助金というのを産業部のほうで所管しておりますので、要件に当然該当するのであれば、そういった財政的な支援が可能であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 企業誘致がなかなか難しいということである中で、地元の企業さんが工場拡張だとか、そういうことがあったならば、難しいかもしれませんが、市もできる限りの支援をしていただいたら喜ばしいなと思います。

伊豆市の事業者はみんな中小企業ですから、税収だとか雇用な面でも総合的に判断すればとてもいいことですから、それなりの支援等をお願いします。

それでは、山林の保護と伐採という形で質問させていただきます。

この森林事業では、先ほど市長が言ったとおり、今や世界的規模に考える必要があります。そして、地球環境に森林というのは貢献します。そして、森林が地球を守ると言っても、僕は過言ではないと思っております。そのぐらい、地球が今、温暖化等、いろいろな課題を抱えている中で、この森林政策というのは、今や世界的な総合判断だと思っておりますので、伊豆市では面積が363平方キロメートル、静岡県で5番目に面積が広い。そして80%が山林です。ですから、この山林をいかに活用するかということなんですよね。活用して生かす、また育てる。

そして、その中で国策に応じて、杉とかヒノキはちょうど樹齢50年、70年をむかえてるんですよ。ちょうど答弁していただいたけれども、ちょうど資源としてちょうど最盛期を迎えているわけです。その時にやっぱり国、県、伊豆市の林業に関しては問題ないんですけど

も、問題は個人の私有地、これが結構荒れているんですよ。そのままなんですよ。いろいろ昔は山師だとか切り子だとかいたんですけれども、今は全くいませんから、その辺はどういうように対処するのか、できましたらお答えをお願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今、議員が御指摘いただいたのは、市有林といっても私有林のことだと思えます。やはり地権者が、過去の経緯から地域の共有であるとか、個人で山を所有している方もいらっしゃいますが、多くはやはり地域の共有林というものでございます。こういったものが、やはりなかなか手が及ばずに今、荒廃しているというのは、議員御指摘のとおりです。私どもも承知しております。

そういった意味で、今、森林環境譲与税、こういったもので国からの支援もございます。こういった財源を活用しながら、今現在私どもが進めているのが、そういった私有林につきまして意向調査を今アンケート等で実施をしております。

そういった中で、経営管理制度というのがございまして、もしその所有者の皆様が御同意できるのであれば、市に一旦その経営管理を、管理権を市に移譲し、市において伐採等活用ができる木であれば、これは民間事業者に伐採をお願いする。利用間伐をお願いする。もしどうしても条件的に合わないものは、保育間伐、切捨て等を行いながら、適正に森林を維持していくという経営管理制度というものが、森林環境譲与税とともに創設をされておりますので、私どもとしては、森林環境譲与税を財源としてこういった経営管理制度を導入しながら、私有林、共有林の適正な保護に努めていきたいというふうに今現在考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） とてもいいお答えをいただきました。ということは、林業というのは、ビジネスとしてはなかなか成り立たないわけですよ、現実。そうしますと、こういう形で市がいろいろな形で中に入っていたいただければ、保全林にもなるし、それで売却にもつながるし、問題は、売却したくても立地が悪いと人の土地を通過して伐採するわけですよ。そして搬入する。そうすると、うまく業者の方が赤字だよ、金額逆に頂くよということが多いですよ、現実として。その中で、部長にこういう答弁をいただきましたから、これはこれでいいのかなという感じはします。

とても個人的ですけれども、うちも山があるですよ。でも、人の屋敷があるものでできないんですよ。その辺もどうかなということで、僕とても今悩んでいるんですけれども、いろいろ意見をいただきまして、また、そのときには市民の方の相談に乗っていただけたら、市民の皆さん、とても喜ぶと思いますから、その辺はよろしくをお願いします。

そして、最後ですけれども、昨今ナラ枯れが多いんですよ。ナラ枯れという形でシイタ

ケの生産者の方、クヌギとかナラをいろいろな形で再生をしたんですけども、今はそういう形も少なくなっちゃってナラ枯れがすごく多い。それに対して、市としてはどのような形で支援をするとか対処するのか、その辺ができましたらお願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） ナラ枯れの問題につきましては、昨年来御指摘をいただいております。私どもも喫緊の課題というふうに認識をしております。数年前までは全く認知もされないほどでしたが、ここ数年でナラ枯れが現実に見えて広がっているというふうな危機感を持っております。

そういった意味で、本年度からナラ枯れ対策に対して、今、議員お話しいただきました特に伊豆市の場合はシイタケ産業もございますので、シイタケ栽培の農家の方々の支援も含めてナラ枯れの補助制度というのを創設して、今、実際実施しているところでございます。また、来年度につきましても、引き続き森林環境譲与税等の財源を活用させていただきながら、このナラ枯れ対策に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

よろしいですか。

○8番（星谷和馬君） ありがとうございます。

○議長（小長谷順二君） じゃ、これで終わりでよろしいですか。

○8番（星谷和馬君） はい。

○議長（小長谷順二君） これで、星谷和馬議員の質問を終了いたします。

11時15分まで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 三 田 忠 男 君

○議長（小長谷順二君） 次に、14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 14番、三田忠男です。

件名として、来年度予算編成に当たり、区長要望、その中には個人の要望とか団体の要望も入っていますが、議会提案条例の政策、あるいは予算条例の位置づけについて伺います。

来年度予算の編成事務に当たり、市長の政治姿勢、政策決定、予算案作成時の判断基準等について伺います。

1、市長が政策を提案するとき、部下の政策提案を採択するとき、そのようなときの判断基準はどのような基準に基づいて判断しているのか、参考とするものは何を、何というんですか、参考とするようなことはどんなような意思になっているのか、あるいは何を優先してそういうものをどう判断しているのか等、大きな観点から伺わせていただきます。

2番目として、区長要望等の取扱いの位置づけについて、たしか年間5件に絞ってということを出しているかと思えますけれども、それを予算上の採択にする場合の判断基準についてはどのようになされているか、伺います。これは判断基準のみならず、流れとかその結果の周知とかそういうことも含み入れて、区長要望の位置づけについてお伺いします。

3番目として、タウンミーティング等、住民との、あるいは各種団体との意見交換時の観点から、そのような意見についてはどのように予算上取り扱っているのか、伺わせていただきます。

4番目として、議会提案条例、決議等はどのような位置づけになり、取組の実績を伺います。具体的には、伊豆市の地酒で乾杯を広める条例、伊豆市民が共にあゆむ手話言語条例、これは昨年の9月にも同じようなことを聞かせていただきまして、1年間たっておりますので、それがさらに進化を深めているのか、予算上も増えているのか、そんなような位置づけからの質問になっております。

5番目、多忙な市長にこの件もお願いするのはどうかと思いましたが、全国手話言語市区長会に加盟し、手話言語法の制定を国に求めるなどの活動に取り組む予算編成を組むつもりはありませんか。これは、入ってもらえませんかとストレートに言いたかったんですが、予算編成の中ですので、実績としてその出張費等の予算がないと行かれないでしょうし、そういったような意味で遠回しな表現になっておりますが、御了承願いたいと思います。

6番目として、最後に、来年度予算編成に関する重点課題等は何か、伺いたいと思います。

○議長（小長谷順二君） ただいまの三田忠男議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず、私の政策判断の基準は、今、総合計画です。戦略的に作成いたしました総合計画には、伊豆市が実施すべき施策が全て盛り込まれ、また重要度も含めて総合的に整理をしてあります。

それから、一つ、市長に手話言語条例のあれに入ってくれという御指摘でしたが、実はこれは聴覚障害にかかわらず、もうSDGs、多様性の受入れというのは世界的な潮流で、極めて重要な課題になっています。

この機会に一言申し上げたいのですが、今年は伊豆半島ジオパークがユネスコ世界ジオパークの再認定の年なんです、強く指摘されているのが、スタッフの中で女性が少ないとい

うことなんですね。もうこれほぼユネスコの世界では、ほぼ均等でなければ許されないような状況になっています。何とかうちも来年から女性職員を出せないかなと今考えているんですけども、したがって障害者、聴覚障害のみならず、障害のあるなしにかかわらず、それから男女、それから若い人、高齢、外国人、宗教、あらゆるものの多様性を私たちは今までの日本社会以上に真剣に世界に目を向けないと、あるとき気がついたら日本が孤立しているような状況になりかねません。したがって、そのような観点で市政も運営させていただきたいと考えております。

そのほかの御質問については、それぞれ担当する部長に説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、2つ目の御質問、それから3つ目の御質問と関連いたしますので、併せて答弁のほうをさせていただきます。

まず、全ての予算につきましては、市の最上位計画である第2次伊豆市総合計画に基づく各種施策を遂行するための予算が優先されます。

その中で、地区要望についても、毎年一定規模の枠を取って予算化をしておりますが、区長要望事項の採択判断基準につきましては、優先度の高い項目からということになり、この考え方はタウンミーティング等において出された住民からの意見の取扱いについても同じでございます。具体的には、いずれも安全面での緊急性、地域間での公平性、財政面などを考慮し、担当部局において個別に判断をさせていただいているところです。

以上です。

じゃ、すみません、引き続き6番目の御質問もお答えいたします。

来年度の予算編成に関する重点課題についてでございますが、予算編成に当たっての基本方針を、総合計画を着実に推進するための予算編成として編成を行っております。そのため、後期基本計画の基本方針である「持続可能な市政運営」の礎を築くための取組といたしまして、本格的な人口減少社会の到来に向けた戦略的対応、将来にわたる安定的な行財政運営の堅持、新市建設計画完了を見据えた特定政策課題の解決に向けた取組の継続を重点課題の3本柱として掲げ、予算編成に取り組んでいるところです。

令和4年度は、新中学校建設、日向地区の防災公園整備や新ごみ処理施設の建設など大型事業を予定しており、新市建設計画の仕上げに向けた重要な年となります。引き続き戦略的に取り組むべき重要施策と健全な財政運営の両立を図りつつ、しっかりと事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 続いて、4番について、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、4の御質問のうち、議員提案条例、決議等の位置づけと地酒で乾杯を広める条例について、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、議員提案条例や決議等の位置づけにつきましては、地方自治法に基づき議決を経て制定された厳格なものであると認識をしております。

その上で、伊豆市の地酒で乾杯を広める条例の具体的な取組としましては、産業振興協議会委託事業の一つとして、市民が伊豆市のすばらしい宝を再発見し、おすすめスポットとして来訪者に紹介してもらうことを目的とした市民ツアーにおいて3つの蔵元巡りを実施しております。

また、修善寺虹の郷では、万大醸造、ベアードビール、中伊豆ワイナリーのお酒が飲めるイベントが開催され、NPO法人による修善寺駅西口でのイベント開催など、市民や来訪客に対する地酒のPRや知名度向上に向けた取組を実施しております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、4番、5番、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） それでは、私のほうから4番の一部と5番について説明させていただきます。

4の御質問のうち、伊豆市民が共にあゆむ手話言語条例に関する取組と実績について答弁いたします。

手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解の促進や手話の普及に向けてパンフレットの作成や聴覚障害者への手話通訳者の派遣事業、また手話奉仕員養成講座や夏休み子ども手話教室と市民向け及び市役所職員向けの手話講座を開催しております。

今後も聴覚障害者との相互理解を深めるために、言語である手話の普及に取り組んでまいります。

5の全国手話言語市区長会への加盟については、全国各市区の手話言語施策の情報が得られることや、手話言語法の制定に向けて活動することができることなど、聴覚障害者に対する情報保障の環境整備を進める上で、会の趣旨に賛同し、入会することは必要だと考えております。現在、全国手話言語市区長会への入会に向けた手続の準備を進めております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） それでは、1つずつやらさせていただきます。

○議長（小長谷順二君） マイクを。

○14番（三田忠男君） すみません。それでは、1項目ずつやらさせていただきます。

総合計画を基準にということは当然分かるわけですが、さらにその中に具体的な項目になったときに、さらに細かく言えばどんなところが選択するとき、査定するときになるのかなということが非常に分かりにくかったもので、この質問になっているわけですね。

例えば総合計画を基本とした上でさらに優先する場合、各部署のやる気の度合いを考慮してみたりとか、あるいは政策提言の質や、あるいはその効果等の考慮になるのか、あるいはその背景に地区住民等の強い要望、提案等があった場合は参酌しているのか。ちょっと具体的な場面での判断というんですか、マニュアルにできないような判断のところの質問になり

ますけれども、伺える範囲で答弁願えたらと思います。いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） ただいまの御質問でございますが、基本的には事業の優先度や重要な案件については、意思決定会議でございます市長戦略会議に諮るなど、全体のバランスに考慮した調整を行っております。その際には、事業の質、それから費用対効果、市民への影響等を当然考慮いたします。先ほどお話しありました要望が強いからといって取り入れるようなことは決してございませんで、あくまで先ほど答弁させていただきましたとおり、安全面での緊急性、それから地域間での公平性だったり、あと財政面などを考慮して総合的に判断をさせていただいております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 総合的にということはいいい言葉でして、私たちには分からない概念、私もよく使いますのでそれ以上質問いたしません、そうなりますとあれでしょうか、総合計画に記載されていないような政策提案等については、考慮の範囲には入らない、やっぱり全ての予算の場合は、総合計画に載っていないとなかなか採択はされていかないというように理解してよろしいのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 総合計画は、伊豆市の将来像を描いたまちづくりの指針となるべきものとして活用いたします。これから実施する事業を全て当然掲載しているわけではございません。基本方針の下、重点目標を掲げまして、その目標を達成するための施策のうち、シンボリックな事業を掲載してございます。目標を達成するためには、その掲載した施策だけではないものですから、社会情勢、それから財政状況等見ながら、状況に適した対応を取っていくこととしております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 区長等の要望について移りたいと思いますけれども、再度区長会の要望等について、5項目あったりするわけですが、それが区長が1年ごとで替わることによって同じ地区の提案が替わったりすると、いつの間にか何か消えてしまうみたいなイメージで、区長間の間では、もう既に前の区長がお願いしているから、そんなことは上げなかったよなんてことも言うわけですが、その辺の周知徹底、要望の周知徹底とか、あるいはその結果の通知は最近もらっているみたいですが、じゃその場合、次の年度について

再度不採用になったものはどのように扱ったらいいかとかは、区長会等で細かく説明はされているんでしょうかね。いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 一旦私から、すみません、整理をして答弁をさせていただきます。

計画というのは、将来に向けての施策の判断基準ですから、なるべく緻密につくったほうがいい。そして、それを予算という形で執行命令出すわけですね。計画に基づいて市長が予算を承認いただき、予算の執行命令という形で推進していく。しかし、状況の変化に応じてやっぱり変えることがあるわけです。例えば地区要望の中でも緊急性の高い、これはもう道路が危ない、用水路が壊れちゃっている、これ緊急性があるわけですから、そういうのは柔軟に反応してまいります。

そういう前提の中において、さらに地区要望、120の区から5件ずつ、600あるじゃないですかと。もうほとんど毎年区長会やるたびに、やってくれない、やってくれないなんですね。そこで私が提言させていただいたのが、少し大きいくくりで昔の小学校区、つまり昔の村のような、中狩野村とか上狩野村とか西豆村とかそれくらいのくくりで、地域の在り方を考えませんかと提言したのが地域づくり協議会だったんですね。

ですから、その中で一定の500万円という枠にしておりますけれども、その地域の中で決めていただいて、優先順位をつけてやっていただくものは、皆さんで判断をしていただこうと。それができないものとか、それになじまないものは、市がしっかり公共事業としてやりましょうという整理をしてきたわけです。

ですから、毎年、毎年地区要望をやってくれない、できませんでしたの繰り返しは、もう繰り返したくなかったんですね。ただ、それをもって全部はカバーできませんので、その地域づくり協議会の事業と市の公共事業のバランスの中でこれからも検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） なぜ繰り返すのかということなんですが、私の感覚では、やはり行政が答えを出したことについての対話がないというんでしょうかね。お互いに一方通行。区は区で出しっ放し、それに対しての返事があつたら、そうかねと、じゃまた来年やろうという。じゃ、なぜかというようなやり取りがないような気がしているんですけれども。その辺が例えば総合計画をつくった際に、今、概要版で回っていたと思いますけれども、こういう立派なものというのは、なかなか市民には閲覧の機会が少ないみたいですし、行政当局はこういった基にやっているといっても、その一般市民にそれが分かっていないと、今、市長がおっしゃるような問題が生じてしまうような気がします。

そこで、私がいつも思っている住民への丁寧な説明ということがまた出てしまうんですが、

分かってもらえるかどうかは別にして、説明は尽くすということは大事だなと思うんですが、この計画をつくる際についても、先ほどそういった市民等の要望が、委員会がありますけれどもそういうのが入っているだろうかと、あるいはこれについて推進体制みたいなことをちょっと書かれていないような気がしたんですね。これをつくる体制というのは書かれていたんですけども、策定体制か、書かれているんですが、これをどう推進していくかによって、そこで市民とどうやっていくかというのは、ちょっとこの総合計画では分からなかったものですから、予算上の推進は総合計画だというものですから、じゃ具体的にはどう住民と関わりながら予算ができていくのかなと、そんな問題意識なんですね。

市長の行政報告が今回もあるわけですけども、行政報告の中では、市民の皆さんとともに対話を重ねながらという市民という言葉が入るんですが、これはあまり入ってなくて、一部のところで決められちゃったような、委員会の皆さんを含めてですけども、例えば高齢者の代表者とか農林の代表者とかいない中でこれができて、これを基にとっても、これに関与していない人から見れば、あまり重視はされないのかなとも思いもしたりするんですけども。

これは、大きなところだからいいんですけども、具体的にになると、各地区では毎年のさっき言った区長要望になって、その要望の中で何か通る通らないは別にして、何でかという理由がなかなか理解できないと、何か行政不信に結びついてしまうんじゃないかということに危惧しているものですから、こんな質問にくどいですけどもなっているということなんですね。

やれるやれないの問題よりは、じゃそれをどうやって各地区に返しているのかということを改めて説明願えますでしょうかね。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 区長要望の9割、あるいはそれ以上でしょうか、建設課マターなんですね、用水路とか農道とか。その採択するしない、どのように処理するかの現状については、私の答弁の後で担当している建設部のほうから答弁をさせます。大半、建設課のマターですから。

それで、より上位のそもそも論のところですけども、今、下田の市長になった松木さんが伊豆市にいたときに、同じ議論したわけですね。もう市長の選挙考えたら、総合戦略なんか一切つくらずに、もう地元要望の用水路とか農道の整備だけやれば、必ず当選しますよと。これももちろん軽口ですけども、冗談の話ですけども、そうなんです。市民の皆さんの評価は、地元の要望やってあげるのが一番いいことなんですね。粛々と衰退していくわけですね、市は。

我々はしたがって、全体の伊豆市の中の状況を俯瞰して総合的に判断して、このほうがより公益性が高い、地域の皆さんの声は承知した上で、我々が生き残るために人口減少対策を

どうするか、それからその予算を組むための財政をどのように確保するかという、より高い次元から考えるわけです。ただ、そのために市長として必ず毎年タウンミーティングをやり、なるべく広く皆さんの声を聞き、ですから市長の判断であっても、そのつくる判断においては、全ての団体の代表者を委員会には入れませんが、その時点では市長として、あらゆる手段を尽くして私は情報収集しているつもりです。どこかの声を聞かずにつくったということはありません。ありません。

さらに、16人の議員の皆さんの声があるわけですから、私含めて17人の政治家がいるわけですね、伊豆市の中には。したがって、前からお願いしているのは、計画とか予算に組む前に、事業を組む前に、議案にする前に皆さんの意見を出してください、そういうことをお願いしているわけです。ただ、私は、これまで同様に私を含めたうちの職員がしっかり市内を見て市民の声を聞いて、そして総合的に判断をして総合計画に整理していく、このやり方は間違っておりませんし、現行最新の計画も極めて体系的にできていると考えております。

○議長（小長谷順二君）　じゃ、補足説明を、建設部長。

○建設部長（山田博治君）　今の地区要望の関係ですけれども、やっぱり大半が建設部関係のものが多と思います。その中で手順としますと、やっぱりその地区要望は5件という、1町5件という件数が決まっています、その中で担当の部課に関係するものにつきましては、現地を見ます、現地を見て、各区長さんとか関係者とは1回協議します。どういう状況かというのを確認して、その中で緊急性があるのか、もう少し待てるのかとかという話をしながら、地区要望でするのでどうしても予算取りをかけますので、その中で来年度の予算に反映させていくという、そういうところで地区とはしっかりやっているつもりです。

ただ、区長会で、2月の区長会の最後のときに話をしますと、どうしてもやっぱり件数多いものですから、数件連絡なかったとかそういうことがあるものですから、その辺は今後の対策ということで職員に言って、注意をかけてしっかりやるようにはしているつもりですけれども、そこはしっかり対応していきたいと思います。

もう一方、維持補修、緊急情報ということで、緊急的に水路が壊れたとか道路が陥没したとか、いろんなことがそれ以外にたくさん来ます。それにつきましては、区長会でもそれについては回答をしません。ただ、区長さんには連絡、電話連絡だけはしますということで報告しております。それでしっかり対応しているんですけれども、先ほど申したように件数多いものですから、どうしても数件連絡不足とかそういうことがあり、各区長さんには御迷惑かけているところなものですから、そこはしっかりその辺の失敗をしないように、今後ともしっかり対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君）　再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君）　参考までにあれでしょうか、概略で結構ですけれども、建設関係以

外の地区要望でどこか、何か出ているような地区ってあるんでしょうか。私も区長やったときに、他の地区がどんな要望出したか教えてくれと言ったら、それも教えてもらえなかった体験あって、やはりその各地区では、各地区のやり方で出し続けるわけですから、それが本当に行政の要望するところと一致しているのかどうか、ちょっと私もつかめないところがあるものですから。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めます。

建設以外のものがあるかということですが。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、地区要望の担当課ですよ。お答えをさせていただきます。

建設課以外ですと、防災安全課に対する空き家の対策の要望であったり、あと観光商工課に対する要望、あと水道課、上水道の改良とかという要望も出たりはしております。すみません、今、私の手元で一部の資料しかないんですが、その中ですと今申しました防災安全課、すみません、今だと危機管理課ですね。危機管理課、それから観光商工課、上下水道課、あと用地管理課等への要望が出ております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 事務が大変だという前提ですが、今度は市役所も包括的なアウトソーシングみたいなことがあって、いわゆる政策を考える集団にしたいと。たしか市長がおっしゃっていた気がしたものですから、その延長の質問になるんですけども、せっかく区長という公式な役職の下に出される情報というのは、非常にその地区の切実な要望が書いてあると思うんですね。

そういった意味では5個に絞らないで、どんどんあるだけ出してくださいみたいな。そこでいわゆる伊豆市全体の各地区の要望をアンケート以外にも把握できるような気がするんですけども、採択基準というのはまた別として、何か5個に絞らなくてもいいような気がするんですけども、絞らないと非常に大変な作業になるということなんでしょうか。

絞らないでどんどん聞いたら、こういうこと考えているのかという、それを統計処理したりすると、こういうところの進捗に関心があるのかとかつかめるような気がするし、また建設課以外のそういった要望で、もっといろいろな市政全体に対する要望も結構ですみたいなことを区長さんに求めてもいいような気がするんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 件数の縛りなんですけど、件数を無制限にしてしまいますとどうしても、ただの今の5件でさえ回答をしっかりといただかないと、回答を求められる

状況がございます。そうなりますとそれが、件数が増えてもどうしても回答のほうを求められる形になってしまいますし、情報のほうも非常に膨大な数になってしまって、とても対応しきれない状況もございますので、現状では件数を区切らせてもらってやらせていただいているというのが状況でございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 事務量の問題考えれば、例えば優先順位は5件、5件については返答しますと。それ以外は今後の参考にさせてもらいますみたいなことでも、私は構わないような気がしているんですけども。とにかくその区長の要望の中で地区の要望を把握できるんじゃないかという観点からの質問で、返事がどうのこうのとはまた別の観点でした。

先ほど市長がおっしゃっていましたが、私もたしか前回、いわゆる要望であるデマンドと、本当にそれを踏まえた必要性のあるニーズについて、私もニーズのほうでと、市長も同じ考えだということを昨年はたしか確認させてもらったことがありまして、その上での説明責任みたいなことを私は言っているつもりだったんですね。聞かないことが問題というよりは、いわゆるその決まったことに対する周知がないと、逆に私たちの意見も入っているのかとかという話になってしまうんじゃないかと、そんなような意味で質問させてもらっています。

それで、議会条例等の4番の質問については、これの位置づけが具体的に予算上どう反映されてきたのか、あるいは先ほど実績として伊豆市の地酒で乾杯を広める条例について、第2条で、市は地酒による乾杯を広め、本市の誇るべき地酒を積極的に市内外に情報発信するものとするという項目があって、これに基づいてどのぐらい進化してきたのかというような質問ですので、改めてどうだったのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） ただいま御質問いただきました乾杯条例につきましては、1つのまちに3種の蔵元がそろうことが大変貴重である点から、観光地伊豆市の地場産品としての地酒をこの乾杯条例でPRすることが、その宣伝効果と地域産業、観光産業の振興に寄与するものとして、議員の皆様が発議により制定された理念型の条例であるというふうに認識をしております。

このため、地酒振興に係る直接的な予算措置というのは講じておりませんが、先ほどお答えさせていただいたとおり、本年度、3種の地酒がそろうことが伊豆市の観光資源の一つとして、地酒巡りなどのツアーコンテンツとしての活用を考え、産業振興協議会の委託事業の中で市民ツアーを実施したものでございます。

また、実施はできませんでしたが、今年度のオリンピック・パラリンピックにおいて、観

戦客をおもてなしするというところで、修善寺駅前にこの3種のお酒を試飲、また販売するというのも予定をさせていただいていたところではございますが、残念ながらコロナ感染ということで直行直帰が求められたということで、断念せざるを得なかったということもございます。

今後この新型コロナの状況を踏まえつつということにはなるかとは思いますが、この今、議員お話しいただいた第2条の市の責務というものを十分に認識し、この理念に沿って情報発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 同じく手話言語条例については、どのように展開してきたでしょうか。改めて伺わせてもらって、次の関連質問を行いたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 先ほど答弁申し上げましたとおり、各種研修ですとか講座のほうを進めてきております。ただ、こちらにつきまして、実際に受けられた方々が実際に活動されているかという、なかなかまだそこまでは行っていないような状況でございますけれども、今後、条例の7条に協議の場というところもありますけれども、そちらの聾者、手話通訳者と関係者の意見を聞く場を設けるために、来年度、報酬等の予算を要求していきたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） この手話言語条例をつくるときの課題として、同じく前回の9月のときに、市長にこの評価をお願いしたんですけれども、その際、市長は、行政が主導でやらなかったのはということで、いわゆる聴覚障害者を含むハンディキャップのある方々への総合的な条例だったら、市長主導も考える選択肢があったと思うんだという答えがあったんですね。

この手話言語条例というのは、いわゆる聾啞の方の手話を言語として認めるという条例ですから、他のコミュニケーションに困難を抱えている人は入らないわけですね。それで、本来ならばそういった人たちも含めたコミュニケーション条例みたいなことが望ましいんですが、全国の市町の中ではそれを含めたのは、今、500幾つか条例ができていますけれども、含めたのは90ぐらいの条例しかないわけですね。

それで、いわゆる条例を見直すんだということが、このときも言われていたと思いますけれども、手話は言語だという条例ができたなら、さらに次は、いわゆる他の言語障害等、コミュニケーション障害等含む人のいわゆる手話を含むコミュニケーション条例の制定が、私は

望まれていると思うんですが、そんな検討はされているんでしょうか。あるいはそんな検討の中に、その市長が新たに入っただけの首長会議とかは入っているんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 手話以外にも筆談ですとか字幕、点字、代読等、手段は多様であるということは承知をしております。このコミュニケーション手段の利用の促進と理解、また、共に生きる社会を実現するためには、必要な手段だと考えております。

条例制定につきましては、関係者、あと各種団体等の意見も収集しながら、先ほど議員おっしゃりました90の市町等からの情報も得ながら、進めてまいりたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 先ほど私、冒頭、多忙な市長がこういったものに入ってもらうことをお願いしてという言葉を使ったような気がしたんですけれども、差し支えなければ市長はどのぐらいの外部加盟、期成同盟とか所属しているか、差し支えなければ伺った上で、次の質問をしたいんですが。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 現在、今、市長なんですが、期成同盟会のような大きなものから小さな協議会、何々の会みたいなものまで、およそ約200の数にリストを見るとなるかと思えます。ただ、本当に市内の小さなもの、団体もありますので、実際の予算とか関連するものというのは、ちょっとすみません、ちょっとそこまで確認はできないんですが、非常に多数の団体のほうに所属をしている状況でございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 12月のあれですか、定例記者会見の中の12月の市長の行事予定に、地域共生政策自治体連携機構等々が入っていたもので、大変だなと思いながら調べさせていただいたら、静岡県ではこれには入っていないくて、何だかいろんな仕組みがあって、人口減少に立ち向かう自治体連合というやつに、静岡県では唯一、静岡市と伊豆市だけ入っているんですね。その人口減少に伴う自治体連合が、大きな機構の中のこの地域共生社会に入っているということでの総会と、その首長会議の出席ということになっているみたいですがけれども、さらに私が調べたところで、先ほどの手話言語の市区長会については、静岡県内は14か所入っているんですね。

それで、手話言語条例は11ぐらいしかできていないのに、条例ができていない市が入ったんですけれども、条例ができていない伊豆市が入っていないということはどういうことかな

と思ったのがきっかけで、私もそのときこの情報を持っていなかったもので、あえてそういった議論はなかったんですが、後からでも入っていただけるということで、私はこの福祉の分野から見れば非常にありがたいと思ったわけです。ただ、今、200も関係しているというふうになるとなかなか大変だなと思いつつながら、こんなお願いはしているということで、その多忙の中でやってくださるということの評価していきたいなと思います。

その上で、入ったときの課題になるわけですがけれども、いわゆるこれは何ていうんでしょうか、言語をもっと市民に根づかせるような政策を展開するという意思表示に取れるわけですがけれども、自立支援協議会等でいわゆる協議の場の問題が過去あったわけですがけれども、さらに自立支援協議会等でその手話言語等についての議論が深まっているのかどうか、ちょっと確認をさせていただくと幸いです、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 自立支援協議会のほうでの協議というのは、あまり進んでいないのが現状ですがけれども、手話の関係者とか団体のほうとは、協議といたしますか、この条例に基づく推進等を進める協議はしております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 今、構成メンバーにちょっと入ってやっている例って、通訳の方がついているということよろしいですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 自立支援協議会のほうへは出ていないと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問。

三田議員。

○14番（三田忠男君） そのメンバーにはなっていない、聾啞の方は自立支援協議会の中のメンバーにはなっていないということですか。

○議長（小長谷順二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 申し訳ございません。ちょっと今メンバーのほうがはっきり手元がないので、答弁できません。すみません。

○議長（小長谷順二君） 再質問。

三田議員。

○14番（三田忠男君） これ、関連で申し訳ないんですが、ちょっと教育長にということをおぼろしく忘れてしまっていたんですが、健康福祉部に質問させてもらって、その手話の言語の普及の中で、学校教育への取組は今回、今年度、あるいは条例ができた後なされていたかどうか。教育長に直接聞けないものですから、つかんでいたらお答え願えますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 健康福祉部長、分かる範囲でお答えできますか。

どうぞ。

○健康福祉部長（栗山信博君） すみません。ちょっと教育部のほうは、私は承知しておりません。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○14番（三田忠男君） 教育長には聞けないですね。

○議長（小長谷順二君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 教育長に聞けないですね、議長。議長権限で聞いてもらえると助かるんですが。

○議長（小長谷順二君） 終わってから聞いてください。

○14番（三田忠男君） 終わってから。分かりました。

あと、いろんな方の意見を聞きながらということの中で、議会との関係が当然あって、前回の9月の定例会の中で、副市長も含めて議会とのコミュニケーションをもっと深めなきゃ、あるいは、行政と議会がコミュニケーションをもっとやっていくほうがいいんじゃないかみたいな意見をいただいているんですが、1年たって行政側の変化とか、あるいは議会のほうも、何かまだまだ私から見れば遠慮して、予算等も出てきてからお願いすると。出る予算を前に、それに何とか入れてもらうという努力よりは、何となく出てきたものを審査するというようなまだまだそういった議会じゃないかと思って、私の根本は議会基本条例というのはあるんですけども、まだその進展もないかと思います。

前回、このときに9月の定例会に出ていた、もっともって議会との忌憚のない話をしたい、コミュニケーションを深めるということで、前回1回ほどやらせてもらいましたけれども、あれは私は非常によかったことだ。もっともってこの予算をつくる前の段階で、もっと忌憚のない意見交換をしたいなと思うところがあるんですけども、差し支えなければ副市長に、1年間動きを見て、それは深まりがあったんでしょうか。それともまだまだ、止まっているというかもっともって議会にもハツパかけていただければと思うところがあるんですが、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

副市長。

○副市長（佐藤信太郎君） 議会とのコミュニケーションにつきましては、私、昨年県から参りまして、様々に思うところがございました。県との制度的な違いというのもありましたけれども、まずもってこの議会とのやり取りは、一般質問をはじめとした本会議での堂々たる論戦というのが、もっと活発に行われたほうが良いということがあると思ひまして、昨年、議員の皆様とのその議論を深めるために、主旨通告制度というものをつくっていただきました。それによりまして、議員のお聞きになりたいことを我々が十分に理解をして、より充実した答弁をするという、こういうきっかけになったと思います。

それから、もう一つは、我々の施策形成過程において、決まった段階で議会にお諮りするのではなくて、まだ固まらないところであっても、情報提供しながら議員の皆さんの御意見を伺っていくということで、全員協議会の中で様々な形で、施策形成過程の途中ではありますけれども説明をさせていただくという機会が、去年から格段に増えたと思います。これは一つの成果だったかなと思います。

それから、もう一つは、議員御指摘のように市長と議員との意見交換会というものが先頃行われ、ああいったことはもっと回を重ねてやっていくべきだと思っております。

それから、もう一つ私が、もう一つ一歩を踏み出したいなと思うのは、やはり日常的な事務事業を進める中で、もう少し議員の皆様とコミュニケーションをしたいなと思っております。それは、県との対比で申し上げますと、県ではしょっちゅう県議会議員の先生方に各課の課長ないし局長、部長が呼ばれます。これはなぜかといいますと、一般質問を行うに当たりまして、その下調べをするに当たりまして、世の中の動向でありますとか、今の県の施策がどうなっているかということ詳しく聞くということを日常的にやっています。その結果としてどういうことになりますかということ、資料要求とかレク要求というのが頻繁にございます。こういう事案について今どうなっているかという資料をくれと、あるいはそれに基づいて実際にその担当課長を呼んで、ヒアリングをしてレクをしてもらいたいというそういうような日常的行われています。

これが、当局と議員の皆さんとの意思疎通のすごくいいコミュニケーションツールになっておりまして、こういったことは、もっと伊豆市においても行われてもいいのかなというふうに感じておりますので、ぜひ議員諸氏の皆様におかれましては、必要がありましたら我々にそういう呼びかけをしていただきたいと、かように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） これ、私の反省を含めてですけれども、もっともっと議会が積極的に行政と関わっていかないと、いわゆる議案審査だけでは、やっぱり住民の要望もなかなか反映しきれないなとつくづく感じました。前回の全協の中で、産業部と非常に細かいディスカッションをやらせてもらって、事前審査じゃないかと思うぐらいのことをやらせていただいたんですが、あれが条例になる前のことならば、別に事前審査に当たりませんので、どんどんそういったコミュニケーションやりたいと。

議会のほうも何か全協ではそういった質問するんじゃなくて、報告受けるだけみたいなこと、あるいは議案に関連しないことは質問しません、しないでくださいみたいな今の約束があるんですけれども、そうすると議案以外のいわゆる一般の事務について、どこで議員は質問していくんだと、どこで情報を知れるんだということが非常に疑問で、所管事務調査というのあれば、もっとやれば、それはそれであるんですけれども、そういった堅苦しいこと

じゃなくてということ副市長もおっしゃっていたような気がしますので、今後こちらからさらにアプローチして、忌憚のない意見交換できたらなと思いながら、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小長谷順二君） ここで、議事の都合により昼の休憩にします。

再開は午後1時からとします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 0時59分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 下山祥二君

○議長（小長谷順二君） 次に、6番、下山祥二議員。

〔6番 下山祥二君登壇〕

○6番（下山祥二君） 6番、下山祥二です。発言通告書のとおり一般質問いたします。

件名、よりよい教育環境整備と新中学校について。

平成29年5月16日、伊豆市議会臨時会において、議会は平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）の議案を8対7で否決しました。この議案は、新中学校建設を目玉とした文教ガーデンシティ事業を含む伊豆市の新市建設、そして伊豆市の将来を左右すると言っても過言ではないものでした。市内外からも大注目され、伊豆市議会の委員会、本会議には連日メディアも押しかけ、審議や採否の結果が報道されました。

その後、様々な議論を重ね、平成30年12月の議会で伊豆市修善寺・中伊豆・天城地区の新中学校の整備を求める決議を採択し、それから1年半後の昨年6月には修善寺東こども園が開園し、中伊豆温泉病院は現在、中伊豆地区で令和5年の開院を目指し建設中です。

そして、新中学校は校地を日向地区とし、令和7年4月の開校予定で計画を進め、隣接地には日向公園、防災拠点も計画が進んでおります。結果、大きく遠回りした文教ガーデンシティ事業のよみがえりとなりました。

しかしながら、当時から中伊豆中学校の雨漏りをはじめ、市内小中学校の教育環境は決して恵まれたものではありませんでした。現状の教育環境が大変危惧されております。

さらに昨年の12月議会で、伊豆市新中学校の着実な建設を求める決議も採択され、1年を経過しますが、計画は着実に進んでいますか。本来なら昨年4月に開校するはずだった新中学校は、5年も遅延してしまいました。進捗と課題について質問します。

①現在の伊豆市内の小中学校の教育環境の課題、そして通学や下校時の安全対策について伺います。

②教師の働き方改革のため、部活動の在り方についてどのように考えているか、伺います。

③文教ガーデンシティ構想時の計画では、教科教室型の導入など、当時の議論の中では日本一の中学校を造りたいという声もありました。現在進めている新中学校の最大のコンセプトは何ですか。

④市内外から注目され、魅力ある新中学校建設を期待いたします。いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） ただいまの下山祥二議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 4番目の御質問に対して市長としてお答え申し上げます。

私が考える伊豆市にとっての最良の移住定住施策は、教育環境の充実です。高次都市機能を有しない伊豆市において、教育環境の充実は自ら実現できる施策であり、しかも極めて大切な将来投資です。

先日、ある20代の女性の話を伺いました。「私は大見小学校に入り、途中で中伊豆小学校になりました。友達が増えてとてもよかったですと思いました。中学校についても、母校がなくなることは寂しいですが、やはり3中学校が統合して新しい中学校を造ってほしいと思います」ということでした。いよいよ着工のための予算を議案として上程することができ、一日も早い完成を目指す所存です。

以前、小規模校ではよい教育はできないのかとの質問を受けたことがあります。もちろん小規模校でも、先生方の努力によって質の高い教育を施すことはできます。しかし、生徒が望む選択肢をそろえるには限界があります。

その意味で私が期待しているのは、土肥小中一貫校との連携です。部活における団体競技は、新しい中学校と土肥小中一貫校の中学生相当を合同にして、土肥の生徒にも参加できるようにしたいと思います。あるいは、もし一貫校にサーフィンなどの海洋スポーツ部ができるのであれば、新しい中学校の生徒も入部できるようにしてほしいと思います。そのほかの学校活動においても、なるべく多くの選択肢を生徒に提供できるよう、そのような学校になればと期待しております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） それでは、私からよりよい教育環境整備と新中学校についての御質問にお答えします。

①の現在の市内の小中学校の教育環境の課題についてですが、学校は児童生徒が毎日長時間滞在する施設ですので、経年による古さを感じる施設は多いです。しかし、清潔で安全に利用できるように心がけて管理をしています。雨漏りや電気、水道などの設備に不具合が生ずることもありますけれども、早急に対応するように努めております。

また、トイレは、段階的にはありますが洋式化を進めており、施設全体としては、でき

るだけ子供たちが心地よく過ごせるよう環境整備をと努めております。

通学や下校時の安全対策に関しては、関係部局と連携した小学校の通学路の安全点検を実施し、改修や改善につなげております。また、PTAや地域の方、警察などと連携して、通学路で危険と思われる箇所や防犯上危険と思われる箇所の情報共有を行い、子供たちに注意を促しています。

②です。教師の働き方改革のための部活動の在り方についてですが、市内中学校、義務教育学校の部活動は、平成30年策定の伊豆市部活動ガイドラインに沿って取り組んでおります。ガイドラインでは、休養日として、平日は少なくとも週1日は休養日とする、週休日、土日のいずれか1日は休養日とする、中体連等の大会期間中の活動で、まとまった練習等の時間が必要となる場合には、休養日や活動時間をほかの日に振り替えるといった対応をしています。平日で1日はお休みを、土日はどちらか、それから大会が近い時には、振替をしてその休みを確保する、そのような対応です。

こうしたガイドラインに沿って進めることにより、生徒の集中した取組と適度な休養を確保するとともに、教師の働き方改革につなげてまいりたい、そのように考えております。

③です。新中学校のコンセプトについてですが、一番大切にしていることは、居心地のいい学校にしたいということです。日々の大半を過ごす学校ですので、生徒にとっては安心して学びやすく過ごしやすい学校に、教職員にとっては、例えばICTや図書を備えた図書メディアセンターや創作活動や発表なども行える拠点となるスペースであるラーニングコモンズといった様々な状況に応じた学びの場がある、そして生徒とともに気持ちよく授業ができること、保護者にとっては子供を安心して送り出せること、これらを目標に掲げています。通いたい学校、それから通わせたい学校、そして勤めたい学校、そのような学校です。

設計の中では、快適なトイレや共有スペースなど、気持ちを切り替え、ほっとできる居場所も検討しております。また、現在進めている個別最適な学び、協働的な学びを具現化する授業の展開にもフレキシブルに対応できる、こんなこともコンセプトの一つです。子供たちに将来必要とされる能力について見据えながら、これからの技術の進歩に対応できる柔軟性のある教室や空間の使い方のできる校舎設計を進めています。

④の新中学校の魅力についてですが、③のコンセプトにも関係しますが、限られた敷地や事業費の制限の中で、建物については、生徒や教師の動線を考えた活動のしやすさ、それから多様な学びに対応したしつらえという視点を大切にしています。

また、一人で集中して学べるスペースと、自然に友達や異学年と関わりができる共有スペースが用意されていること、教科ごとに固定した学びだけでなく、図書メディアセンターを中心に教科連携がしやすい校舎設計、そうした多様な学びが期待できる点が魅力でもあると考えております。

私は現在、今まで勤めた学校は新採の頃入った学びの形と全く違う教育を行っている、そんなように感じています。今これからできる学校は、30年後、40年後にどんな教育にでも対

応できるというのは難しいかもしれませんが、できるだけそういうふうな学校になることを目指しているつもりです。

また、学校の活動においては、能動的な学びを引き出すことを目標としています。これまでは、先生が一方的に教え、生徒はそれを聞いている、そんな受動的な学習の場面もありました。私たちが受けた授業は、まさにそのとおりだったと思います。生徒自らが考え、自らの意思で意見や答えを見いだせるような学習であるアクティブラーニングと呼ばれるそういう学習ができるように力を入れて行きます。こうした取組を進めるためにも、新中学校ではICTをはじめとする環境整備を計画しています。

さらに現在、保護者、地域、学校の代表で組織する新中学校の開校準備委員会において、制服や通学をはじめ様々な内容を検討していただいているところです。これと並行して、幼、小、中、高に関わる教育関係者で組織する伊豆市の教育を考える会において、保育園、こども園、小、中、義務教育学校、高校の連携について新中学校を中心とした関わりや交流、それらについて検討を進めており、新中学校を学びや交流のハブ的な機能としていきたい、そのように考えております。

長くなりました。以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） それでは、再質問いたします。

まずは、現状の教育環境ですが、トイレの洋式化についてお伺いします。

これは、過去にも何人かの議員から質問がありました。教育長の答弁のとおり2年前と比較すると、特に校舎内は着実に洋式化が進んでいるように事前に確認いたしました。中には、和式も残してほしいというような声もあるということを聞いておりますが、今後も洋式化については進めていくおつもりでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） トイレの洋式化につきましては、毎年少しずつではありますが、計画的に整備を進めております。今年度も修善寺の4小学校で工事を行いまして、工事が完了しますと、おおむね6割のトイレが全体として洋式化がされることとなります。トイレ全体の数の割合ですと少し少なく感じる場所ではありますが、児童生徒が減少しておりますので、学校とも相談して、フロア全体での必要数なども相談しながら改修作業を進めているところでございます。

今後も学校側と相談しながら、子供たちに不便を来さないように整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 分かりました。

それでは、次に、去年あたり結構騒がれましたが、トイレの臭いについての苦情は、最近はありませんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 以前、修善寺南小学校で、設備は古いんですが、本当に学校のほうも一生懸命清掃していただいて、きれいに使っていただいています。トイレの点検をしたときに、定期的に水を流す装置が一部不具合があったんですけども、そういうものも解消したものですから、臭いについて現在困っているという話は学校からは聞いておりませんので、改善されたと思っております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 分かりました。トイレの臭いにつきましては、そうですね、大勢の方が使えば多少なりともちょっと嫌な臭いがするのは、これは必然的かなと思います。御答弁のとおり、現状では可能な限り清潔に保って、できるだけ気持ちよく利用できるように対応されているということで理解いたしました。

次に、老朽化した学校施設の維持管理の課題として、中伊豆中学校をはじめとした市内小中学校で、例えば大規模な修理を必要とするような雨漏りはありませんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 今年度も、当初予算で中伊豆中学校の雨漏りの予算を計上させていただいて、お認めいただいて修理を進めているところでございます。また、補正予算では天城中学校の体育館もやはり経年により雨漏りをしていたということで、補正予算で対応させていただいて、雨漏りの対応をさせていただいているということで、点検は常に行っていて、あと数年であっても快適に過ごせるよう、特に雨漏りは躯体に影響はしますので、早急な対応に今後も努めてまいりたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） それでは、確認ですが、ほかの小中学校では特に大きな雨漏りは発見されていないということでよろしいですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） これから当初予算の時期ですけれども、現在早急に対応しなければならない雨漏りの事案は現時点では伺っておりませんので、そういう情報があったらできるだけ早い対応をしてまいりたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 分かりました。雨漏りの修理は専門家に聞いても原因を究明するのは非常に困難だということで聞いております。それでもトイレの臭いとかと同じように、児童生徒に我慢をさせるようなことがないように、しっかりとした対応をお願いしたいと思いません。

次に、以前、杉山誠議員も質問されていましたが、登下校の安全対策について伺います。

全国の自治体同様、伊豆市も市内の小中学校の登下校の交通安全対策及び防犯対策というのは地形的に見ても大変難しい問題があると思います。それでも伊豆市の宝である子供たちを不幸な事件、事故から守るのは我々大人の責務であると思っております。少しでもリスクを取り除いていくべきと考えますが、現状で小中学校の通学路で交通事故や防犯上危険な箇所、これは把握されていますでしょうか。そして、もし把握されているとしたら、何か所ぐらいあるでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 教育長の答弁でもお答えしたとおりに、学校では交通安全を考える会ということで、学校関係者だけでなく、PTAの方、あるいは地域で見守りなどをやっていただく方、それから警察なども入っていただいて点検を重ねております。

そうした中で、まずは道路の安全対策、そういうところは事案が出たところで建設部局とも連携しながら、優先度の高いところは改修につなげております。

それから、防犯上の危険な箇所というのは本当に早急に危険というのは現在挙がっておりませんが、交通安全を考える会で出た案件についてはPTAを通じてフィードバックをして、注意喚起をするようにしています。件数としては、ちょっとここを直した方がいいという件数にも重い、軽いがあったものですから、なかなか捉えにくいんですけども、各校で五、六件ずつ、ここを直したほうがいいのか、そういう案件は挙がっておりますので、その中で優先度の高いもの、緊急度の高いものを協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） そうですね、件数は各校で五、六件、そうすると相当な数になるんですけども、教育部のほうで把握されている場所以外にも事件、事故はいつ発生するか分かりません。例えば毎日、平日の同報無線で14時45分ですか、下校時の子供たちを見守ろうというような放送が流れます。この放送なんかを聞いて、下校してくる子供たちを地域住民が見守るといふ、特に防犯対策なんかには効果的な取組だと思います。

また、社会福祉協議会の事業の一環で旧小学校単位に設置している地域福祉委員会という

のがありますけれども、これは毎月第1月曜日に挨拶運動と定めて、子供たちの登校時間に合わせて地域福祉委員が交通安全を見守ったり、挨拶運動をしているんですけれども、地域福祉委員会のことは承知されていると思いますが、ここの連携というのはどのようにされていますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 学校の交通安全につきましては、今、議員おっしゃったとおり、地域福祉委員の方々をはじめ、地域の任意の団体の方を含めて、非常に多くの方に見守りをはじめ、連携しながら携わっていただいております。本当にありがたいことだということで、改めて感謝を申し上げたいと思います。

地域福祉委員の方については、社会福祉協議会の所属ということで、土肥、天城、中伊豆、修善寺といった地区ごとにそれぞれの活動計画をお持ちだということで、ちょっと確認をしましたところ、天城のほうでは議員おっしゃるとおり、毎週そのような形で見守りまでやっ

ていただいているということで、本当に感謝しております。今後は、地域福祉委員の方ももちろんなんですけれども、来年度からは地域との連携の体制として、コミュニティスクールというものを各校で発足してまいりたいと考えております。そうした中で、その計画の中で地域福祉委員をはじめ、地域の方との連携をより深めていくように計画を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 毎週ではなく、月に1回、第1月曜日です。私も狩野地域福祉委員として2年目になります。当初は何やるのかなとよく分からなかったんですけれども、来年3月までですが、大変重要な事業だなというふうに理解いたしました。

地域福祉委員の一つの例として、白岩地域福祉委員会では見守り隊という磁石のステッカーを各委員の車に貼って、子供たちを見守っているというか、犯罪の抑止になっていると思うんですが、かけこみ110番の家やこのようなステッカーを貼った車が市内中にあふれていれば、交通安全や犯罪の抑止になると思います。たしか、三田議員の軽トラックにも貼ってあると思います。

市内の子供たちを見守る目的ですから、伊豆市内が活動範囲、仕事をしている例えば市の車とか、伊豆市の職員さんとか、我々議員もそうなんですけれども、このような立場の方たちが積極的にこのような取組に協力すべきと思いますが、いかがでしょうか。これは、教育部ですかね、いいですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○**教育部長（佐藤達義君）** 議員おっしゃるとおり、特に下校時、朝は割と決まった時間に登校しますので、見守りの目も多く、割と安心なんです。下校はやはりちょっと時間のずれなんかもありますので、より多くの目で見ていただくというのが犯罪抑止には非常に有効だと我々も考えております。もちろん、教育委員会としてもいろいろな手を考えて、地域の皆さんと連携の手法を考えてまいりたいと思いますが、やはり基となるのは各学校として、地域といかに関わらせていただくことが継続していくのに重要だと思いますので、先ほどのコミュニティスクールだけでなく、学校と連携しながら地域の皆様に関わっていく機会を深めてまいりたいと思います。

○**議長（小長谷順二君）** 市長部局から、何か今の答弁ありますか。

総合政策部長。

○**総合政策部長（新間康之君）** 市長部局といたしましても、防犯対策として防犯パトロール活動を推進していこうと考えております。その中で、見守り隊につきましても、どのような活動ができるか、また検討していきたいと考えております。

以上です。

○**議長（小長谷順二君）** 再質問ありますか。

下山議員。

○**6番（下山祥二君）** できれば、伊豆市の子供たちを事件、事故から守るのは繰り返しますが、大人の責任だと思います。前向きに検討いただければと思います。

次に、新中学校の再編統合に向けて、保護者の最大の関心事はやはり通学方法とその安全対策ですね。

新中学校の開校に向けて通学方法についてお伺いいたします。

通学方法については、既に検討に入っておりますでしょうか。それともこれからでしょうか。

○**議長（小長谷順二君）** 答弁求めます。

教育部長。

○**教育部長（佐藤達義君）** これまでも全員協議会の場などをお借りして、検討状況の途中経過は報告させていただいているところではございますけれども、主に通学とするとバス通学、それからおおむね2キロ圏内の徒歩通学、それから自転車通学という3つの方法が考えられます。

その中で、バス通学についてはバス事業者さんと具体的な調整に入っておりまして、令和7年4月を見据えたダイヤの調整を現在しているところでございます。もちろん、ダイヤ調整をしても、今後それぞれの生徒さんが通うのに不具合が生じないように、引き続き具体的な調整をしてみたいと考えております。

それから、徒歩通学については道路の歩道とか、そういう安全対策も重要になってくるんですけども、やはりこの3年間で短期的に効果的に安全対策を図れることについて関係部

局と現在協議を進めております。急に市道の幅を広くという改修はなかなか難しいんですけども、歩道のしつらえを変えたり、グリーンベルトのような安全を促すものとか、いろいろな手法がありますので、ここ3年間で効果的にできることを関係部局と調整して進めてまいりたいと考えております。

それから、自転車通学についてはやはり通学のルールというものを定めていく必要があるということで、現在協議を進めておりまして、市内でも修善寺中学校と自転車通学をしている学校との意見交換ですとか、あるいは近隣の中学校の取組などを現在調査して、そうした素案を調整しているところでございます。また、やはり道路の幅員が狭いと路側帯も狭くて、安全性に問題が生じる可能性があるもので、推奨ルートのようなものを検討するよう現在検討を進めているところでございます。

こうした情報については、来年2月頃には保護者の皆様にも検討状況をチラシ等でお知らせすべく、現在準備を進めているところでございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 詳細なルールはまだこれからということだと思いますが、教育部長の御答弁のとおり、特に自転車通学なんかは道路の幅とか、歩道としっかり区別されているような道路じゃなければ危険だと思います。開校まで3年ちょっとですね。日向の新中学校に通うには伊豆市内どこから通っても安心できるような道路は皆無といってもいいかなと、今からでも大規模の改修は無理としても、少しでも改修できるようなところ、予算をかけずに改修できるようなところについてはできる限り改良して、保護者や生徒たちが具体的に通学のイメージが想像できるように、来年2月にお知らせするということですが、その辺早めにルール化して、お示しいただければと思います。

新中学校には、通学バスが乗り入れる可能性もあるということですが、学校への進入道路とか、学校の近辺の歩道、その安全対策は十分に図られているとお思いですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 新中学校の通学は、あくまでも路線バスの時間を調整しながら、うまく活用させていただくことを基本と考えております。そうした中で、今、議員おっしゃるとおり、新中学校のほうに乗り入れるかということは現在バス事業者と調整をしております、やはり1つの時間に重ならないように、例えば、7時10分から45分の間にそれぞれ4方向からおおむねバスが来ますので、1つの5分とか10分の間に3台程度で済むように、今そういうことも含めてバス事業者と時間を調整しております。

具体的には、市道小川遠藤橋線、こども園のある市道、そちらの北側にバスが止まれるような、ロータリーのような形で停車できるような、停車帯のようなものを敷地内に設けながら、安全に乗り降りができるような工夫を設計の中で検討してございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 教育部長がおっしゃるとおり、私も先ほど言った地域福祉委員で、天城小の駐車場で、時間差で来るんですけども、バスが来る。それと保護者が自家用車で送迎している車が結構入ってきて、あっちで降りて、こっちで降りて、それで校門のほうに向かっていく。もうちょっとルール化したほうがいいんじゃないかなというふうに常々思って、校長先生にも進言したことあるんですけども、もうその辺も教育部でもしっかり見ていただきたいなと思います。

隣地にも防災公園も計画されておりますので、大災害時の避難所や災害復旧も十分に注意に入れて、庁内連携を図り、しっかりとした安全対策をしていただきたいと要望いたします。

次に、2番の教師の働き方改革のため、部活動の在り方についてお聞きします。

伊豆市部活動ガイドラインに沿って、生徒や教師も無理なく取り組んでいるという教育長の御答弁ですが、ガイドラインの指導5原則には生徒が主人公、最後には指導者も生徒も達成感を持って取り組める活動と書かれております。私はこれにも全く同感です。

ところが、部員が足りずに単独ではチーム編成ができず、先ほど市長の答弁でもありましたけれども、複数の学校による混成チームで大会に出場しているという、そういった現実もあるかと思えます。現状の各部活の部員数はどのようになっているか、教えていただけますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） すみません、ちょっと何部が何人までは数字を持ち合わせておられないんですけども、今、議員おっしゃるとおり、やはり野球とかサッカーとか、チームスポーツの場合はある程度の一定人数に達しなくて、合同チームで大会などに出場している状況もございます、特に多いのがやはり野球とサッカーということで。

教育委員会としては、特に平日はそれぞれの学校で練習をしながら、土曜日あるいは日曜日には合同で練習するという場面もございますので、そこへ行くためのバスの支援を昨年度から行っているところでございます。ですので、少ないところについては柔軟に合同部活動ということでサポートしているのが現状でございます。

すみません、ちょっと部活ごとの人数までは持ち合わせていなくて申し訳ありません。

○議長（小長谷順二君） 再質問は。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 分かりました。とにかく生徒が少ないということで、結局、教師の人数も少なく、結果、その部活動の顧問、これは専門分野以外の先生が受け持っているケースがきっとあるのでないかなと思います。

顧問の先生が専門分野以外の経験もない分野で部活の顧問をやられている例はどのくらい

あるか分かりますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） ありがとうございます。

恐らく、自分たちが子供の頃教わっていた人もほとんどが専門外だったと思います。どちらかというと専門の経験のある顧問を担当することのほうが少ないというのが現状です。顧問の負担は自分がやったことのないことを指導することほど大変なことはないというふうに考えています。おまけに、今は保護者もすごくいろいろな知識をお持ちですしね、それから子供たちも少年団でかなりのレベルの高い指導を受けた子たちが多いです。その子たちを例えば野球に例えて言うと、野球を経験したことのない顧問が担当した場合はやはりかなり負担になるというのが現状です。

何人がということはちょっと今自分は持っていませんけれども、ほとんどの方が経験外だというふうに考えていいと思います。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） そうですね、教育長おっしゃったとおり、我々の中学時代も専門以外の先生が、僕、野球でしたけれども、バレーの専門の先生が顧問で、東部大会に行ったら顧問の先生が一番上がっちゃって、サインミスで負けたという苦い経験もあります。とにかく、昔もそうかもしれませんけれども、経験のない先生が専門分野でない部活の顧問を受け持つということによって、それは大きな負担になっていると思います。

今年度、スポーツ庁は休日の中学の運動部の主体を学校から地域へ移行するための実証実験をされております。県内でも4自治体を対象に研究成果の発信と課題の検証を踏まえ、23年度以降、段階的に地域移行へつなげていくようですが、この取組について教育部ではどのように捉えて、何か方針はあるのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） スポーツ庁の取組として、今年度、県内でも取組に手を挙げてスタート、例えば静岡市さんとか浜松市さん等、あることを承知しております。今年度初めての取組で、やはりここはどのように外部の方と連携してやるかということも注視しながら、まずは実績をしっかりとこの後も見ていきたいなと思っております。

やはり、外部へという流れの中には外部の指導者の受皿という大きな問題がありまして、都市部ですとスポーツ組織ですとか、あるいは民間企業も連携しながらという受皿の動きもあるように伺っておりますので、今、議員がおっしゃっていただいた先進的なところを注視しながら、受皿の可能性についても我々も検討してまいりたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 分かりました。市内にはバレーに抜きん出ている人とか、野球の指導者も十分いると思いますので、今後明らかになってきたら検討していくべきだなと、それで、教師の土日の部活の負担を少しでも減らしていければなというふうに思っております。

次、3番に移ります。

まずは、市民の声ですが、要望もありますけれども、文教ガーデンシティ構想のときと同じく、サッカーをされている方が中学校のグラウンドは芝生にしてもらいたいという声があります。芝生化は維持管理が難しく、非常に困難なことだと思いますが、あえて芝生化のメリット・デメリット、一、二点でいいですが、教えていただけますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 芝生は、やはり砂に比べて砂じんが飛ばないということが非常に大きなメリットだと思います。他方、例えばサッカーとか固定した球技をやりますと、一部だけ摩耗してしまうということもあって、その補修のために養生期間というのが特に天然芝だと必要になるということで、なかなかメンテナンスの自由度がないということもありますので、やはり現計画ではクレーの土のグラウンドを計画しているということと、導入、それから維持に関しても天然芝も人工芝も非常に費用がかかるということもやはり悩みどころ、大きな課題の一つにどうしてもなってくるところでございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 次に、修善寺東こども園のように内装は木のぬくもりを感じる、優しく温かい校舎がいいという声もあるんですが、これはぜひとも地産地消で地元材を使ってほしいという、そういった要望なんですけど、これはどのように受け止めていますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 市の施設でも、例えば修善寺駅ですとか、土肥小中一貫校でも市内産の利用ということに取り組んでおります。もちろん今回の計画でも市産材も利用するような計画で現在進めております。ただ、大きな構造材とかになりますといろいろ条件とかがありますので、やはり見え方とか、議員がおっしゃるとおり、ぬくもりとなると壁材ですとか、化粧板のようなものをうまく使って、やはり市産材を使ったのがうまく見えるような形で計画を進めて参りたいと思います。

ただ、市産材を使う場合は木材確保の課題ももちろんございますので、今後、関係機関にも御協力をいただきながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 次ですが、令和元年度伊豆市新中学校整備基本構想で新中学校づくりの7つのコンセプトが示されております。いずれも大切なことであり、共感できるコンセプトだと思います。

しかしながら、伊豆市の新中学校はここが今までの学校とは違って、市内外に強くアピールできる、そんなようなものを期待しているんですけども、教育長にもう一度お聞きします。新中学校の最大のアピールというか、売りとか、そういったものは何かありますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 前回、教科教室型と。あれは一つの中学校の形としてただの一つの方針ですので、それは素晴らしいと思います。

あの頃からももう言われていたんですけども、横の連携という教科の枠を外した教育ということが総合的な学習が始まった頃から言われています。いわゆる教科ごとで閉じないで、それらを全部合わせて学んでいくというような、そういうようなことも言われてくるようになりました。今回のプロポーザルで、現在の建築会社が提案してきたものの中にそういうようなことが盛り込まれています。

中伊豆の支所をイメージできますでしょうかね。中伊豆の支所の教育委員会が中空にちょっとはみ出して、張り出して、下から吹き抜けが上がっているような、ああいうイメージを持っていただいて結構だと思いますけれども、2階の教育委員会の場所に各子供たちの教室があります。そこから下をのぞくと、下には図書室があります、図書スペースですね。先ほど言った図書メディアセンター、それからラーニングコモンズ。そこで子供たちが理科の教科だとか、それから社会の教科だとか、数学を利用してとか、そういうようなことを総合的に学習する姿が見られると。教室で国語の勉強をしていると、「じゃ、今からちょっとこのところをみんなで調べてみよう」と言って、下へ降りていって、そこで図書室、それから今だとICTも自由に使えると、そういうようなものを使いながら下で学べると。また教室へ戻ってきて、個人勉強する。そういうようなことが展開できたなと思っています。

もう一つは、技能教科があるんですけども、通常の学校へ行きますと特別教室というのは四隅というのかな、そういうところに配置されています。少し広くなって、廊下の突き当りにありますよね、家庭科室ですとか。そういうようなところに、もうばらばらにあったものを1か所にまとめてあります。創作広場と呼んで提案してもらったんですけども、音楽、それから技術、家庭科、それから美術、それらがお互いに連携をしながら、ちょっと音がうるさいんじゃないのなんていう声もありましたけれども、十分防音のことも考えながら、ここでは創作活動ができる、そんな場所をつくっています。

今までお分けした提案の中にもちょっとそんなことが見える図面も出ていますので、ああ、

このことかなと思いついていただいても結構ですし、今後もう少し詳しく御提示できると思います。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 教育長の答弁で、もしかすると最大のアピールは校舎や体育館、グラウンドじゃなくて、教育の中身ですというような回答があるかなと心配していたんですけども、ここは我々も文教ガーデンシティのときの、何か日本一の中学をつくるんだという前教育長のお話もあったもので、大いに期待しているところです。ぜひとも今後、開校してからいろいろな伝統を築いていっていただければなと思っております。

次、4番ですが、伊豆市議会は昨年12月議会で「伊豆市新中学校の着実な建設を求める決議書」を決議し、全会一致で採択いたしました。私はこの決議書の最後に、新中学校建設が伊豆市の新しい未来を切り開く意義ある事業となるように進めるべきであるという部分を最も重要視しているところです。先ほど市長が第1答弁で、やっぱり移住・定住の柱としたいというような答弁がありました。文教の否決によって新中学校の建設・開校が5年も遅れたツケは想像以上に大きくて、建設費の高騰や建築資材の調達遅れも大変危惧され、合併特例債の期限に間に合わないような事態を招く、そんなおそれもあるのかなというふうに心配しております。残念ながら新たな校地からは日本一の富士山は眺めることはできません。それでも何か強く訴求できるものがないか期待しております。

決して、無駄な、ぜいたくなものを進めるつもりはありませんけれども、総事業費や実質負担額を抑えるために何かを諦めたとか、設計変更を余儀なくされたとか、そんなようなことはありませんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 今回の用地は、約4ヘクタールということで、前回の計画に近いものがございます。この計画を進めるに当たって、農地での計画ということもあり、やはり生徒数に見合った建物というものが農地の法律との対応で非常に厳しい制約がある中で、現在の施設の規模などを検討してまいりました。グラウンドにしても校舎にしても物すごくいいものということではなく、やはり全体事業費にも留意しながら計画を進めておりますが、その事業費を抑えることを最優先にして、様々なものを犠牲にしたということは決してなくて、最大限に効率よくという計画を進めているつもりでございますので、引き続き無駄は省きながらも、しっかりと設備をつくるように心がけて参りたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 第2次伊豆市総合計画基本構想・後期基本計画のまちづくり重点目標

の1には、「少子化対策と次代を担う人材の育成」が挙げられ、その政策の2には「教育の充実」が挙げられております。そして、各地区拠点の将来構想は文教エリアと移住・定住エリアが隣り合わせです。中でも新中学校建設を機に修善寺駅周辺将来構想は伊豆市の中心として、市内外に最大限の魅力を発信し、にぎわいを創造する大きなチャンスだと思います。

これにつきまして、市長、どのようにお考えですか。先ほど答弁いただきましたけれども、もう一度お願いします。

○議長（小長谷順二君） 改めて答弁を。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今日、午前中の議論でも星谷議員から人口減少対策の御指摘あったんですけれども、では、20代、30代の人たちがどういう環境にあれば伊豆市に来てくれるか、戻ってくれるか、住んでくれるか、それを考えたときに、彼らのニーズがどこにあるかということなんですね。

大変残念なことに、学校を減らすのはもちろん残念なことなんですけれども、実際に保護者の皆さん、あるいはその中学校を出た皆さん、先ほど紹介申し上げましたように、やっぱり小学校が統合したときにうれしかったという声がほとんどなんですね、友達がいっぱいできた、クラス替えもできた。そういった新たな拠点を年間100万人近くが乗り降りしている、決してローカル線ではない修善寺駅からおおむね1キロ程度につくると。

それから、実は前の議会の際に幾度か図をお見せしたんですが、それによって大仁から、今、ごみ焼却場を建設中の佐野、松ヶ瀬くらいまで、ベルト状の都市エリアができるんですね。今までの都市計画というのは何と修善寺町のたった6%しか市街化区域なかったんです。熊坂も牧之郷も市街化調整区域だったんですね。その点を増やすのが牧之郷とか熊坂なんです。拠点を中心地につくり、都市機能であるごみ焼却場が佐野にできることによって、牧之郷の、あの一番北側は、あれは大仁の市街化区域の延長線上ですから、大仁から牧之郷、修善寺駅、それから新たな拠点、そして都市機能の佐野までということで、今度はたった6%の点だったものがエリアとして都市整備できるというように、これまた一番の目的だったんですね。

そこには、シンボルが必要であって、それはまさに新しい、当時の言葉で言えば日本一の中学校で、市長から見ると先生方は今、田方郡で運用していますから、田方郡の先生方が来なくなるような中学校、そういったものをこれからあと3年かけて構築していければと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 菊地市長は、伊豆市の自治体規模としては他の市町に比べ、地域医療も恵まれているとよく言います。新中学校建設、開校はコロナで疲弊した空気を一掃し、伊豆市の明るい話題となり得ます。教育と医療の両方が自立し、子育て世代に大いに魅力ある

伊豆市として、移住・定住の選択の判断基準の決め手となる可能性も大です。

先週、22日の全員協議会で新中学校整備の進捗状況についての説明がありました。事業を進めていく上で、今までも多くの課題をクリアされ、また、今後の建築資材の需要バランス、懸念を回避するため、造成工事を7か月前寄せたことも伺いました。文教ガーデンシティの再来といわれ、また否定されるのではないかというような心配は一切必要ありません。今後とも市長部局としっかり連携しながら、必要なら、さらに補正予算を組み、伊豆市の明るい未来のために魅力ある新中学校建設に向けて引き続き全力投球してもらいたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（小長谷順二君） これで下山祥二議員の質問を終了いたします。

ここで2時5分まで十数分ありますけれども、休憩といたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時04分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 飯 田 大 君

○議長（小長谷順二君） 次に、4番、飯田大議員。

〔4番 飯田 大君登壇〕

○4番（飯田 大君） 4番、飯田大です。発言通告書に従い、一般質問を行います。

件名、共に支え合う地域福祉の推進について市長に答弁を求めます。

第2次伊豆市総合計画基本構想・後期基本計画では、将来にわたり魅力ある地域として発展していくためには、市民の協働によるまちづくりを進めるとともに、誇りや希望を持って、元気で幸せに暮らせることができる環境を整える、いつまでも住み続けたいと心から思えるような魅力と活力にあふれる持続可能なまちを創造するとあります。しかし、少子高齢化が進み、高齢者世帯、一人住まいの世帯が増加し続けている。さらに新型コロナウイルス感染症により3密を避けるため、交流の機会が閉ざされています。

このような状況下で、重点目標2、政策1、福祉・医療の充実、施策1、共に支え合う地域福祉の推進について1から3について質問いたします。

1、共に支え合う地域福祉の推進には通いの場が大切と思うが、市内における通いの場の設置及び活動状況について伺いたい。

2、行政や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関との連携や役割について伺いたい。

3、今後、通いの場を進めるための施策として、市の取組について伺いたい。

以上です。

○議長（小長谷順二君） ただいまの飯田大議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 私は、今でも初代の地方創生大臣の石破茂先生の勉強会に年に一、二回出ているんですけども、以前、「教育と教養」ということをおっしゃっていたんですね。今日行くところがある教育、今日用事がある教養、なるほどなど。これから少子高齢化が加速していく地方において、交流の機会をしっかりと確保していく、それはやはり革新的な事業なんだろうと思います。

その上で、伊豆市の状況を見ておりますと孤立しがちな方、例えば、おひとり暮らしの高齢の方、あるいは子供さんが障害のあるひとり親の方とか、そういった方が悪いということではなくて、孤立しがちな傾向のある方に対しても、いかに地域全体で支えていくかということとは極めて大切な事業だと思っています。憲法を読んでいると、しばしば公共の福祉という単語が出てくるんですけども、公共の福祉というのはおおむね言い換えれば、国民の幸せな生活ということですから、それはもう縦割り事業では絶対実現できないのであって、一定の規模の地域の中で、お互いに支え合いながら、連携取りながら、そういった環境をつくっていただきたいと思っています。

先ほど、地域福祉委員会という御指摘がありました。できれば地域づくり協議会を提言させていただいたときに地域福祉委員会も何とかこの地域づくり協議会の一事業に組み込んでいただけないだろうか、一つ一つの事業ではなくて、全体をそれぞれ総合的に支え合って、地域で不安のない、孤立しない社会というものを築いていただけないだろうか、そのように市長としては考えております。

御質問の具体的なことについては、健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） それでは、1番、通いの場の設置及び活動状況につきまして答弁いたします。

まず、1つ目に運動機能の低下などへの対策として、片足立ちとスクワットを基本としたトレーニング、いわゆるロコモーショントレーニングを続けることで、元気な足腰の維持につながるロコトレ教室を市が開催しております。その教室終了後は地域住民が主体的に継続して活動するロコトレOB会があります。

2つ目は、地域住民が主体となり、自宅や公民館などで高齢者のみならず、地域住民が集まり、レクリエーションや体操、マージャン、手芸など、様々な活動を行っている居場所があります。

3つ目は、活動内容はおおむね居場所と同様ですが、介護保険サービスの総合事業の一つとして住民主体で行っている通所型サービスBがあります。

4つ目に、市社会福祉協議会で活動を推進しているふれあいサロンがあり、住民同士の交

流や体操、講師を依頼しての講話など、各サロンで内容を決め、様々な活動を行っております。

いずれの活動も、地域住民同士の支え合いで行われており、今後も共に支え合う地域福祉活動として推進してまいります。

(2) 関係機関との連携や役割につきまして、通いの場の普及のため、行政は講師の派遣や身体機能の効果測定等を行い、また、補助金の交付や生活支援サービス費の給付による経済的支援を行っております。地域包括支援センターは立ち上げや活動への助言、相談役として、会の発足に向け支援を行っております。社会福祉協議会は会の立ち上げ支援や助成金の交付による経済的支援を行い、講師の派遣や講師としても会に参加しています。コロナ禍において、関係機関が運営方法等について情報交換を密にし、通いの場の創出や参加について連携して進めております。

(3) 今後の市の取組につきまして、通いの場は単に運動機能の維持向上だけでなく、社会参加により、社会的孤立の解消や認知症予防の効果も期待できます。また、さらにその通いの場の運営を住民主体で行うことで、年齢を重ねても社会的役割を持つ充実感や地域での見守り支援としても大きな効果が期待できると考えられます。

今後も、ロコトレOB会をはじめとした自主的な通いの場を市民が主体となり、実施、拡充され、介護予防や健康づくりにつながられるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） それでは、再質問はありますか。

飯田議員。

○4番（飯田 大君） それでは、各項目ごとに再質問させていただきます。

1について、通いの場の設置及び活動状況についてですが、通いの場の団体数と参加者数についてももう少し詳細に説明をお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 現在、市内でロコトレOB会は30団体、居場所は10団体あり、その10団体のうち5団体につきましては、市の補助対象となっております。サロンは51団体、通所型サービスBは1団体が活動されており、通いの場全体の参加総数は約1,200人となります。この1,200人というのは高齢者の約1割程度になりますが、県の目標では約1割、10%、国では8%ということですので、伊豆市についてはある程度進んでいると考えられます。

少し細かい数字になりますが、ロコトレOB会、サロン、居場所の3種類、各旧町の4地区単位の数字でございまして、修善寺地区のロコトレOB会が110人、サロン263人、居場所97人。土肥地区におきましては、ロコトレOB会が46人、サロンが106人、居場所が99人。天城地区につきましては、ロコトレOB会が80人、サロンが322人。中伊豆地区につきまし

て、ロコトレOB会が139人、サロンが70人。先ほどの1,200人には、これは幾つかの居場所に通っている方もおりますので、こちらは延べ人数になりますので、少し1,200人よりは多い数となります。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

飯田議員。

○4番（飯田 大君） 私の地元においては、サロン参加者が15名、その全員が女性です。公民館で月1回、年に12回開催されておりますが、お世話するスタッフ、この方々もほぼこのサロン参加者と同じぐらいの方々がお世話していると。そして、お世話している人がまたいずれ私たちがサロンに参加する側に回るんだなというふうなこともよく聞いております。公民館で行っているんですけれども、階段の手すりを伝わって、やっとうがっていくようなことを見かけますけれども、それも一つのトレーニングにもなるのかなというふうに感じておりますが、先ほどの5団体についての市の補助対象ということですが、通いの場の活動団体に対する補助制度の内容を教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 市のほうの補助対象につきまして、居場所及びサービスBの実施団体に対しまして交付をしております。居場所につきましては、月2回以上開催されている団体に対しまして、運営費に対する補助金で年間6万円を上限として、また、サービスBにつきましては、こちら運営費に対する補助金でございますが、年間24万円を上限として交付を行っております。また、それ以外にも立ち上げ時の経費だとか家賃等につきましても補助を行っております。

また、社会福祉協議会のサロンにつきましては、1団体当たり年間2万円を上限として運営費のほうの補助をしております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

飯田議員。

○4番（飯田 大君） 地区で居場所及びサービスBの実施団体という説明がありましたけれども、これと同じようなことを個人の方が行っていて、そこに地域住民が集まっているという場所があるんですけれども、こういう場所が全員が補助対象ということではないでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） まず、居場所のほうの運営費の補助というものは運営費ですので、例えばそちらのほうで、今コロナですので、消毒だとか検温機とかを買った、そうい

ったもの、特に運営に関わるもの全体に対しての補助が先ほどの6万円を上限としております。

サービスBにつきましても運営費なんですけれども、こちらにつきましても、消耗品、燃料費とか、ちょっと具体的に経費のほうに限られているというところが違ってきます。

あと、大きく違うのは居場所はどなたでも利用することができるんですけれども、サービスBにつきましても介護の総合事業のサービスですので、事業対象者、あと要支援の方とかというふうに、ある程度支援が必要な方が利用するような居場所になりますので、少し利用者的には違ってきております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

飯田議員。

○4番（飯田 大君） それについては、よく分かりました。いずれにしても、近くにこういう施設があるということが望ましいかと思われまます。

次に、（2）の関係機関としての連携や役割についてですが、地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携し、通いの場づくりを推進しているようですが、推進していく上での課題がありましたら教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 通いの場に限ったことではございませんが、男性の参加者の割合というものは大変少なくなっております。あと、コロナ禍で実際に居場所、通いの場を開催するに当たっての判断基準など、そういったことも少しここ2年ほどは課題になっております。

また、これはごくまれではございますが、居場所は身近で歩いて行ける場所につくり、参加者が増えるように支援をしているところでございますが、開催場所の確保に当たりまして、会場の利用にある程度利用者の制限があったりとかということで、近くで場所で開催できないというような課題がございます。これらの課題につきましては、行政と包括、社協とともにまた連携して、居場所の設立の推進をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

飯田議員。

○4番（飯田 大君） 11月23日に沼津で開催されたんですが、静岡県傾聴ボランティアネットワークでの講演の中で、人との接触を減らす新しい生活様式の影響で、孤立を深めるケースがあることを知りました。

男性の参加者の割合が少ないということなんですけれども、男性については社交的でなく、友人関係をつくるのが不得意とよく言われているんですけれども、男性の参加者の割合が少

ないことについて、この参加者を増やすというような何かお考えがありましたらお聞かせください。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 今のところ、市のほうでこういったというものは持っていないんですけれども、例えば、今やっている居場所の中では男性が多いというところではマージャンをやったり、囲碁、将棋等、そういった開催をしているとか、あと中伊豆地区では男性だけの男組というような名前の居場所が開催されております。今後、このような事例を紹介しながら、男性が参加しやすい活動を充実させ、参加者を増やしていくことが必要だと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。どうぞ、質問してください。

○4番（飯田 大君） 3について、今後の市の取組についてですが、重点的に取り組んでいくこと、具体的な取組内容について教えていただきたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 今後また、先ほども答弁しましたとおり、定期的にロコトレ教室のほうを開催しまして、ロコトレOB会への展開を後押ししていくとともに、居場所、支え合い勉強会というのを開催しているんですが、そういった勉強会の開催によりまして、居場所活動への関心を深め、設置に向けたバックアップを行っていきたいと思っております。また、これも先ほども答弁いたしましたが、特に男性の参加者を増やしていけるような提案をしていけると、こちらのほうも考えております。

また、立ち上げた通いの場が継続していくために、専門職の派遣を行いまして、運動効果を実感してもらうための測定ですとか、効果的な運動方法、望ましい食事の啓発などにも取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

飯田議員。

○4番（飯田 大君） その中で、ネットの利用が増えていると。スマホ教室とか、そういうもののお年寄りが苦手とするような教室というものはいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 議員おっしゃるとおり、今もうだんだん高齢者というか、65歳以上の方でもスマホを持っている方は多くなってきていると思います。ですので、また包括等を通しまして、そういった各地区の居場所での要望等、情報のほうを収集しながら、できれば要望があれば進めていきたいと思っております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

飯田議員。

○4番（飯田 大君） 最後ですけれども、通いの場は生きがいつくりや仲間づくり、また、地域の介護予防の拠点となる活動です。共に支え合う地域福祉の推進とは地域の多くのボランティアや専門職の力も不可欠かと思われま。高度成長期に本当に一生懸命働きた、伊豆市を支えてきた高齢者が孤立のないようにしていただきたい。

多少それるかもしれませんが、21日の静岡新聞にはデジタル田園都市の先行モデルとして東部・伊豆地域にリゾート、医療、福祉、研究のスーパー特区を提案している記事を見ました。これらの産業・企業誘致等、あるいは福祉、医療、こういうことを住民が感ずる、そのようないい機会かと思いますので、仮にこういうことが実現可能であれば、伊豆市自ら手を挙げて、医療、福祉に関するいろいろな情報あるいは企業、こういうものを誘致していただけたらと思います。

今後も、気軽に無理なく、楽しく過ごせる通いの場が各地区に設置、充実され、地域が活性化されることを願います。

○議長（小長谷順二君） 答弁は求めますか。

○4番（飯田 大君） 求めません、はい。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

○4番（飯田 大君） 以上です。

○議長（小長谷順二君） 分かりました。これで飯田大議員の質問を終了いたします。

◎日程の追加

○議長（小長谷順二君） それでは、今日、資料を配ってあると思うんですけれども、お諮りいたします。

お配りしてある追加日程表のとおり、議案第91号を追加し、議題にしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎議案第91号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 追加日程第1、議案第91号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第8回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第91号について、提案理由を申し上げます。

本案は、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策のうち、子ども・子育て支援の推進に対応するため、ゼロ歳から高校3年生までの子供に対する1人当たり10万円の給付のうち、迅速に支給することとされている5万円分について補正するものです。総額1億6,000万円を増額し、歳入歳出予算額を238億6,190万円とするものです。

詳細について、健康福祉部長に説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） 補足説明の申出がありますので、これを許します。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 栗山信博君登壇〕

○健康福祉部長（栗山信博君） 議案第91号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第8回）の補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金5万円分の支給に対応するための増額補正でございます。

議案書の10、11ページをお願いいたします。

歳出から説明いたします。

対象は、ゼロ歳から高校3年生までの子供で、令和3年9月分の児童手当支給対象者と年度末までに出生の見込みの児童数に高校生を加えた3,200人でございます。

内訳は、中学生以下の児童が2,532人、高校生が668人で、給付金総額は1億6,000万円でございます。

支給につきましては、児童手当を支給している中学生以下に対しましては、児童手当の仕組みを活用してプッシュ型により年内に支給し、そのほかにつきましては、随時対応してまいります。

次に、議案書の、戻りますが、8、9ページをお願いいたします。

歳入ですが、子育て世帯への臨時特別給付金は全額が国庫負担となっており、国庫補助金が1億6,000万円でございます。

補足説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、質疑の有無を確認します。質疑がある議員は、議長に質疑の申出をお願いします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時31分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。

質疑がありますので、質疑を行います。

9番、鈴木正人議員。

〔9番 鈴木正人君登壇〕

○9番（鈴木正人君） 9番、鈴木正人です。

議案第91号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第8回）について、質疑を行います。

先に4点ほどにまとめてお伺いしたいんですけども、ただいまの提案理由と説明の中で、対象者についてはゼロ歳から18歳で、児童手当を受けている中学生までと、あと今年度末までの出生見込みの子供、ゼロ歳からの。そしてあと高校生ということで説明を受けました。先ほどちょっと説明の中で対象人数についてあったんですけども、単純にこれ予算額1億6,000万円を5万円で割ると、事務費はないとして計算すると3,200人分なんですけど、もう一度その内訳をお願いしたいと思います。

そして、あとその世帯数が何世帯になるのかということをお伺いしたいと思います。

そして、その対象になる子供たちは報道によると年収の所得制限が960万円以下、夫婦で共働きの場合にはいずれか収入の高いほうの年収を制限とするということになっているんですけども、そうした場合に伊豆市のこの対象の人数、これは18歳以下の子供たちを全体の中で何割の方をカバーすることができるのかということをお伺いしたいと思います。

そして、あと今回、今日提案して、今日専決で採決が行われるんですけども、その後の実際の給付までのスケジュール、それはどのような手続の中で行われるのかというところを説明いただきたいと思います。

以上、3点ですか、4点ですか、すみませんが、お伺いします。よろしく申し上げます。

○議長（小長谷順二君） それでは、答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） まず、3,200人の内訳でございますが、中学生以下の児童、これは先ほど申し上げたとおり、年度末までの出生の見込みを含めてでございますが、2,532人、高校生に該当する年齢の方が668人、合計で3,200人でございます。

世帯数につきましては、実際に児童手当のシステムを使ってやるんですけども、そこまでの該当者の抽出というところまでは進んでおりませんので、世帯数についてはまだ確認はできておりません。

それと同様に、960万円を超える方、逆に以下の方につきましても、ちょっと率のほうは今現在では把握しておりません。

スケジュールにつきましては、12月の下旬、10日前後になるかと思っておりますけれども、案内の通知はさせていただきます。それから1週間ほど拒否をされる方というのが申出はありますので、その申出を待ちまして、今のところのスケジュールでいきますと、12月24日に児童手当を受けている中学生以下につきましては、その口座へ振り込む予定で準備を進めております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） 人数的な内訳は再度おっしゃっていただきましたので、把握はできました。

これ、いろいろ報道とか見ていると、確かに岸田さんのスピード感というのはやっぱりその辺重視したいという、その思いが非常に伝わってきて、それは物すごく評価されているんですけども、先ほどの年収960万円以下とか、その辺の所得制限がかかるというところの中で、いろいろと世帯年収にしたほうがいいんじゃないとか、いろいろな議論がある中で不公平感というのものもあるわけです。

今回の場合には、国の方針に従ってのいわゆる事務の移管されてきた中での仕事ということになると思うんですけども、例えば、今のところまだ、この対象からあふれる子供たちが何人いるとか、世帯が何世帯あるとかということところはちょっと把握できていないと思うんですけども、例えば仮にそうした世帯、子供たちが出た場合に、これは国の施策の中には入っていないと思うんですけども、市の独自の自治体としてのそういったことにどういうふうに対応するかということについてはどうしているのかということを知りたいと思います。

それとあと、先ほど960万円以下という数字が出ているんですけども、これ児童手当のシステムを流用する、それを給付の方法に使うという話だったんですけども、児童手当は扶養する子供の数とか、あと配偶者であるとか、その辺のいろいろ家族構成によって所得の上限というのが決められています。私が調べたところによると、例えば子供が4人の年収103万円以下の配偶者、合わせて5人を扶養している場合には最大で年収が1,018万円ぐらいでしたか、そういった所得制限の額もあるんですけども、今回のこの給付金は一律960万円の所得制限ではなく、児童手当の所得制限、それに準ずるものということで考えてよろしいでしょうか。

それと、あともう1点なんですけれども、先ほど、市長の提案理由の中にもありましたけれども、子ども・子育て支援の一環だということでやる事業なんですけれども、今回、歳出の細目が扶助費ということになっています。扶助費というと一般的に生活困窮支援とか、その辺の類いの費用になるわけなんですけれども、じゃ、これ一体子育て支援なのか、生活困窮支援なのかという、そういう議論もあるわけなんですけれども、うちの伊豆市の場合にはこれ、子ども・子育て支援というふうに純粋に捉えて、この事業を執行しようとしているのかということ、その3点伺いたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 今のところ、960万円以上の方で対象外となった方への対応

というのはまだ検討はしておりません。また、今、人数的にも不明な状況なので、その数にもよるのかなと思いますけれども、今の時点では対応はございません。

先ほど、児童手当のシステムを利用してということで、制度的なものも児童手当かという御質問ですけれども、あくまで今回は夫婦の金額の高いほうが960万円以上かどうかという判定になりますので、先ほど、議員がおっしゃられた扶養の数等は考慮しない形となります。（後日、訂正の申し出あり）

あと、子育て支援かどうかということですが、今回、こちらにつきましては子育て世帯への支援ということで、また、まだはっきりとは出てきておりませんが、非課税世帯への給付等も今後出てくるかと思われますので、生活困窮等に係る部分はそちらで対応するようになるのかなと思っております。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

鈴木正人議員。

○9番（鈴木正人君） 3回目なので、最後になりますけれども、今おっしゃったことは分かりました。

そうすると、一律で960万円以下ということで網をかけるということですね。児童手当の場合には一応申し上げますと、所得制限以上の方についても、たしか、月、普通の家庭は1万円とかなんですけれども、5,000円の支給を手当はやっているんですけれども、そういう意味では児童手当のシステムは使うけれども、制度は流用しないと、一律960万円で網をかけるということですね。実際は児童手当の支給システムの960万円以下の世帯を抽出して、いわゆるお知らせをすると、そういうことになるんじゃないかなと思いますけれども、それでいいのかどうかということになります。

あと、もう1点、子育て支援についての今回の給付事業ということで捉えていらっしゃるという話があったんですけれども、これは衆議院の総選挙の中で、公明党さんが公約で18歳以下の子供たちに10万円配るという、そういう公約を掲げた中で政府与党の中でやってあるんですけれども、結局、10万円一律給付というのは子育て支援に当たるものだと、逆に自民党のほうはその所得制限をかけることによって、本当に困っている人たちに給付するという、そういういわゆるどっちかという困窮者支援の形を出そうというふうに、その折衷案でこれが出ているという話をしていたんですけれども、子ども・子育て支援ということであれば、今回の国の事業とは別に、例えば、11月25日に秋田県の横手市なんですけれども、これは所得制限でもらえなくなった、この子供たち全てに市独自の政策でもって給付金を給付するという、そういう意向を示したという報道がされました。

今回のこの議案の提案とは違いますが、子ども・子育て支援ということであれば、市がそれについてどのように考えているのかということをお聞きして、終わりにしたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） まず、先ほどのシステムのほうですが、児童手当のシステムを使うというのは基本的には振込の口座ですとか、そういったところのデータを使うということで、960万円の判定につきましては、税務課等の課税の数値から判定することとなりますので、そちらについてシステムを活用するという意味合いで、制度を活用するわけではございません。

あと、議員おっしゃられます子育てのほうの支援につきましては、先ほどの最初のほうでも答弁したとおり、今の時点はうちのほうではまだ検討を考えているところではございません。

○議長（小長谷順二君） 以上ですか。

○健康福祉部長（栗山信博君） はい。

○議長（小長谷順二君） これで鈴木正人議員の質疑を終わります。

次に、14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 14番、三田忠男です。

先ほど、鈴木議員が確認しましたので、ダブるところははしょりまして、零歳から18歳、この点の確認をさせていただきます。

18歳までなのか、それとも高校生なのか、じゃ、有職の専門学校生とか、夜間定時制の人は該当しないのかどうか、ちょっとその辺が分からなかったものですから教えていただきたいということと、もう1点、支給が年度末と言いましたかね、3月31日。そうしますとそれ以降に申請になると債務負担行為みたいな手続を取らなくてもよろしいのかどうか、その2点についてお伺いいたします。

○議長（小長谷順二君） それでは、答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 高校生というのは、年齢的な判断でありまして、年度末までに18歳になる方というんですかね、実際高校3年生の方ということで、実際高校へ通学している、していないは関係ないということです、その年齢までの方は所得制限に引っかからなければ支給されるということでございます。

先ほど答弁した支給につきましては、中学生の児童手当のシステムを活用してやる方につきましては12月24日の振り込みで、その後について出生等もございますけれども、高校生を含めまして年明けの処理になると思いますが、まだ国のほうからの通知等はありませんので、年度内には支払うような形になるかとは思いますが。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 最後の確認です。18歳、年でやると。それで所得が、じゃ、もし働いていれば960万円以下ならば、その方ももらえるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） その所得の範囲というのは、親の所得になるかと思いで、特に学生の所得が960万円ということはないかと思いで。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） ちょっとそこが分からなかったものですから、金額とか分からないんですけども、じゃ、高校に行っていない方でももらえるという理解でよろしいですね。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 高校へ通学していなくても、その年齢の方はもらえるということで、960万円につきましては、児童を養育している者の年収が960万円以上かということですので、本人の所得ではございません。

以上です。

○議長（小長谷順二君） これで三田忠男議員の質疑を終わります。

次に、16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

議案第91号について、質疑をいたします。

支給対象、それから支給方法、いろいろなことについては理解できました。

もう1点なんですけれども、世帯の所得の多い方の年収によってということなんですけれども、これは特例的になるんですけれども、DV被害などで子供と一緒に避難している場合があるということを伺っています。そのような場合の対応、どのような連絡方法とか、確認方法とか、そういったものは検討されているのでしょうか。お願いします。

○議長（小長谷順二君） それでは、答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 今、国のほうから示されているものというのが基準日のことだけは少しありまして、その中には受給者からの暴力を理由にして避難している方とかという形では記載はございますが、実際にそういった方にどういった形で支給をするのかというところがまだ実際には通知されておりませんので、確認をして、しっかりと処理をしていきたいと思いで。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） その確認の方法なんですけれども、具体的にはどのように考えていますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） こちらは、市民課のほうと連携をして進めていきたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） 確認された場合ですけれども、本人の申請を受けて対応するということになるのでしょうか。それとも自動的にというか、前に給付金で、その家庭に振り込まれる場合に、夫婦でそういった関係にある場合に世帯主に振り込まれてしまって、そういった被害を受けて退避している方には届かないというようなことがありましたので、その場合の対応の仕方はやはりしっかりと決めていかなきゃいけないと思うんです。その辺のところを、今後のことになると思うんですけれども、しっかりと検討していただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 先ほども申し上げた児童手当のシステムを活用して、今先行してやろうとしておりますので、児童手当の支給についてもそういった方についてはしっかりと対応していると思いますので、再度確認をして、間違いのないように支給したいと思います。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第91号について討論、採決を行います。

これより暫時休憩いたします。

討論のある議員は、この休憩中に通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時52分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第91号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第91号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第8回）について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、ただいま議決された事件の字句及び数字、その他整理に要するものにつきましては、伊豆市議会会議規則第43条の規定により、この整理を議長に委任されたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

一般質問2日目については、明日12月1日午前9時30分から行います。

本日はこれにて散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

散会 午後 2時53分

令和3年伊豆市議会12月定例会

議事日程(第3号)

令和3年12月1日(水曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	佐藤信太郎君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	新間康之君
総務部長	伊郷伸之君	危機管理監	稲村俊一君
市民部長	加藤博永君	健康福祉部長	栗山信博君
産業部長	滝川正樹君	建設部長	山田博治君
建設部理事	白鳥正彦君	教育部長	佐藤達義君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	稲村栄一	次長	永沼健一
主査	杉本優美		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和3年伊豆市議会12月定例会3日目の会議を開きます。

◎発言訂正について

○議長（小長谷順二君） 執行機関から、昨日11月30日の本会議における発言について、発言の訂正の申出がありましたので、これを許します。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 栗山信博君登壇〕

○健康福祉部長（栗山信博君） おはようございます。

昨日の議案第91号 伊豆市一般会計補正予算（第8回）の鈴木正人議員の質問に対しまして、対象が中学生以下で、養育する者の収入が960万円以下、実際には未満ですけれども、そのような答弁をいたしました。国のほうの要領を再度確認したところ、対象は令和3年9月分の児童手当の受給者ということになっております。ということは、やはり鈴木正人議員の質問にありましたように、所得制限につきましては、各受給者の扶養の数によって限度額が変わってくるということでした。

ですので、昨日の答弁のほうを訂正させていただきたいと思っております。

○議長（小長谷順二君） 以上で健康福祉部長からの発言を終了いたします。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（小長谷順二君） 日程に基づき、一般質問を行います。

これより順次質問を許します。

◇ 間 野 み どり 君

○議長（小長谷順二君） 最初に、10番、間野みどり議員。

〔10番 間野みどり君登壇〕

○10番（間野みどり君） 皆さん、おはようございます。番号10番、間野みどりでございます。

発言通告書のとおり発言いたします。

件名、故郷を愛し、安心して、将来、市民や子ども達が暮らせていける町づくりのための人材育成の施策についてです。

コロナ禍で、皆、肉体的にも精神的にも疲れ切っている日々が続いています。ふだんの生活も不安や苦悩が多く、まして、この先の未来については希望も持てず、葛藤している方も多いと思っています。

そんな中でも、市としての介護の充実はもちろん、子供たちや子供たちを育てる親に対して、いろいろな施策を工夫して奮闘していると感じています。そんな施策を市民目線で検証していきたいと思い、質問いたします。

(1) 第2次伊豆市総合計画の基本構想、後期基本計画の中の重点目標としている「少子化対策と次代を担う人材の育成」と人口減少の問題についてお伺いします。

①人材の育成という部分で、社協の事業の中で高校生福祉教育事業があり、伊豆総合高等学校の生徒に対し、ボランティア活動を通じ、福祉の担い手、リーダーの育成を目指しているようです。また、伊豆市の中学校でも、中学生に市内の事業所などでの職場体験があり、市内の産業を知るよい機会と思っています。

地域で活躍できる人材の育成として、市内の職場体験の充実などを市の施策として取り組めないでしょうか。

②です。人口減少の問題は全国的です。学生で勉強のため、一度は伊豆市を転出することはあると思います。しかし、またもう一度帰ってこようと思っても、働く場所がない、やりたい仕事がないというのが現実であり、大きな社会問題だと思っています。そして、それは伊豆市だけの問題ではないようです。

市内で働く場がない問題の改善方法として、市では企業誘致、移住政策など、きめ細かく施策を考えていることは分かっていますが、その打開策の一つとして、住んでいる大人、親たちが子供たちに、ここでこんなことを頑張っているよ、こんなよいところがあるよと、体、体験で伝えることがいいのではないかと思います。

そこで、今後、親はもちろん市民が、自分たちの仕事にもっと誇りを持って、子供たちに市内の仕事が楽しく見せられる施策のポイント（市民に向けた市内事業者の活躍のPRなど）がありましたら、お答えください。また、関係機関と連携して情報を発信していく考えがありますか。

(2) です。伊豆っ子宣言の中にも「歴史や文化を守り、受け継ぎます」との文面がありますが、それに関して質問します。

伊豆市には、ほかの地区にない独特、独自の伝統文化が数多くあります。その中でも伝統芸能について、私は文化協会に属しながら、前々会長の事業として、現在、伊豆市に残る次世代に残すべき伝統文化芸能をDVDに残すという作業を手伝ってきました。「中原戸の鳥刺し」「日向春日神社の三番叟」「土肥神社例大祭」「城山神社三番叟」「加殿神楽」「菅

引三番叟」などが出来上がり、図書館にも置いていただいたり、庁舎入り口のテレビでも見ることができたりします。

このような素敵な資料ができているのですが、周知が少なく、活用も多くされていないようですが、今後、伊豆市のふるさとの学習として学校の教材などに取り組むことで、子供たちが地域の伝統文化を担うことに誇りを持つと思います。いかがでしょうか。また、これらの伝統文化芸能を絶やさないような支援や環境整備の取組はいかがでしょうか。

(3)です。平成29年12月4日の一般質問で、幸福感、幸せを感じる力を感じるまちづくりというテーマをやりました。幸せを感じるには、福祉面の充実、介護の安心、子育ての安心、経済面の安心と課題は多くあります。その中でも、私は、やはり一番は心を育てることが大事ではないかと思っています。何事にも前向きで希望を持ち、乗り越えられる強い心で生きていけるような、次の時代を担う子供たちを育てていく必要があると思います。

その中、子育てをしていく家庭での父親や母親の役割は、子供にとって大きな環境であると思います。その父親や母親への支援の在り方について、どのように考えていますか。現状並びに今後の市の方向性や対応についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（小長谷順二君） ただいまの間野みどり議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

私からは、最後の子育てにおける父親、母親に対する支援の在り方という御質問に答弁申し上げます。

私は、幼児教育は大切な未来投資であるとの考え方に立って、幼稚園と保育園を統合してこども園化を進めてまいりました。これについては各方面から異論もありました。幼稚園と保育園は違うんですという強い意見もございましたが、保護者の立場に立っての利便性と教育効果を優先したものです。

私が市長になったときは、たしか中伊豆地区は4園とも保育園だったと思うんです。保護者の皆さんから、幼稚園のほうが教育費も安いし、働き方もそれぞれなので、幼稚園をつくってくださいという御要望があり、まず、さくら保育園をこども園化して、その後、統合してまいりました。

これもいろいろ社会の状況の変化に制度が追いつかない一例であるとは考えておりました。児童福祉法にある、保育に欠ける子は親の申込みによって行政が保育をするという、要するにフルタイムで働くか、フルタイムで保育するかという時代錯誤的な、今はワーク・ライフ・バランスの中で多様な働き方と言っている中で、これは違うだろうと。したがって、私は、保護者が自分の働き方、家庭の在り方によって選択肢を持つことのできるこども園化というものを進めてきたわけです。

また、幼稚園と保育園のまさに保育料の違いを解消し、子供をお預かりする時間だけを条件として保育料を設定し、そしてその後、第2子は半額、第3子以降は無料として、それから、上のお子さんが小学生、中学生であっても、第2子、第3子であればそのような料金体系にするということを進めてまいりました。こども園においては制度上の幼稚園と保育園が共存していますけれども、伊豆市ではいずれにおいても心と体を育む質の高い幼児教育を追求しております。

私たちが子供の頃には顕在していなかった発達障害について、医学的な研究が進み、その結果としていわゆる発達障害児が増えている印象も受けますが、科学的な対策もかなり明らかになってまいりました。市で採用している5歳児健診の効果が非常に高く、これを導入していない市町には積極的にお勧めをしています。これは市内の医療機関の皆さんと話したときに、あるお医者様から5歳児健診をやったほうがいいですよという提案をいただいて、すぐに実行したんですが、極めて効果が高いと考えております。民営化したこども園も含めて小学校との連携を綿密に行い、小1問題の解消に努めております。

これまで申し上げたことは、幼児教育を例に取り、伊豆市がいかに保護者の立場に立って子育て施策を講じているかをまず説明させていただきました。

さて、今後の方向性について、私自身の経験も踏まえて申し上げます。

私は中学校3年生で父を亡くし、母子家庭になりました。我が家は貧しくはありましたが、自分を不幸だと思ったことはありません。母を支えてくれる地域社会があったからだと思います。子育ての保護者が穏やかに生活を営むことができ、そして子供たちが未来に向かって夢と希望を抱くことのできる環境整備が大切だと思います。

まず必要最低限なことは、住む家の確保と所得の安定です。その上に立って、父親、母親が自分の子供たちに、お前たちのふるさとはすばらしいところだよと自信を持って言うことのできるまちづくり、つまり、総合計画に示した誇りと活力に満ちたまちづくりを推進することが、結局は大切なことではないかと考えております。

そのほかの御質問については、総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） おはようございます。

それでは、私のほうは教育委員会の立場で回答させていただきたいと思います。

(1)の①の地域で活躍できる人材育成としての市内の職場体験の充実についてですが、市内中学校2年生、義務教育学校8年生は、キャリア教育の一環として、総合的な学習の時間に職場体験を行っています。

生徒が実社会に出て職業人と一緒に働く体験学習を行うことで、働くことの意義や社会的な責任の在り方を学ぶとともに、様々な人との関わりを通して自己の生き方を見つめ直すことを目的としております。市内をはじめ伊豆市の大人が勤めている近隣市町の事業所での体

験は、職業観を養うということにとどまらず、地域の産業や地域の大人の働き方を知るという意味でも有意義だと考えております。

小学校でも、3年生からお店探検、ワサビの収穫体験などの活動をするのですが、ただお店やワサビづくりの仕組みを学ぶのではなく、働く人の工夫や思いを聞きながら地域の産業を学んでいます。また、ある小学校の6年生では、「先輩の話を聞こう」というテーマで、地域の方をゲストティーチャーとして招き、働くことの苦労や喜び、やりがい等、体験談を聞く活動も行っております。

こうした活動を通じて、伊豆市の大人たちが伊豆市で暮らし、伊豆市を支えていることを感じてほしい、そのように考えております。

(2)の市内の伝統芸能等の学習への生かし方と継承するための支援についてですが、小学校4年生の社会の授業では「郷土の伝統・文化と先人たち」という単元があり、県内にある古くから残るものをテーマに、どのような願いが込められ、どのように受け継がれてきたのかを学習する授業があります。

例えば、修善寺南小学校では、学区にある古くから残るものとして、牧之郷の天神社に伝わる三番叟を教材として伝統芸能を学ぶ授業を行いました。地域の方をゲストティーチャーとして招き、由来の説明、演技の披露、使われている鼓や笛の説明等、歌や踊りの一つ一つに意味があり、受け継いできた人たちの願いが込められていることを学び、地域の伝統芸能を身近なものとして理解を深めることができました。

学校教育の中でこうした取組を通じて、子供たちが地域の伝統文化の大切さを知り、自分たちの地域に誇りを持ち、ひいては歴史文化の継承への意識につながることに期待を込めながら進めていきたいと思っております。伊豆っ子宣言にある「歴史を伝える」ということにもつながってくるのかなというふうに考えています。

次に、伝統文化芸能を絶やさないような支援や環境整備についてですが、現在、市の指定無形民俗文化財保護団体7つあるんですけども、それらに対し活動の補助をしております。

こうした支援に加え、議員にも制作に携わっていただいたDVD等も活用しながら、市内の貴重な文化芸能の価値を市民の皆様にもお知らせすることは大切であると考えております。

恥ずかしながら、初めてこのお話を聞いてからDVDを見てみたんですけども、本当にすばらしい映像の中に、見るだけで伊豆市のよさが感じられるような、そんなDVDだったことを初めて知りました。ぜひ子供たちにも伝えていきたいと考えています。

これまでも小学校4年生から6年生を対象にしたふるさと学級や、高齢者を対象にした生きいきカレッジにおいても、こうしたDVDを上映しておりますが、今後も様々な場面で上映や周知を進めていきたいと考えております。

(3)の子供たちが幸せを感じるには子供たちの心を育てることが大事というお考えには、もちろん同感です。そして、その幸せは、ものを得ることや大きな目標が達成されることだけではないということにだんだん気づいてきました。それは自分を好きになることであつた

り、友達に感謝されることであつたりと、何気ない日常の小さな幸せを感じることで心が豊かになることを伝えるようになってきました。これは、3.11のときに大きな転換点があつたのかなと自分では感じております。

そのために、道徳教育はもちろんのこと、各教科の授業や学校行事、キャリア教育、地域学習等で健全な心を育む取組を行っております。また、学校の様子の発信や情報共有など、保護者や地域の皆さんにも御協力をいただきながら、子供たちの心を育むという同じ目標に向けて取り組んでいます。

父親や母親への支援についてですが、議員も御存じのとおり、親は子育てを通じて共に成長をしていくと感じています。自分の経験で恐縮ですが、修善寺南小で教えた子供たちを修善寺中学校で校長として卒業証書を渡すことができたのですが、子供たちの成長を感じるとともに、低学年の頃、我が子だけを見ていた保護者が、修善寺中全体の成長を考えPTA活動に協力していた姿を間近に感じる事ができました。

それでも、9年間の中で親が子育てに思い悩むことは多いと思います。学校では、担任だけでなく、学年部や養護教諭に気軽に相談できるような体制を取ったり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、巡回相談員、田方の教育相談室などの専門機関につなぐ手だてを取ったりすることで保護者を支援しております。

そのほかの取組においても、PTA家庭教育学級を中心とした活動や、家庭教育支援員による子育て世代の不安の解消や、保護者間のネットワークづくりの強化を進めているところです。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私のほうから、御質問の（1）の①と②についてお答えをさせていただきます。

まず、①の職場体験の充実につきましては、総合政策部で取り組んでおります地域活性化事業の中で、多くの市内企業や団体と連携をしておりますので、その中で受入先となつていただけるようお願いすることにより、職場体験を通じて市内の産業や事業所を知っていただく機会の充実を図っていければと考えております。

議員御指摘のとおり、市内の職場体験の充実は、今後の人口減少対策や産業振興等の課題解決のため非常に重要な取組であり、市内では、商工会による伊豆総合高校2年生を対象とした市内事業所での就業体験学習や、JA伊豆の国による市内小学生を対象としたワサビの収穫体験やシイタケの菌打ち体験などが行われ、地元の産業を知る機会をつくっていただいているほか、市といたしましても、市役所業務に対する学生のインターンシップの受入れを行い、地元就職につなげる取組を行っているところです。

②の子供たちに市内の仕事が楽しく見せられる施策のポイントにつきましても、①と関連する形となりますが、職場体験の受入先が多くなれば、一つでも多くの職場体験が可能とな

り、子供たちの選択肢も増えます。より多様な業種を体験することで、ダイバーシティ・アンド・インクルージョン、日本語で言いますと、個々の違いを受け入れ、認め合い、生かしていくこととなりますが、それを考えるきっかけとなるなど、様々な人の生き方を知る場にもなるのではないかと考えております。

また、職場体験後には発表する機会があると伺っておりますので、多くの子供たちが市内の仕事を知るきっかけにつながるとともに、発表会のことを家で話すことで、親御さんたちも含め、市内で働く様々な職種の方々の理解が広がると思っております。

関係機関と連携した情報発信につきましては、伊豆総合高校や商工会などと連携し、市内産業や事業者の活躍や魅力を市民にどう伝えていくべきか、また何を伝えるべきかを検討してまいりたいと考えております。

大人も子供も、市民が伊豆市をすばらしいふるさとと自信を持って言えるような、誇りと活力に満ちたまちづくり、生き生きと仕事ができるまちづくりを、様々な取組を通じて推進してまいります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） ありがとうございました。

市長のお話とそれから教育長のお話を聞きまして、何かもうこれで終わっていいような気になってしまいましたけれども、そうもいかないのでも再質問をいたします。

(1) からいかせていただきますが、総合政策部では市内の体験ができるような企業に受入先をお願いしたりしているし、それから教育部ではキャリア教育の一環として取り入れてくれたり、子供たちによい環境づくりをしてくださっていると思います。

ここで私が、この故郷を愛し、安心して、将来、市民や子ども達が暮らせていける町づくりのための人材育成という課題をやったことで、あまりにも漠然としているので皆さんも捉えにくいと思うので、ちょっとお話しをしたいんですが、私は前々から、市の少子化や人口減少は、今ここに住んでいる親たちの姿勢で、もしかもしれないけれども変わるのではないかと考えています。伊豆市に住んで、仕事や生き方に誇りを持って、自信を持って前向きに元気に生きている親を見た子供たちは、その姿を見て、同じように生きていこうと思うんじゃないかと考えています。また、地域に楽しそうに貢献している親の姿を見て成長すると、人のためや地域のために役に立とうと思うような気がします。そんな親たちのよいところを、より多くの子供たちに何かアピールできたらよいなと思ったところから、市の施策をフルに使って何か手だてはないかなと思い、こんな質問をしてしまいました。

質問に戻ります。

①で、高校生のボランティアのことですが、私が今回、教育厚生委員長になり、社協の会合にも出席させていただき、市の関連事業所でも皆それぞれ子育てやいろいろなことを企画

して工夫しているなど思っています。その会合の中でお1人が、伊豆総合高校の生徒が頑張っています、ごみ拾いをしたり、いろいろなボランティアに参加しているのは分かっているんですが、伊豆市は伊豆総合高校の子たちだけではなくて、ほかにも三島南高やそれから田農や、それから葦高や伊豆中央高校やといろいろ通っている子がいるんですが、その子たちへの発展はないのでしょうか。その点はいかがでしょう。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） まちの将来を担う子供たちが、自分たちの暮らす地域を深く知ったり郷土愛を育む上で、ボランティア活動、それから体験学習などにより世代間交流だったり実体験を行うことは、非常によいことだと考えております。

伊豆市の豊かな自然とか歴史、あと産業をそういう場の教育資源として体験する活動だったり、地域の大人たちと関わりを持ったり、地域課題を共有することで、ふるさとの将来に対する当事者意識を持って、生きていく上で必要なたくましさだったり、あと豊かな心、あと自ら考える力だったり、そういうものを身につけて、伊豆市の未来を切り開いていく人材の育成ができるいい機会だと考えております。

先ほど議員からお話ありました現在の高校生に関する取組でございますが、現在は社会福祉協議会さんだったり伊豆総合高校さんのほうが取組を行っております。したがって、市としてそれに対して何ができるとか、これをするとかというのは、今ちょっとお答えできないのはちょっと心苦しいところなんです。先ほども申しましたとおり、非常に重要な取組でございますので、市としてもどのように関わって、結局何ができるのかというのを、社会福祉協議会さんだったり伊豆総合高校さんと一緒に考えて、今後広がりにつなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） 分かりました。

なかなか保険の問題とか、今、時代が時代ですから大変だと思いますけれども、もしかして僕もやってみたいとかという子供を掴まないように、そして、やっぱり今こういう時代になりましたけれども、いろいろな連携が大切になってきますので、その辺はまた工夫してみてください。

じゃ、中学校の職場体験ということですがけれども、私は以前、保育士だったので、こども園に子供たちが来ているのを見ておまして、1日来ただけですがけれども、僕ってこんなに子供が好きだったんだとか、それから、先生こんなの、こういう資格を取るにはどうしたらいいんだねというようなことで、すごい勉強になっている様子を身近で見えました。これからはそんなことは多くあってほしいと思いますけれども、今、中学の職場体験はどのよう

な形態でやっていますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） ちょっと先ほどの高校生のことにも関わりますけれども、教育委員会が関われるのは義務教育学校の立場でというのが通常です。高校生になると、あとは頑張ってきてねということで僕らは送り出すわけですけれども、それではいけないということで、今年から教育を考える会という新中学校に向けての準備も含めて取組を行っていく中で、伊豆総合高校の副校長先生に加わっていただいて、今の伊豆市の高校ですよね。実は、伊豆市の子供たちが4割ぐらいの子がお世話になっているんです、伊豆総合高校に。伊豆総合高校にとっても、伊豆市の子たちが半分ぐらいを占めて学校をつくっているようです。

ですから、伊豆総合高校が発展していくことは、伊豆市の未来にとってすごく大事なことかなということも含めて加わっていただいた中で、伊豆市の子たちがすごく実直で一生懸命やる子たちだということをお話を伺いました。そのところをぜひこれからもつなげていきたいと考えています。

それで、先ほどの中学校の職場体験ですけれども、これなかなか調整が大変なんですけれども、学校のほうから受入先を募集をするというような形をお願いをしています。基本的にまず伊豆市から、それから伊豆市の近隣の伊豆の国市、函南町、田方地区。場合によっては親御さんが勤めていらっしゃる三島地区、その辺まで幅を広げて、自分たちの親の姿が分かったりだとか伊豆市の大人たちの姿が分かるような、そういう職場体験を目指しています。地域の方々も快く受け入れて、やるよというような、そういう返事もいただいて実施しているところです。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） ありがとうございます。

今、教育長が言ってくださった、そんなところで仕事を頑張っている姿を見せられるといいなと思います。

①、②同じになってしまいますけれども、まず興味や関心を持ってもらって、知ってもらうことが大事なんだなというふうに思っています。よろしく願いいたします。

じゃ、（2）にいかせていただきます。

南小の授業に三番叟を取り入れてくださったり、私が思っているより活用して下さっているのが分かりました。何か教育長は初めて見たと言うけれども、ちょっと遅いぞみたいなことはありますけれども、皆さんもビデオがとてもよくできているので見ていただきたいと思います。

先ほど説明がありましたから、ちょっと質問がダブってしまうかもしれないんですけど

も、文化を伝えることというのは本当に大変だと思います。人口減でなかなか担い手がいなかったり、本当にやる子がいなかったというのを四苦八苦しているのをよく感じています。それと、特に衣装などが古びてお金がかかったりと聞いています。その点の補助など、今さっき、何か7団体ありまして補助がありますなんていう、その、ちょっと補助の団体なんかはどこから頂けるのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 先ほど教育長の答弁にもありました7団体については、活動の補助ということで、実は金額は非常に少なく、年間1万5,000円の支援をさせていただいています。それをどのようなものに使っていただくかという、衣装を全て換えるのは当然難しいんですけども、ちょっと備品が壊れたり、一応、衣装の補修などに使っているのが現状です。

今、御質問いただきました、そういう芸能を続けるための衣装の更新というのは当然必要になってきます。そういう御相談があったときには、民間の財団法人などが補助をしているというところがありますので、そういうところをあっせん、御紹介をさせていただいております。例えば一昨年には、加殿神楽保存会の衣装もその補助を使ってうまく更新をさせていただいているという実情もございます。

また、無形文化財とは少し離れますけれども、地域のお祭りですとか行事もやはり継承にいろんな問題が出ておりますが、そういうものについては、例えば宝くじの助成金ってなかなか順番が回ってくるのは難しいんですけども、お祭りの山車ですとか太鼓とかの備品を更新していただいている事例もありますので、御相談があった場合は、なかなか市の補助制度はございませんけれども、うまく使っていける補助制度を御案内をしている状況でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） 1万5,000円って何かちょっと少ないなと思いますけれども、そういうのがあから相談をすればできるということですね。相談をするような、そんなのを呼びかけたいと思います。

私がですけれども、議会が終わり、下の受付のところに通りますと、テレビで何かをやっているなどと思って見ると、この前は鳥刺しがかかっていたんですけども、何か誰も見ていなかったという感じなので、私なんかは興味がありますし好きですので、ちょっと足を止めちゃうんですけども、何かもう少し市民にも何か伝えられないかなとそのとき思ったんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○**教育部長（佐藤達義君）** 先ほど議員に御紹介いただいたDVDについても、やはり図書館には配架させていただいているものの、我々のPR不足というのはそのように感じておりますので、まずそういうものをうまくPRするのと、市役所で上映しているものも、何となくそこへ行かなければ見られない状況ではなくて、もう少し関心を持っていただく工夫は、今PR不足を十分感じておりますので、もう少し工夫してまいりたいと思います。

○**議長（小長谷順二君）** 再質問ありますか。

間野議員。

○**10番（間野みどり君）** よろしくお願ひいたします。

この間の11月23日に青少年健全育成大会の子供たちの発表を聞きました。お三味線を通して世の中頑張りたいという子もいましたし、前向きに文化などを伝えていきたいという子供たちの姿を見て、本当にぜひ工夫して伊豆市の文化を絶やさないようにお願いしたいと思います。何かその点は考えておりますでしょうか。

○**議長（小長谷順二君）** 答弁を求めます。

教育部長。

○**教育部長（佐藤達義君）** やはり関心を持っていただくというきっかけづくりが一番大切だと思います。

これも1つの事例ですが、先ほど議員も、地域の行事を維持していくのに担い手不足ということがやっぱりどこの地区にもあると思います。1つの例として、若者の有志の団体が、お祭りでみこしを担ぐ人手不足のところを外から人を集めておみこしを担ぐ、自分たちも楽しみながら活動したという事例もありますので、ただ、地域の実情もありますので、我々として、情報発信だけでなく、そうした取組の事例なども御紹介しながら、少しでも多くの方に触れていただいたり、見ていただく工夫をさせていただきたいと思います。

○**議長（小長谷順二君）** 再質問ありますか。

間野議員。

○**10番（間野みどり君）** 分かりました。

本当に今、みこしを担ぐのに人を頼んだり、雑談ですけれども、自分の娘はみこしを担げる人と結婚すると言って、体格だけで選んだような感じですがけれども、本当にそういうことはあると思いますので、ぜひぜひいろいろな方向性でやっていただきたいと思います。

では、（3）番に移ります。

市長のお話、本当によく分かります。5歳児健診も、私は本当にすばらしいと、やったときに思いました。幼児教育は大切な未来の投資であるという市長の気持ち、私もずっと同じ思いです。なかなか目には見えないけれども、何しろこういう世の中になったから、なったからこそ、心を育むということがこれから大切になるんじゃないかと思っています。

もう市長とそれから教育長の思いが伝わりましたので言うことはないんですけども、1つ、親たちが子育てに自信を持てるような、これからのずばり施策は何だと思えますか。ま

た、今後それもどのように進めていきますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） ちょっと理屈っぽくなりますけれども、私が幼児教育を市長という立場よりも、経験がありませんからね、勉強した本の中に、中室牧子さんという、この先生の著作とか新聞記事かなり多いんですけれども、やっぱりアメリカの検証結果なんです。アメリカって面白い国で、もう何十年も社会科学を追跡していて、結局、いい幼児教育を受けた子供は30年、40年後に犯罪歴が少ないとか、所得が比較的高いとか、そういうことを長年かけて検証するわけです。

そこでなるほどと思ったのが、幼児教育にちょっと問題があるかなという場合に、行政のほうで親御さんのところに行くんです。日本のように、親の責任だといってお前だというんじゃないくて、この家庭の問題がどこにあるかに入って行くんですね。そして、そこで親の相談を受けるわけです。あるいは、その親御さんが必要なケアを行政としてする。そして、結果として幼児教育の質を上げるということが、これは今までよりもアウトリーチになって、プライバシーとのぎりぎりのところはあろうかと思いますが、親御さんをケアするというのは、私はとても大切な視点だと思っています。

これまだ今まで伊豆市の行政課題の中で重点的にはやっておりません。非常に微妙な問題があるので少しちゅうちょしてきたところもあるんですけれども、そこはこれから踏み込んでいくことをまずは検討したいと思っています。結果的には、それが長期的な視野に立った場合に一番効果があるのではないのかなと思っています。

先ほどの議論にもちょっと戻らせていただきたいんですが、地域で生活をしている親世代がどうやって自信を持つかの中で、伝統文化の議論も実は私は包含をしていて、これ無理やりこじつけるのではなくて、実はジオパークの大切な目的なんです。ジオパークの中に伝統文化の継承というのはかなりウエートが高い部分で、世界ジオパークから伊豆半島はそこが弱いと指摘されています。単に人数を集めて伝統文化を継承するのではなくて、実は一番大事なところは、なぜそれが起こったか、その背景に気候とか風土とか生活とか産業があるわけです。ですから、比較的日本の伝統文化は、比較的というか、ほぼ農業に関連がある。そこを理解することによって、ふるさとを知って、ふるさとのよさを知っていくというところまで入って行って、初めてシビックプライドはできていくと思うんです。

そこは相当幅広い課題になりますから、これは1つの事業でできますということではありませんので、そういった環境をつくりながら、そして親御さんのケアをしていく。それによって幼児教育の質を高める。これは何とかうまくマトリックスが縦横に課題を整理して、その方向に進むことができればと思っています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） 何か思いを知り、よかったです。ジオパークなんて、そんな関係あるとは全然考えてもいなかったですけども、ただ、文化芸能のDVDを作っていて、この踊りはどこから来たんだと、南のほうから踊り手さんが来て、それがここに伝わって、こっちは神楽でこっちはこうだとかと、すごい勉強になったんです。そして、担い手さんのことを知ったりとか、すごい勉強になって、伊豆ってやっぱり下からどんと上がってきているからそんな関係があるんだとか、すごい考えるところもあるので、ぜひそういうのを活用していただきたいと思います。

昨日、波多野議員も言っていましたICTを使うとかSNSとか、もうこういう、ユーチューブとかそういう時代にちょっと時代遅れのことを言って申し訳ないんですけども、親たちのすばらしさを知るという意味で、昭和初期のことになりますけれども、私の父は大工で、いつもかんなくずにまみれて仕事をしていまして、参観日も手甲でやってきちゃったりして、あら恥ずかしいなんて思ったことがあるんですけども、その中で、まだ小学校の運動会に、消防団員のこういう何か規律訓練みたいのをやったんですよ。それで、いつもは何となく父がかんなくずにまみれているのに、そのときだけ父のかっこよかったこと。すばらしいな、地域にこれだけ貢献しているという父を、そしていつもと違うきびっとした、そしていつもはみんなでわいわいやっているのに先頭に立ってやっている父を見て、本当にすばらしいな、ここはすばらしいなと思ったことを何か思えて、やっぱりそういうことも、時代とともにそういうことはなかなかできないんですけども、今の時代に合った何か親たちのすばらしさとか、そういうことを見せられることはないかなと考えますが、いかがでしょうか、この考えは。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） さっき議員が、ICTの時代に心の教育は古いけれどもとおっしゃいましたけれども、私は真逆だと思っていて、ICTの時代だからこそ心の教育が必要だと思っているんです。そうでなければロボットになってしまって、今だから、この時代だからこそ、今までより、より音楽とか絵画とか映画、文学、そういった心の教育を小さい頃から育まないと、本当にバーチャルなロボットになってしまって、非常にむしろ怖いと思っているんです。

教育の問題は、これは教育長が教育問題の専権事項なんですけれども、市長という立場であえて申し上げますと、5科目全部80点、90点取る必要ありますか。技術系入れれば9科目なんですけれども。台湾のオードリー・タンさん、たしか登校拒否ですよ、中学校、高校の頃。それが今もう世界のトップレベルのICTの技術者になっていて、古い話で恐縮ですが、経済学のベースをつくった、経済表というのをつくったフランソワ・ケネーというフランス人は16歳まで読み書きできなかった。なぜそういう教育効果が結果として出てくるのか。数学の天才は南インドから出るんだそうですが、あの藤原正彦先生は、美しいふるさとも持

っている人からしか数学の天才は出ないと言っているんです。

ですから、いわゆる教育が、ICTという技術は使いますけれども、いわゆる進学のための5科目とか、それが全部90点以上とか、私はそれが教育ではないと思っているんです。それが必要な子が一体伊豆市の子供たちで何%いるんだろうか。東大の先生になるような、外交官になるような、そういった人生を送る子供が一体何%いるだろうかと思うと、大半の子供たちは普通の生活をして普通の市民として伊豆市で生きていくわけです。その中に、今議員がおっしゃったような誇らしい父親の姿ってあるでしょうと思うわけです。そこを私たちがしっかり捉えていかなければいけない。

ちょっと長くなって恐縮なんですけれども、とても価値観が影響しますので少し続けさせていただきますが、何で観光ってかっこ悪いというイメージなんだろうね。どうして農業って古いというイメージなんだろうね。まだ私たちの世代、特に私たちから上の世代には、修善寺駅では喜びを着た番頭さんが特急列車を待っているようなイメージ、仲居さんが着物を着て夜9時10時に部屋から食事を下げるイメージ、麦わら帽子の腰に手拭いをかけたおじちゃんのイメージ。リッツカールトンとかペニンシュラのフロントマンかっこ悪いでしょうか。フランスとかイタリアの超一流のワイン畑の経営者はかっこ悪いでしょうか。

かっこいい産業になる、そういったものをやっぱり私たちはしっかり提示をして、伊豆市、伊豆半島にある産業はかっこいいというやっぱりイメージをしっかり次世代の人たちに見せていく。それは今までの伝統文化を継承している酒屋さんだって大工さんだって全部同じ。そこにかっこよさがある。そこをしっかりと大人の責任として示していければと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） よく分かりましたし、そのとおりだと思います。本当に自分もそのとおりだと思うんですが、実はこの間先日、娘が、今の子供たちは平気で抹消とかそれから復活とかやっていて、この子供たちが大きくなったらどうなるんだろうと思っちゃう。人を殺したりとかそういうことも抹消とか、それからすぐにそれでも生きてこれる復活とか、そういう言葉を、小学校1年生なんです、使っているという。それはやっぱり大変なことだよって、やっぱり心をちゃんと土台の根本を大事にしないと駄目だなとつくづく思っています。先ほど触れましたけれども、青少年健全育成大会は本当にすばらしかったと思います。こんなにも伊豆市を愛して、真剣に自分の将来や市の将来も考えている子供がいるんだと感激しました。この子供たちがそのままの気持ちを持って成長していってくれれば、やっぱり伊豆市も変わるし、世の中も変わるんじゃないかななんて思います。親はもちろん、市の施策をうまく本当に利用して、いいものはいいものと捉えて、そして、これから協力しながら工夫しながらやっていってほしいと思います。

これはもう質問じゃないんですけれども、何か今回の一般質問は自分の思いをたくさん言ってしまって、そんな一般質問になりましたけれども、やはりこれから土台になる子供を育

てる、子供のためにどういうふうな親でいたらいいかとか、いろいろなことを考えながら、みんなと相談しながらやっていくのが一番いいんじゃないかなと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（小長谷順二君） これで間野みどり議員の質問を終了いたします。

ここで10時30分まで約10分間休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時29分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 杉 山 誠 君

○議長（小長谷順二君） 次に、16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

通告に従い一般質問を行います。

初めに、下水道事業計画の見直しについて市長に伺います。

下水道事業は、人口減少や厳しい財政状況の中で、令和2年3月までに全ての都道府県で都道府県構想が見直され、下水道計画区域の縮小など各污水处理施設の計画区域が見直されたとのこととです。

都道府県構想は、下水道、農業集落排水、合併浄化槽、それぞれの特性、経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を選定して作成する污水处理施設整備の計画で、都道府県が市町村と連携して作成するとされていますが、都道府県構想の見直しにより当市の事業計画にどのような影響や変化があったのでしょうか。

当市では特に、中伊豆上地区が計画区域となっているにもかかわらず未整備の地域が多く、このため合併浄化槽補助金も受けられないなど、住民に大きな不公平感、不利益をもたらしています。住民からは、下水道整備の促進あるいは計画区域の変更、縮小を早く決定し、不公平、不利益の解消を求める声を聴きますが、どのように考えるのでしょうか。具体的な施策を伺います。

次に、高齢者のごみ出し支援について市長に伺います。

高齢者のごみ出しについては、高齢化や核家族化を背景として、ごみ出しが困難でありながら十分な支援を得られない高齢者の増加が問題となっています。

生活ごみを出すことができなくなると住環境が不衛生になり、不衛生な住環境は、本人のセルフネグレクトやごみ屋敷化など様々な問題に発展する懸念があります。また、無理に自分でごみ出しを続けることで、転倒による骨折などで自立歩行ができなくなったり、寝たき

りになることもあります。

高齢化が進む中、広い市域を有する本市ではごみの集積所まで遠い家も多くあり、高齢者のごみ出し支援の取組を進める必要があると考えますが、いかがでしょうか。

最後に、人一倍繊細な特性を持つ子どもHSC（ハイリー・センシティブ・チャイルド）への対応について教育長に伺います。

HSCは、米国の心理学者エレイン・アーロン博士が1996年に提唱した概念で、主に①何事も深く考えて処理する、②五感が敏感で過剰に刺激を受けやすい、③共感力が高く感情の反応が強い、④ささいな刺激を察知するという4つの特性を持つとされています。この4つの判断軸に全て当てはまる子供がHSCで、全体の2割ほどがこの基準に該当するとされ、30人学級なら6人はHSCということになります。

あくまでHSCは病気や障害ではなく性格の一つです。よく混同される発達障害とは、感覚過敏や細かい点へのこだわり、集団になじみにくいなどの特徴が共通しており、小学校低学年までは見分けにくいとされています。ただ、HSCは人の気持ちへの共感力が高いという点で大きく異なります。学校現場では、HSCは周囲から理解されず、本人が悩みを抱えやすくなっているのが現状です。

全国からHSCの相談を受けているNPO法人千葉こども家庭支援センターの杉本景子理事長によると、学校の先生がどなるのが怖いとの相談が多く、自分が叱られていなくても、ぴりぴりした教室の雰囲気から大きな負担を感じてしまうとのこと。思慮深さゆえに授業で手を挙げられず、先生から積極性が足りないと心配されることもあるそうです。本人は頭をフル回転させて授業に参加していても、表面的に活発な子が評価され、自信を失うことも多くあり、また、本人が理不尽に感じる事が蓄積すると学校へ行く気力を保てなくなり、不登校につながることもあるとのこと。

全ての子供が安心して伸び伸びと学校生活を送れるように、HSCに関する情報周知と、よりよい教育環境づくりを進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの杉山誠議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 下水道についてですけれども、これは非常に深刻な問題で、上水道、下水道の管理の仕方は極めて大きな財政課題になっています。

以前にも申し上げましたが、気候が温暖で水田があれば生きてこれた東海地方というのは、都市計画によってまちができた北欧や北米と違って、もう既にほぼ域内全域に集落ができてしまっていて、そこにその後で電気が通り、水道が通り、ガスが行きということなので、縮小することが非常に難しいです。

恥ずかしながら、私は小学校6年生まで水道を家で見たことがありませんでしたから、山

水でしたし、兄弟4人の中でほかの3人は逃げちゃって、私だけがおばあちゃんと肥を担いだという、本当にそんな生活が伊豆の中にはあったわけです。一旦は都市整備できたんですけども、その中で今度は人口がどんどん減っていく中で、下水道が計画としてはまだ残っている。これはやはり凍結し、それから縮小し、それから合併浄化槽に入れ替えるという作業が必要になってまいります。特に残念なことに、中伊豆の中大見地区においては、整備したところも接続率が半分ぐらいの状況で、下田市が一気に不公平を覚悟の上で3年ぐらいで下水道に接続させた例もあるんですが、まだ伊豆市はそこまでに至っておりません。

それから、上水道は飲む、洗う、あるいはお風呂に使う、水を使うというのが目的ですから、料金は均一でいいんですが、下水のほうは使用者負担というよりも、下水を流すことが目的ではなくて、生活排水をきれいにして狩野川に戻すことが目的ですから、下水道の場合には受益者は市民全体なわけです。世帯とは違って市民全体が受益者ですから、その負担をどうするかという問題もあったので、実は一時期、下水道と農集排とそれから合併浄化槽を全部料金を均一にすることも考えてみたんですが、物すごい差があるものですから、そこまでは実現することができませんでした。

したがって、下水道の構造的な課題はかなり承知はしておりますが、まだ現行、現状の施設をどうやって維持管理していくかの視点にとどまっています。上大見の問題は、まずは計画を凍結して、そして見直すという手法を今取っております。

より具体的なことについては、建設部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、私から答弁させていただきます。

都道府県構想に基づく汚水処理施設の整備構想ですが、下水道、集落排水、浄化槽、各種汚水処理施設の特性、経済性等を総合的に勘案し、市域全体における効率的で適正な区域を設定した上で、各種汚水処理施設の適切な役割分担の見直しを行うこととされております。この見直しにより、当市においても効率的で適正な区域を見直すよう進めているところでございます。

御質問の中伊豆上地区の計画区域の見直しについてですが、議員おっしゃるとおり、地域住民より御意見をいただいているところです。人口減少、高齢化等、社会情勢や地域の実情の変化による問題が顕在化する中で、地域のニーズに合った計画の早急な見直しが必要と考えております。そのため、令和2年度から3か年かけて下水道事業計画の見直しを行っているところでございます。令和5年度に静岡県との協議を行い、下水道計画区域の変更をする予定でございます。区域外になることにより、合併浄化槽整備事業補助金制度の活用が可能となります。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） それでは、再質問はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 令和5年度に県との協議を行って見直しを行うということですが、見直しの方向性としては、下水道事業、現状の整備した区域でこれで拡大はしない、これで完了ということの方向性で進めるおつもりでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 基本的には今行っている、伊豆市全体で考えますと、大平地区を今施工しておりますけれども、その後、以前から要望が出ている修善寺ニュータウンにつきましては、現行、非常に処理施設の経年劣化が進行していますので、そこにつきましては、現在、地域の状況や社会情勢を含めまして地元と調整をして検討を進めておりますので、修善寺ニュータウンについて今後どうするかというところはこれからの課題になっております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 中伊豆上地区はいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 中伊豆の上地区につきましては、今現在、戸倉野の一部までが整備が完了しております。ですので、戸倉野の一部までは下水道区域に入れまして、そこ以外はこの計画で見直しをかけて区域から外す予定でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 市長も答弁されましたように、下水道事業というのは水質保全、それから生活環境の改善のため、さらには次世代に快適な生活環境をもたらすために有効な手段として整備が進められてきたと自分も認識しております。しかしながら、長い年月と巨額な費用がかかるということが課題となっていました。

ここへきて事業の見直しということが、ニュータウンは今後検討ですが、見直しということが具体的にになってきたと思うんですが、再度になりますけれども、中伊豆地区で大幅な見直しに至った経緯とかそういった理由、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） まず、現状ですけれども、下水道施設は市内に処理場8か所、中継ポンプ場が3か所、マンホールポンプ場が108か所、管路延長が約181キロになります。施設の供用は、昭和60年に修善寺地区、直近では平成11年に白岩地区が供用開始されました。どの施設も経年劣化により施設の更新の必要が生じております。現在までにいろいろな施設で設備の更新と長寿命化、あとはポンプ場の設備の更新とか、マンホールポンプについてはその都度ポンプを交換しているところでございます。

このような状況の中、今後はこれまでの事後保全から、予防保全と現有施設の維持保全に移行していく流れが全国的に高まっております。そのことにより、長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位をつけて行うストックマネジメントによる計画的な改修更新をしていく必要がでております。

処理場の改築には多額の投資が必要となりますが、近年の人口減少や節水化に伴う処理量の減少により、下水道処理場の能力に余裕ができております。このことに着目しまして、農業集落排水処理地区を下水道に統合することも可能となります。

これらを踏まえまして、伊豆市の人口動態、地域状況、施設の劣化等の収支見通しを直視した上で、整備を見直さざるを得ない状況となったということになります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 日本下水道協会の政策研究委員会というところがありまして、今後の下水道事業に係る制度の方向性として、汚水処理については、人口減少や新たなまちづくりの進捗を踏まえ、時間軸に応じて下水道や合併処理浄化槽の処理区域を柔軟に見直していくことが重要であるといわれています。将来的には、下水道の既整備区域についても、人口減少に伴い、その一部の汚水処理システムを合併処理浄化槽に切り替える必要が生じる場合も想定されることから、このような状況が想定される地域の実情を詳細に調査、把握した上で、汚水処理の経済性や地域の環境への影響と下水道処理区域の縮小の判断基準を検討することとされています。

また、その場合の留意点として、地域住民との調整と実現に向けた具体的手順や立地適正化計画との整合を図るなど、コンパクトシティを推進する観点からの制度設計に留意することとされています。

ただいまの部長の答弁で、老朽化とか維持管理ということで非常に大きな課題となっていることは理解できました。ただ、こういった計画を見直すに当たっては、やっぱり地域住民の合意を得ていく、あるいは情報をしっかりと伝えていくということが大事だとされておりますけれども、その辺についてちょっと不十分であったんではないかと思うんですけれども、その辺の取組はいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 議員おっしゃるとおり、そういう今までの施工後、計画を広げて、こういう事情の中で、区民とか市民に変更とかその辺の周知をなかなかできなかったというのは確かかと思えます。

県の計画で今現在進めていますので、この辺のことをやっぱり県と調整をして、適切なタイミングで早く市民には周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 現状、計画区域の中で家を新築する場合は、合併浄化槽の補助金が受けられないという不利益があるわけです。このような状況の中で、やはり新築を考えてしまうような場合もあると思いますので、やっぱり住宅政策という面からも、こういった不平等感をなくすということは大事なことだと思います。

やはり生活排水の処理というのは非常に大事なものですから、計画変更というのは速やかに情報発信してほしいと思います。特に今も言わせていただきましたけれども、現在の計画区域でありながら整備されていない地区の住民に対しては、情報発信、できるだけ速やかにしてほしいと思うんです。

今後、そういった県との調整というのは、令和5年度というのはあくまでも予定であって、調整を早めることはできないのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 今現在、うちの上位計画である静岡県のスケジュールで行っています県の流域下水道計画を先に手続を進める必要があります。それを進めた後に、市町は県が国の許可を受けた後に見直しを計画をするという手続になります。

具体的には、県が令和5年8月から下水道について事業の事前の協議を始めまして、11月頃に予定を考えております。それに基づきまして、市もその後に都市計画手続という、受理ですけれども、その受理をしていただいて許可が出るということで、令和5年11月には受理される予定という今予定になっておりますので、令和5年度ですけれども、令和5年度中というよりも令和5年度11月を目標に見直しをかけていきたいということが現状でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 分かりました。計画の変更は分かりました。

それから、先ほど部長からも答弁ありましたけれども、老朽化の問題、これもかなり深刻だと感じております。今後、やはりしっかりと維持をしていくという観点から、下水道事業のいろいろな課題について、やはり市民にも情報を共有していただきたいと思います。ですので、先ほどの計画変更であるとか老朽化の課題というものは、やっぱり広報していく必要があると思うんですけれども、そういったものを発信していくということに対してどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） やっぱり今この施設が非常に年数経って老朽化ということと、接続率の問題とかそういうことにより下水道の経営がなかなか厳しいということは、やっぱりこれからは市民にもしっかり周知していかなければならないと思います。それにつきましては、広報とかそういうものでもしっかり出していくことと、3年前に下水道の料金改定を1回やりまして、5年に1回見直しとか現状を確認しましょうよということで、今後、来年以降に料金の見直しとかそういう、地域の関係者とかと委員会をつくりまして、そういうところでもしっかり発信して今後の下水道の在り方ということを考えていただいて、市の先ほど申しました区域の変更は、しっかり地域の方にも、令和4年度中にはそういうことで動いているということもしっかり周知しながら、今後の下水道ということをもみんなに分かっていただくというような周知をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 上水道も含めて、今後の維持管理に対する費用、費用面から料金の見直しも必要だということも自分も伺っております。であれば、なおさらのこと、やはりこういういった情報はしっかり周知していく必要があると思いますので、よろしくお願いします。次、お願いします。

○議長（小長谷順二君） それでは、高齢者のごみ出し支援について答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員の御質問は高齢者が対象ということですが、よい機会ですので、ごみの処分について説明をさせていただきます。

この件はぜひ、前回1回目やりました市長と議会の自由勉強会の中で議題にさせていただきたいんですね。と申しますのは、伊豆市の場合にはごみ袋の料金の中に回収処分費が入っています。20円のうち、ごみ袋が8円か9円、残りの11円で回収処分。したがってなんですね、ごみ袋だけであれば、行政区ごとに、民間企業が開発したニュータウンとかそういったところは別にやっていただき、市民が税金を払っているところを回収すればいいということになるんですが、既にごみ袋の中に回収処分費を入れてありますから、それを使った人たちは皆、負担しているわけです。全額ではありませんので、全額で入っていれば、市内のいかなるところも市が収集して処分すればいいわけですが、したがって、自己負担の部分と公費負担の部分があって、ここのバランスを今どうしようかと考えているわけです。

ある地区からは、市が回収に来ないので来てくれという、ごみステーションは自分たちで造るから来てくれという御要望をいただいているんですが、これある意味もつともなんです。処分費用を一部乗せていますから。

したがって、ごみの処分について、どの程度の料金体系でどこまで負担していただくかについては、これも我々が案をつくって議案として出す以前に、まずは皆さんと議論させて

いただいて、どれくらいの負担水準でいこうかということテーマにさせていただければと思います。その中で、今度はごみステーションまで持っていけない方々に対して、地域でやっていただくのか、ボランティアでやっていただくのか、行政も入るのか、そういったテーマも含めて検討させていただければと思います。

すみません、高齢者については健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 高齢者のごみ出し支援の取組につきまして答弁いたします。

ごみ出しの課題としましては、集積所までごみを運ぶことが困難になってきた市民や、分別ができなくなって困っている市民、また、ごみを出す習慣が欠け、家庭内にごみが蓄積されている世帯など、様々なケースがあると思われまます。

このような課題への対応は、公的なサービスとして、地域包括支援センターが中心となり、介護保険制度のサービスの活用やシルバー人材センターのサービス、社会福祉協議会のお互い様サービスなど、個々の状況に応じた支援により対応をしております。

しかし、今後は介護サービスの担い手不足や、支援を必要とする市民の増加が懸念されます。そうした状況の中では、地域住民の支え合いによる支援が必要になってくると考えられます。

昨年度、高齢者支援の担い手不足が特に深刻な土肥地区において、地域住民と社会福祉法人信愛会との連携の下、設立したNPO法人土肥の暮らしを支え合う会きずなでは、元気な高齢者や地域の住民による有償ボランティア活動を行っております。

このように、公的なサービスと地域住民の支え合いの両輪により、ごみ出しをはじめとする生活全体の様々な分野にわたり、地域に合った支援体制の構築を進めていくことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 高齢者のごみ出し支援、今後、高齢化の進展に伴って必要であるということは認識されていることで確認しました。

それで、様々なごみ出し支援の方法があるんですけども、地域住民が協力し合うということとか、いわゆる専門的には、自治体が行う直接支援型と、地域コミュニティが行う支援活動を行政が金銭的にバックアップするコミュニティ支援型と言われているんですけども、ただいま部長から答弁ありました土肥のきずなというNPO法人、このサービスの有償ボランティアとかそういったサービスの手当に対する財源というか、たしか介護保険サービスが改正で、そういった日常生活支援事業とかの地域の特性に応じてNPOなどにサービスを支援する仕組みができたと同っているんですけども、少しそういった仕組みを教えてくださいか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 今現在、NPO法人きずなのほうでは、支援ボランティアになります。こちらのほうが51名の登録があると伺っております。実際に利用している方は15人。中で、今回の質問のごみ出し支援では、週1回利用されている方が2人、週2回利用されている方が1人、月1回利用されている方が2人、月2回利用されている方が1人となっております。

この利用者につきまして、300円の負担をしていただきまして、実際に活動したボランティアの方には、そのうち法人のほうへ入る分もありますので、そのうちの200円が本人のほうへ入るといようなシステムになっております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） この300円というのは、1回につきですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 1回でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 1つのサービス形態としてすごく機能しているということは、自分もよく伺っております。

先ほど申し上げましたコミュニティ支援型の一部になると思うんですけども、そういった制度を市域に拡大していくとしたら、様々な地域によって特性はあるんですけども、まずは担い手が必要になると思うんですけども、社会福祉協議会が行っているお互い様サービス、これもそういった助け合いの仕組みだと思ってしまうんですけども、なかなかこれがうまく機能していないというようにお話を伺っております。

このきずなが上手に機能しているのと、こっちのお互い様サービスが上手に機能していないという、そのどういう要因というか、そういうものは考えられますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） そのところは実際しっかりと分析をしているわけではございませんが、今回きずなが成功したというのは、やはり先ほども答弁いたしましたとおり、社会福祉法人信愛会様、そこに委託をしている土肥地区の包括支援センター、そういったところが関わって立ち上げて、運営のほうもスムーズにいつているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） できれば住民同士でお互いに助け合って、そういった地域が築かれていくことによって、住民同士のつながりというものも深まっていくと思いますので、できればその方法で成功していくということがいいと思われるんですけども、なかなか地域によってはそれがうまく機能しない、また、場所によっては、そういう担い手も応募しても集まらないというような課題が多く聞かれます。

ですから、やはり行政としても、しっかりとしたそういった地域要件とか、あるいは介護の要件とか、それに当てはまらないで、例えば集積所まで距離があって足が弱って歩いていけないとか、介護は受けていないけれども、そういった高齢者の場合もありますので、これはごみ出しができないということは環境問題につながるわけです。高齢者の支援は同時に必要なんですけども、環境問題の観点から、やっぱり環境衛生の担当のほうでもしっかりと制度をつくっていくべきだと思うんですけども、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） 議員おっしゃられますとおり、ごみ出しの問題は大きな問題というか重要なことだと思っております。高齢者の方がちゃんと生活できるように、今後、健康福祉部等、関係団体と連携いたしまして、制度、特にこの対象の基準とかそこら辺をしっかりと定めて、高齢者の方がしっかりと生活支援できるようにやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 具体的なことはまだ進んでいないでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） この件につきましては、やっとな環境省のほうがこの3月に手引等を出していただいたので、それを参考にしながら、いずれにしても、どういうニーズがあるのか、どういう状況なのか、そこら辺を健康福祉部等と相談しながら、その原因、そこら辺を見ながら制度設計をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問は。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 環境省のお話が出ました。ここに、国立環境研究所というところから、高齢者のごみ出し支援ハンドブックというのが出されています。これも参考にされてい

ると伺っておりますけれども、もう一つ、高齢者のごみ出し支援事例集というのが出されています。私もこの中を見たんですけれども、いろんなタイプがあります。

そもそも戸別収集をやっている自治体もありますけれども、伊豆市の場合はステーション型ということで、集積所に集めたものを委託業者が回収しているという、そういう制度になっていると確認していますけれども、福岡県の大木町というところなんですけれども、人口規模が1万4,000人少しというところで、ここもやっぱりステーション回収というところなんですけれども、ここではシルバー人材センターの会員が、利用世帯、要するに利用世帯というのは高齢者で支援を必要とする世帯、ここのごみの回収を行いながら、安否確認あるいは困り事の相談を受けているということです。

これから制度を設計するに当たり、やっぱり高齢者支援という立場から、独り暮らしとか高齢者同士の場合、容態が急変する、あるいはけがで動けなくなるという場合もあり、見守りとかそういったことが求められてくると思いますので、同時にそういった安否確認とか、そういった見守りも制度の中に組み入れていってはいかがかと思うんですけれども、その辺のお考えはありませんか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） 議員おっしゃられたとおり、見守り、これ大変重要なことだと思っております。制度設計の中で、それも含めて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） あと、制度設計ができるまでの間、特に相談が寄せられた場合なんですけれども、今、市の臨時職員で不法投棄ごみの回収作業が行われていますけれども、その方たちに回収をお願いするという方法もあるんですけれども、私も考えたんですけれども、不法投棄、本当に不合理なことで、そういった不法投棄の回収に結構かなりの金額を費やしています。その金額を費やしているにもかかわらず、ごみを出したくても出せないというような方がおられる状況を考えたときに、やはり予算の使い道として、そういったどうしてもできないということがあった場合に、不法投棄ごみの回収をされている方に寄っていただくような方法も応急的な手段としてあるのではないかと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） 不法投棄の収集の臨時職員のほう、その活用もありますけれども、シルバー人材センター等の活用を併用して、不法投棄も数多くございますので、その辺、4地区くまなく回るとか、その辺も平和寺問題からちょっと力を入れているところですので、

その辺は調整をさせていただいて、どういうことができるのか、そこら辺を踏まえて制度をつくっていきたいと思います。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○16番（杉山 誠君） 次、お願いします。

○議長（小長谷順二君） それでは、3番目の質問に対して答弁をお願いします。

教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） ハイリー・センシティブ・チャイルドについてですが、非常に過敏な子供で、生まれつきの性質を表した言葉であると認識しております。

発達障害とは違いますが、個への対応の点で近い部分がありますので、現在、市内の学校における個への対応の中で、非常に過敏な子供がSOSを出している場面についても、学級担任を中心に把握し、校内の会議等で共通理解をして、個に合わせた丁寧な対応をしていきたい、そのように考えております。

学校現場では、このような過敏な子は、クラスの誰かが失敗をして先生に叱られたり、それから友達からばかにされたりすると、自分のことでなくても自分のことのように心を痛めるばかりでなく、それを手助けできない自分を責めて絶望する、そのようにも言われています。実際、私がこのような認識を特にしていただけじゃないんですけども、今思えば、あの子はそうだったのかなというような、そういうような子が思い浮かんでまいります。このような環境では緊張してしまい、本来できることもできなくなってしまう、そういう子もあります。

このようなことから、先生も周りの子供たちも、失敗したり、できなかった子を助け合うような学級の雰囲気こそ大切だと考えます。過敏な子が、自分は認められている、いつでも助けてもらえる、大切にされているというような、そういう気持ちになれるような学級的环境であれば、持ち前の細やかな気配りやほかの子への共感性を發揮でき、伸び伸びと学校生活を送ることができるのではないかと考えています。

今後も、日頃の児童生徒の状況を丁寧に把握するとともに、温かな学級づくりを心がけるようにしていきたいと思います。万が一、そのような子が悩んでいるところがあれば、スクールカウンセラー等も活用しながら、校内研修等を通してハイリー・センシティブ・チャイルドについて教職員の理解を深め、対応力の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） それでは、再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） ハイリー・センシティブ・チャイルド、なかなか聞き慣れない言葉だと思いますので、少し深く議論したいと思うんですけども、先ほど最初の質問で話させ

ていただきましたように4つの特徴ということで、1つ目の深く処理するということがあるんですけども、この深く処理するというのは、感覚的な情感を深く受け取り考えるということで、物事の本質を突くような鋭い質問をしたり、大人びたことを言ったりすることもあるということです。じっくりと考えているために、行動を起こすのに時間がかかる、そのため周りの人から見ると臆病や引っ込み思案のように見えることがあるということです、これも非常に誤解されやすいなと思います。

あと、2番目の過剰に刺激を受けやすいということですが、ほかの人なら気にならないような感覚刺激、匂いとか音とかそういったことも敏感にキャッチするというので、言ってみれば肉体的にも精神的にもすごく負荷がかかりやすいということです。そのために疲れやすいということですので、活発な動きをなかなかしにくいということもあります。一緒に遊んでいても、すぐにぐったりしてしまうというような場合もあるそうです。

3番目の全体的に感情の反応が強く、特に共感力が高いということですが、よく泣いたり、びっくりしやすかったり、怖がったり、かんしゃくを起こしがちだったりというように、言ってみれば感情の振り幅が大きいということです。こうした敏感さというのは、先ほど教育長からも答弁ありましたように、他者に対しても発揮される。ほかの人が、友達が叱られているにもかかわらず、泣き出してしまうようなことがあるということです。そういった現場を本当に熟知している教育長でありますので、いろんな場面でそういった子供たちというのを改めて認識して対応をしていただきたいと思います。

あと、ささいな刺激を察知するということですが、これ小さな物音やかすかな匂い、人や物のエネルギーなど、他の人なら気がつかないようなちょっとした変化によく気づくという特性があるということです。これは長所にも取れますので、普通なら問題にしないようなことでも、見過ごされるようなことでも、気になって仕方がないということ。これはうまく生かせば非常にそういった能力を発揮することができますので、ぜひそういった特性を理解した上で、教育現場で改めて対応、今の教育現場でふさわしくないような対応もあったと伺っております、教師の言動であるとか。そういったものも含めて、具体的に思い当たるといふか、これは対応を変えたほうがいいなというような節がありましたら、お答えください。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 本当に、私は昭和55年から教職に就いたんですけども、思い返せば、自分が子供の頃教わった教育とずっと比べながら、今まで50年間の学校教育に関わっているわけです。それは皆さんも同じだと思います。後ろにいらっしゃる若い方々は、きっとそれらを教わった人たちが今大人になっているんじゃないかなと思っています。

そういうことは、教育が変わるには20年かかると自分は思っているんですけども、私たちに教わった子供たちが今もう教師になって、もう既に中堅をやっているわけです。その方々に教わった子供たちが今はもう若手として勤め始めているという中で、昔は40人、皆さ

んのときなんかは50人学級なんていう、そんな中でも学ばれた方もいると思いますけれども、今は35人までようやくなったという中で、学校現場では、一人一人の子供たちを大切にするというのもう当然のように行われています。

それでも、自分のような昭和の時期に学校生活を送った者にとっては、こんなことぐらい平気じゃないかと思うような、そういう経験は何度もあります。ですけれども、若い方々と一緒に勤めていく中で、若い方々はそういうもっと繊細な気持ちを持ちながら、子供と寄り添って教育をしたりということが自然に身についているということは学校現場でも感じられるところですので、徐々にそういう一人一人を大切にするという方向には進んでいると思います。

それに加えて、今議員がおっしゃったように、本当に正しい知識としてそういう子供たちがいるということを認識しながら、学校現場でさらに研修を深めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） ぜひ学校でそういった研修というか認識を深めていっていただきたいと思います。

教育現場でそういった得られた知識というのは、やっぱり情報、そういったものは、やっぱり保護者の方とも共有する必要があると思うんです。なかなか保護者の方にお伝えするというのは難しい場面もあると思うんですけれども、何らかの広報とかそういうものを通じて、こういった情報を保護者、子供を含めて共有していく必要があると思うんですけれども、その件に関してはどうでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 本当に個に関わることで、プライバシーの問題もあったり、中にはこのことを伝えたくないという親御さんもいたり、ぜひ伝えてもらいたいという親御さんもいらっしゃるわけです。

もちろん、そこは十分に話合いをしていく中で、今現在私たちができることとしては、先ほど議員がおっしゃられたように広報として、今、伊豆市に特別支援コーディネーターが巡回をしてくださっています。その方が、月に一度程度ですけれども、子供たちへのそういう専門的な対応について、「カエル通信」という、そういう通信を出してくださっています。これは教員向けのものなんですけれども、今後は保護者のほうにも伝えられるような工夫をしていきたいなど、そのように考えています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○16番（杉山 誠君） 終わります。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

これで杉山誠議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12月7日午前9時30分から議案質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午前11時18分

令和3年伊豆市議会12月定例会

議事日程(第4号)

令和3年12月7日(火曜日)午前9時29分開議

- 日程第 1 議案第81号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算(第7回)
日程第 2 議案第82号 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)
日程第 3 議案第83号 令和3年度伊豆市簡易水道事業会計補正予算(第1回)
日程第 4 議案第84号 伊豆市犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第 5 議案第85号 伊豆市農村公園条例の一部改正について
日程第 6 議案第86号 伊豆市萬城の滝キャンプ場条例の一部改正について
日程第 7 議案第87号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正について
日程第 8 議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について(狩野川記念公園)
日程第 9 議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について(狩野ドーム・狩野グラウンド)
日程第10 議案第90号 市道路線の廃止について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地豊君 副市長 佐藤信太郎君

教 育 長	梅 原 賢 治 君	総 合 政 策 部 長	新 間 康 之 君
総 務 部 長	伊 郷 伸 之 君	危 機 管 理 監	稲 村 俊 一 君
市 民 部 長	加 藤 博 永 君	健 康 福 祉 部 長	栗 山 信 博 君
産 業 部 長	滝 川 正 樹 君	建 設 部 長	山 田 博 治 君
建 設 部 理 事	白 鳥 正 彦 君	教 育 部 長	佐 藤 達 義 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	稲 村 栄 一	次	長	永 沼 健 一
主 査	杉 本 優 美			

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和3年伊豆市議会12月定例会4日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に基づき、議案質疑を行います。

◎議案第81号～議案第83号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程第1、議案第81号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）から日程第3、議案第83号 令和3年度伊豆市簡易水道事業会計補正予算（第1回）までの3議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第81号について、7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） おはようございます。7番、杉山武司です。

議案第81号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）について質疑をいたします。

まず、歳入からです。

議案書33ページ、22款市債、1項市債、8目教育債、1節新中学校整備事業債の合併特例債について伺います。

今補正予算で2億6,310万円の合併特例債の起債が予算計上されています。伊豆市の合併特例債の起債限度額は171億円と決まっていますが、現在までの合併特例債の起債実績をお示しくください。併せて今回の起債後の起債残高をお尋ねいたします。

次に、歳出に移ります。

議案書35ページ、2款総務費、1項総務管理費、8目企画費、18節負担金補助及び交付金のバス路線維持事業について伺います。

補正予算の資料では、前年度分の精算に伴うバス路線維持事業の補助金の増との説明でしたが、どの路線でどのような経緯で増額になったのか説明願いたい。

次に、議案書41ページ、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、12節委託料の児童手当給付事業では、児童手当制度改正に伴うシステム改修委託とのことだが、制度の改正

内容とシステムの改修内容の説明を願いたい。

以上、市長に答弁を求めます。

次に、議案書51ページ、10款教育費、1項教育総務費、5目G I G Aスクール推進事業、12節委託料のG I G Aスクール推進事業において、校内の通信環境改善のための通信ネットワーク環境整備委託料の増額とのことだが、増額の要因の説明を願いたい。

教育長に答弁を求めます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

それぞれ担当する部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 改めて、おはようございます。

G I G Aスクール構想ようやく軌道に乗ってきたところですが、教育部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、まず歳入についてお答えをさせていただきたいと思えます。

合併特例債につきましては、伊豆市の発行限度額といたしまして172億2,780万円となっております。平成16年度の合併当時から借入れを開始いたしまして、令和2年度までの借入総額は74億7,350万円となっております。

今回の補正予算で上程させていただいております新中学校整備事業分を追加した令和3年度の発行見込額は41億3,480万円で、令和3年度発行見込額を加算いたしました借入れの総額といたしましては116億830万円となります。

それによりまして、来年度以降の発行残額といたしましては56億1,950万円となります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 児童手当制度の改正に伴います制度の改正内容とシステムの改修内容について答弁させていただきます。

まず初めに、制度改正の内容でございますが、こちら2点ございます。

まず1点目は、特例給付の支給に係る所得上限限度額が設けられ、一定額以上の所得により、特例給付が支給されないこととなります。

2点目は、一部の受給者を除き、毎年6月に提出していただいております現況届が不要

になるということでございます。

次に、システムの改修内容でございますが、1点目の所得上限限度額につきましては、資格異動時や年度更新時に、特例給付対象外の審査の実施や各種統計報告について、特例給付対象外の欄を追加するなどの改修となります。

2点目の現況届につきましては、例外的に現況届が必要である対象者を抽出するためのデータ項目の追加や、年度更新時に現況届処理が同時に実行されるよう修正するものでございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） それでは、私からは10款1項5目G I G Aスクール推進事業の内容について御説明いたします。

G I G Aスクール事業では、昨年度、児童生徒の1人1台端末と学校内の通信環境の整備を行いました。学校内の通信環境整備を行うに当たり、インターネット環境については、伊豆市で整備した地域公共ネットワークの光回線で当面賄える見込みでしたが、コロナ禍においてウェブ上での会議も増えるなど、学校や市役所でのウェブの使用頻度が上がり、回線の接続不良が発生するようになりました。

また、学校だけでなく市役所のウェブ上の業務でも通信が不安定になり、地域公共ネットワークの通信容量では、十分に賄えない状況となっております。

そこで、今回、学校側の回線を民間の光回線の活用に取り替え、地域公共ネットワークから分離し、双方の通信環境を安定させるための整備委託料を、今回計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） すみません、総務費のほうの答弁をさせていただきたいと思っております。

バス路線維持事業になります。こちらにつきましては、補助金の増額に関する経緯、増額の理由につきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、市では市内17路線で自主運行バスを実施しておりますが、その全ての路線で年間の経常損失が見込みより大きくなったことにより、増額となるものでございます。

理由といたしましては、新型コロナウイルスによる乗客の減少による収入減と、減便によりキロ当たり経費が上昇したことによるものになります。

特に、損失幅の増額が大きかった路線につきましては、修善寺天城の杜線が約520万円、修善寺伊東線が約480万円、修善寺湯ヶ島温泉線が約440万円となっております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） それでは、再質疑に入ります。

款ごとでよろしいですか。再質疑はありますか。

杉山議員。

マイクを近づけてください。

○7番（杉山武司君） 歳入のほうですけれども、合併特例債の関係ですけれども、今説明を受けましたけれども、残りがあと56億円程度ということなんですけれども、その中で今後の合併特例債の起債予定を答えられる範囲でお答えできますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 来年度以降、合併特例債を活用して実施する事業でございますが、予定するものとしたしましては、まず合併特例債の発行期限が令和6年度末までとなっております。

今後の事業といたしましては、まず新中学校の整備事業がございますが、あと広域処理施設の整備事業、あと牧之郷駅周辺整備事業、松原公園津波避難複合施設整備事業などがございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） そうしますと、新中学校の本体建設まで含めると、相当な金額がまだ必要とされていますよね。この56億円で足りるのかどうなのか、ちょっと疑問に感じるところもありますけれども、そうしますと、172億円、市の公表されているホームページの中には合併特例債の、ということは、171億円という数字が載っていましたから、それを使わさせていただきましたけれども、172億円ということで、変わったのかな、ちょっと分からないんですけれども、そうしますと、もう限度額いっぱいまで合併特例債を使うようになりますと、今後の公債費への影響は、令和元年の11月に示された財政シミュレーションと相当の乖離がなされるのか、影響があるのかないかちょっとそこのところをお示してください。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） まず、合併特例債の発行額につきましては、できるだけ有利な起債と呼ばれている市債なものですから、できる限りそれを活用して、言い方といたしまして、使い切るといふか、できるだけそれを活用させていただきたいと考えております。

それから、それによる今後の財政的な影響なんですけど、財政シミュレーションにおきましても、ほぼ使う形でのシミュレーションをしておりました。ですので、財政的な指標といたしまして、見込みから、シミュレーションから大きく変わる想定はしてございません。

いずれにしろ、起債、令和6年度末までの起債残高、起債額が増えるものですから、財政的な指数といたしましては、一時的には悪化するといえますか、数字的には一旦悪くなりま

すが、令和6年度以降はまた平常時に戻っていくということで考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、歳出の2款のほうで再質疑はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） この補正は、前年度といたしますから、令和2年度のバス事業の補助金に対して、令和3年度の当初予算を要するに予算で計上して、8,518万3,000円を計上してあります。これは自主運行バスですけれども、市単独補助が50万円。今回の補正というのは、自主運行路線及び市単独補助全てに関わるものなのかどうかをお聞きします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） こちらにつきましては、自主運行バスに対する補助金の額になります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 市単独補助は含まれないということなんですけれども、この中には、バスの路線の中には生活路線と観光路線ってありますけれども、生活路線というのはコロナの影響、通学とか通勤に関することなものですから、あまり影響は受けないと思います。観光路線、観光に特化しているような路線については、かなりの影響を受けたものと予想されますけれども、修善寺天城線ですか、修善寺伊東線が先ほど説明を受けましたけれども、生活路線と観光路線を分けた場合に、そのところはどんな影響があったのか、お示しはできますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 今、議員がお話ありましたとおり、先ほど私のほうから説明をさせていただきました損失幅の増額が多かった路線、3路線をお示しいたしましたが、その路線全ては観光客の利用が多かった路線と認識しております。それ以外、いわゆる生活、通勤通学に使う日常の路線もございしますが、そちらにつきましては、新型コロナウイルスの影響は多少ありますが、観光客の影響ほどの影響はございませんでした。

しかしながら、先ほども申しましたとおり、全ての路線において損失幅のほうは大きくなっているという状況でございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） それでは、3款について再質疑はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 先ほどの説明の中で、所得の限度額が設けられたという説明がありま

したけれども、そのこのところの細かいことをもう少し説明を願いたいと思います。

それと、そもそも児童手当改正の目的というのは、何が目的なんだとか、そのこのところをちょっと分かる範囲内でお答え願います。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） まず、所得上限限度額の詳しい内容でございます。今までは所得制限限度額というものがございました。こちらのほう給付金でもありましたが、児童2人、あと年収103万円以下の配偶者の場合、収入の目安として960万円でした。今回設けられます所得上限限度額、こちらにつきまして、この場合1,200万円となります。

例えばの例でいきますと、収入が1,300万円だった方は、今までは1,200万円を超える額があった場合にも給付があったわけですが、今回上限が1,200万円になりましたので、1,300万円の場合には給付がされなくなるというようなことでございます。

目的につきましては、大変申し訳ございませんが、今のところ承知をしておりませんで、答弁できません、すみません。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） またその目的というのを調べておいていただきたいと思いますが、

それでは、この制度改正によって、伊豆市にとってはどんな影響があるのか、お答え願えますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 今現在の所得制限限度額を超える方につきましては、こちら児童手当が4か月分支給されますので、ちょっと実人員というのが算出できておりませんが、4か月で292人ということで、4で割りますと大体70名ぐらいの方が所得制限に引っかかって、引っかかってと申しますか、超えているというような形になります。

それが今度新しい所得上限限度額にこのうちどれくらいが制限にかかるかということは、まだちょっとシステム改修もできておりませんので、人数の把握はできておりません。

○議長（小長谷順二君） それでは、10款について再質疑はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 当初予算で校内通信ネットワーク環境整備業務委託料ということで649万円が計上されております。そのほかパソコン等保守の委託料とか研修サポートの委託料はありますけれども、通信の関係はこれだと思うんですけども、補正の中では校内通信ネットワーク環境整備業務委託料ということで1,532万3,000円、そして当初予算に含まれていなかった回線使用料、先ほど回線を違う回線にするということで、この回線使用料が発生

すると思われるんですけども、そもそも最初の業務委託料と今回の業務委託料そもそも別物なのかどうなのか、そこのところはどうなんですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 当初予算につきましては、伊豆市の地域公共ネットワークから各校へ光回線をつないで使用しますので、通常の保守としてはやはりこの委託料は必要となります。

今回、補正予算で上げさせていただいたのは、先ほど御説明させていただきましたが、民間の光回線を各校に引き込む関係で、それぞれの学校にセキュリティーの装置を設置する必要が生じました。セキュリティー装置の設置費用ですとか、ライセンス料あるいはインターネット回線サービスということで、当初予算の通常の保守とは別の光回線接続に係る委託ということで、今回、上げさせていただいたものでございます。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 当初予算を計上するときに、そもそも回線の設計をするときの前提条件が甘かったのか、それとも市のほうが業者に対して条件を提示するときのところがちょっと漏れていたのか、それとも業者のほうが間違っていたのか、それかもしくは想定外の状況が判明したのか、そこのところはどうなんでしょう。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 議員おっしゃるとおり、昨年度、校舎内の環境整備もさせていただいて、そのときは今年度から使用するに当たり、例えばクラスでグループワークをして、先生がモニターに投影してやるような授業をした場合でも問題なく使えるという想定で準備をしておりました。

学校での利用頻度が上がった中には、例えば朝学習などをして学習ソフトを使うと、これは実はクラウドからダウンロードして使うという、ちょっと回線に負荷がかかる利用というところが非常に増えてきたこともありまして、当初授業をやっても問題ないという想定をしておりましたが、やはりそれぞれの学習ソフトを使うところ、あるいは学校間のウェブの学習などもすることは何回かやってきたというところもありまして、当初想定よりも利用が上がったということで、賄えなくなったという状況がございました。

○議長（小長谷順二君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 予算権限は市長にありますので、全体を通して、本会議での質問ということで、施策の目的を話をさせてください。

将来投資に関わる話です。こここのところの報道で、皆さん、御覧になっていると思いますけれども、なぜ日本だけが30年間所得が上がらないのか。今、内部留保を人件費に充ててい

ないという議論がこれまであったんですが、ここのところの報道では、企業が収益を上げたいわゆる資金を設備投資と人材育成に充てていない。したがって、生産性が高まらないという報道がやっぱり増えています。つまり、将来投資のための財源をしっかりと組んでおかないと、全体としての社会の生産性が向上しない。

私は、伊豆市も、今、合併もう十数年になりますけれども、同じ状況にあって、何に対してどのように将来投資をしていくかという議論が、今の御質問の半分くらいを占めていると思っています。

ここのところウェブ会議をずっとやっているんですが、いかに弱いかというのを実感しています。今、私がウェブ会議に出る場合には、市長室でセットするわけですが、頻繁にネットワークが弱くなっていますとあって、画像が止まるんですね。それを繰り返し経験したものですから、これ学校で止まっているんじゃないのと聞いたら、やはり教育中に止まるが多々あるようなんですね。

今、市内の光ファイバーは、合併のときにつくった行政ネットワークと、その後で光ファイバーをTOKAIとNTTで引いた汎用の光ファイバーとあるんですが、一番最初に合併のときに引いたのが非常に弱い。それを使うとやはりすぐにキャパにいつてしまう。

したがって、光ファイバーを合併特例債を使って導入したことによって、天城高原とかの人口も増えているような状況を見ると、やはり市内全域、本当は国内全域なんですけれども、に5Gに対応できる情報ネットワークを構築していなければいけない、そういうのがこの背景にありまして、今は教育の阻害事項になっていますから、そこをまず改善をするというのが、この事業です。

それから、将来投資を考えるときに、かつての議会でもしばしばあったんですが、今やればただなのに、なぜわざわざお金を使うんだという、ちょっと気になったのが、先ほど杉山議員の御指摘の中で、公債比率の話がございました。先ほど総合政策部長から答弁ありましたように、一時的に上がります。将来負担比率は100近くまでかな、一時的に上がって、その後だんだん落ちていくんですが、じゃ、国の施策として合併を応援するからこの制度を使いなさいという合併特例債を使わずに将来投資を考えれば、例えばですけども、これから3中学校を統合して1つの新しい中学校という施設をこの制度を使う場合と、それを使わずに3中学校を残す場合の将来投資を比較しなければいけないわけですね。それを我々はしっかり考えて、そしてどの事業をどの財源でやるかということを考えているわけですから、ぜひ、これ以降もこれずっと終わりませんので、合併特例債、これほぼ全額使いますので、その後はそれがない、その制度がなくなった後、どれに対してどの程度を投資、財源を充てるのか。

それから、人口が減っていく中で、例えば子供の通学費とか子供の医療費も減っていきます。制度は残しますけれども、金額は減っていきます。ところが、路線バスのほうは、何もしなければ乗る人は減るけれども、金額は減らないわけですね、むしろ増えることになる。

そういった将来がある程度見越せる中で、どこにどのような財源を充てるかという、もっと厳しい状況に直面しますので、また別の機会にでもしっかり御議論いただければと思います。

○議長（小長谷順二君） これで杉山武司議員の質疑を終わります。

次に、議案第81号について、13番、青木靖議員。

〔13番 青木 靖君登壇〕

○13番（青木 靖君） 13番、青木靖です。引き続きまして、議案第81号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）について質疑を行います。

まず最初に、25ページ、第3表債務負担行為補正についてであります。

ここでは、公の施設、特に6件について、修善寺自然公園、湯の国会館、修善寺温泉管湯、恋人岬関連施設、天城ふるさと広場、修善寺温泉駐車場の指定管理料についての内容について確認の質問をさせていただきます。

①公の施設の指定管理について、利用料金で営業費の部分を賄うことを基本に協定を結んでいる指定管理者に対して、今回、コロナの影響ということだと思いますが、市から営業経費分を支払うということになったわけですが、それに当たり支払先の選定、それから債務負担行為の期間、それから限度額、これを決定した根拠については、もう一回確認をさせていただきたい。

以下も同じようなものがありますが、全員協議会で議員については説明がありましたが、重要なポイントだと思いますので、本会議の場で、再度説明をしていただきたいと思いますという趣旨の質疑であります。

②今回の債務負担行為を補正するに当たってというか、その前提として、それぞれの指定管理者との協定の内容が変わります。協定の改正あるいは期間の来ているものについては新たな締結をするということでしたが、どのようなスケジュールで行うのか。そして、その内容についてどういう内容のものになるのかということを確認をさせていただきたいと思います。

次、35ページ、2款、今もありましたバス路線維持事業の補助金についてであります。重複する部分については、回答は結構です。

①前年度分の精算に伴う補助金の増ですが、前年度の精算が12月の議会になって出てくるというのが、どういう仕組みで、どういう精査の基にここで出てくるのかというのを、そもそも仕組みについての確認をしたほうがいいかなと思ひまして、その確認をさせていただきたい。

②今回は2,300万円余ですが、これはコロナ2年目に入ってというか、での出来事ではあるわけですが、想定以上だったのかどうかということの見込みと、実際の状況をどういうふうに捉えているのかということを確認をさせてください。

次です。10款中学校整備事業についてです。

今回は造成工事監理業務委託と新中学校造成工事費、合わせて2億7,700万円が出ております。市長の行政報告の中でも触れられていますが、教育部の現在の認識等を確認する意味で質疑をさせていただきたい。

①新中学校の造成工事費用がこのタイミングで上程された理由を確認させていただきたい。

また、これにより、今後のスケジュール、全体のスケジュールがどの程度変更になるのか、あるいはならないのかという、スケジュール感についての確認もお願いをいたします。

②昨今の資材の不足、高騰などの影響が、今後の事業費全体を押し上げたり、あるいは工事全体のスケジュールに影響するなどの可能性をどのように現時点で教育部として捉えているのか、答弁をお願いします。

以上です。

○議長（小長谷順二君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 御下問に対してはそれぞれ担当する部長に答弁をさせますが、指定管理者制度については、伊豆市はこれから大きな課題になりますので、まず方向性について、私から申し上げたいと思います。

私が市長になる前の2003年の自治法の改正で、指定管理者制度が入ったと聞いております。伊豆市ができたとき、初代の大城市長も幾つかの施設を指定管理者制度にもっていくという、当時は公共施設を民間ノウハウのある企業が運営するというので、大きな制度改正だったそうです。

さはさりながら、必ずしもそれが適切に機能していない施設もございますので、伊豆市としては、指定管理で残すもの、民営化するもの、状況によっては用途廃止も視野に入れながら、効率的な行政運営の方向に整理をしていきたいと考えております。

一つ具体例を申し上げたいのですが、以前に図書館の指定管理を検討しました。当時、公民連携に詳しい東洋大学にお願いして研究していただいたんですが、伊豆市は人件費を含む管理費が非常に低いので、指定管理にしてもほとんど効果がないと。要するに財政的な効果がないということで、今でも直営を続けています。基本的に、これは市民の皆さんが使う施設ですから、伊豆市の場合にはそのほうが適正なんだろうなという判断をいたしました。

他方、観光施設がたくさんございますので、そこはそもそもビジネスの世界ですから、いろんな歴史的経緯があって、いろんな全国の自治体が整備したんだと思いますが、現代においてはやはりビジネスの世界で活用する施設については、最初からノウハウのある民間企業に所有して運営していただいたほうが、より効率的ではないかというのは、ほぼ現状での判断です。ただ、いきなりというわけにはいきませんので、過渡期において、将来を見据えながら、当分の間、指定管理をするということも考えております。

したがって、いつまでか分かりませんが、しばらくの間、複数の種類、複数の性格

を持った市の管理、指定管理の施設というものが併存する可能性がございます。

そのような状況にあることを、まず申し上げた上で、御下問に答弁をさせたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 新中学校開校まであと3年3か月になりました。新中学校の整備事業につきましては、議員の御質問にもありますとおり、最近の建設資材の高騰や資材調達の需給バランスの悪化、そのような懸念もあり、工事の遅延などのリスクを少しでも避けるために、工事の前倒しを検討してまいりました。

今回の補正予算でお諮りする造成工事費につきましては、令和7年度開校に向けて、工事全体の工程を前倒し、少しでも余裕を持たせながら事業を進めるためのものがございます。

詳細につきましては、教育部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） それでは、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私から第3表債務負担行為補正についてお答えをさせていただきます。

まず、①支払先選定の根拠でございますが、各施設につきまして、現行の指定管理者と協議の上、来年度以降も当該施設を継続して管理運営していくために、指定管理料の支出が必要とした施設を選定したものです。

6施設のうち、修善寺自然公園と恋人岬関連施設につきましては、本年度で指定管理期間は満了しますが、昨年度、実施しました指定管理者審査会の総合評価において、いずれも良との評価をいただいていることから、条例等の規定に基づき非公募による選定を前提に現行の指定管理者を想定をしているところでございます。

期間の根拠でございますが、令和4年度からの各施設の指定管理期間を債務負担行為の期間として設定をしたものでございます。

限度額の根拠でございますが、本年度、現指定管理者に対して、来年度以降の指定管理の継続についての協議を行う中で、令和4年度の収支見込みについてヒアリングを行いました。その中で、本日、議員の皆様のお手元にお配りをさせていただきました議案第81号参考資料のとおり、これまでの実績を踏まえて、利用料金収入で管理運営に要する経費を賄えないと想定される額を算出し、令和4年度の収支差額に指定管理期間を乗じて算出したものでございます。

続きまして、②の協定の改正・締結のスケジュールと協定に盛り込む内容でございますが、指定管理期間が令和4年度以降も継続している施設につきましては、現在、締結している基本協定を本年度中に改正します。

また、本年度で指定管理期間が満了する施設につきましては、今後、現在の指定管理者から事業継続の提案を提出いただき、指定管理者審査会の審査を経て、指定管理者の指定の手続を進めたいと考えております。

次に、基本協定に盛り込む内容でございますが、指定管理料を支出する旨を規定しますが、金額はあくまでも上限であり、支出削減などの企業努力を踏まえた内容を毎年度精査するため、各年度終了時点において、新型コロナの影響により収支差額が発生した場合、市と指定管理者の協議の上、決定するという条件を盛り込む予定でございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私からバス路線維持事業補助金についてお答えをさせていただきます。

まず、①の前年度の補助金の精算が12月となる理由につきましてでございますが、この補助金につきましては、前年度実績に応じた額を交付額といたしまして、運行実績を基に翌年度に精算をするという形をとっております。

その上で、運行事業者が株主総会での決算後、各種計算を行った後に収支が確定となるのが9月の末でございます。その後、市に対し補助金の変更申請が出されることから、当補助金の精算に伴う予算計上は例年この時期になるということでございます。

それから、2つ目の増額は想定内かという御質問でございますが、令和2年度は御承知のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大により、人の外出や移動が制限されて、通勤通学以外にバスに乗る人が極端に少ない状況にあることを、運行事業者から非公式ではありますが報告を受けておりました。したがって、運行損益は大きくマイナスになるとは予想はしておりました。

したがって、その結果といたしまして、補助金につきましても増額を見込んでいたわけなんです。このコロナ禍という未曾有の事態でありましたので、影響額の大きさにつきましては、全く見込みが立たない状況でございました。

それから、補助金の金額につきまして、過去5年間を見ますと、平成28年度から平成30年度までは増加傾向にありましたが、令和元年度に減額をしたものの、令和2年度は再びコロナにより増額する形となっております。

バス利用のため様々な取組を行ってはいますが、トレンドといたしましては増加傾向にあるものと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） それでは、私からは10款3項1目の新中学校整備事業の内容について御説明させていただきます。

まず、①の新中学校の造成工事費用を今回の補正予算のタイミングで上程させていただいた理由と、これにより今後のスケジュールがどの程度変更されるかについてですが、新中学校の整備工事は、当初の計画では、令和4年度に造成工事を行い、建築確認申請等の手続を経て、令和5年度、令和6年度に校舎の建築工事やグラウンドを含む外構工事を実施する予

定でございました。

しかしながら、最近の建設資材の高騰や資材調達の需給バランスの悪化の懸念の情報もあり、工事の遅延などのリスクを少しでも避けるため、工事の前倒しを検討してまいりました。

仮に、合併特例債の活用期限であります令和7年3月までに事業が完了しない場合には、市にとって大きな財政支出となってしまいますので、少しでも工事の実施を前倒しし、工事全体の工程に余裕を持たせるために、今回の補正予算に来年度に発注を予定しておりました造成工事の費用を計上させていただきました。

また、これにより、今回のスケジュールがどの程度変更になるかにつきましてですが、今回の補正予算で造成の工事費を御承認いただき、工事の実施を早めることにより、建築工事等のスケジュールをおおむね7か月程度前倒しできるのではないかと想定しております。

その結果、工事期間に余裕を持たせ、令和7年3月であった工事完了予定を、令和6年12月にできる見込みとなっております。

続きまして、②の昨今の資材の不足、高騰の影響などが、事業全体を押し上げたり、工事全体のスケジュールに影響するなどの可能性についてですが、建設資材については、令和元年との比較でも既に2割程度上昇しているとのデータもあります。

現在、設計の最終段階ですが、先日の全員協議会でも御説明させていただきましたとおり、概算事業費の算出でも、建築費については上昇しております。資材価格の振れ幅なども想定した概算事業費となっておりますが、現時点では今後の動向については明言できませんが、現在の概算事業費でできるものと考えております。今後とも価格動向に注意し、大幅な変更が生じないよう柔軟な対応をしていきたいと考えております。

また、工事全体のスケジュールへの影響の可能性についてですが、工事の受注者が施工体制を早めに整え、資材発注を早期に行うなどの対応をすることによりまして、施工準備や施工体制の工夫で回避できるのではないかと想定しております。どうしても調整できない不測の事態が生じた場合においても、工程の順序を入れ替えたり、工法そのものを変更することも含め、設計段階からコンサルタントと検討しております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） それでは、再質疑に入ります。

まずは、第3表から、再質疑はありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） 債務負担行為の補正の案件ですけれども、指定管理全体についてのお考えもいただきましたので、再度少し確認をしたいと思います。

指定管理の期間と債務負担行為の期間は同じですよという話でした。期間が来ていないものは、今年度中に内容も改正して、新しいものについては審査した上で、新しい協定を結びますよということだったんですけれども、そもそも前段階の指定管理の期間が違うものがありますよねという、その部分からもう一回確認して、そこが債務負担行為の期間にも、今

なっているわけですから、指定管理の期間の違いがあるのは何だったのかというの、確認の意味でもう一回確認させてください。そういう機会なかなかあまりないので、今回、それに合わせて金額が、その期間分掛けられていますので、指定管理の期間がそもそも違うところがあることについての考え方の確認をさせてください。

もう一つ、内容に絡めて、これも今説明していただいたことの確認ですけれども、債務負担行為ですので、あくまでも今回の負担限度額は上限であって、要するに今後指定期間の特定の年度で営業費用が売上料金で賄える場合は、当然追加の指定管理料の支払いはないということが、協定の中にしっかりうたわれるということだと思いますよねという、その2点を確認させてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、1点目の施設における指定管理期間の設定の考え方でございますが、私ども産業部が所管している施設、観光施設を主として約9施設ございます。今、議員御指摘のとおり、基本的には3年または5年という設定を、先ほど市長が申し上げたとおり、指定管理者制度が導入されて以降設定しておりますので、基本的にはこれまでの従前の5年または3年というのを踏襲をしながら、指定管理期間を設定してきたものでございます。

ただし、先ほど市長申し上げたとおり、観光施設における公の施設の方向性につきましては、民間に委ねるといような基本方針を持っておりますので、そちらを前提にあえて期間を短く設定し、その期間において民営化の方向を出すというような形で、これまで5年で設定してきたものを3年に短縮しているものもございます。

ただし、御承知のとおり、その後コロナというようなちょっと非常事態というか、想定できない状況の中で、施設そのものの方向性について検討する半ばというところもございますので、今後も引き続き期間の設定については、それぞれの施設の性格や性質に応じて設定をしていきたいというふうに考えております。

それから、2つ目の上限額の考え方は、議員おっしゃるとおりでございますが、今、設定の限度額をお示しさせていただいておりますが、これはあくまでも上限額でありまして、各々来年度以降の指定管理施設の営業状況を精査させていただいた上で、各年度におきまして指定管理者の責に帰さないもの、純粋にコロナの影響というものを精査した上で、限度額の範囲内において必要があれば支出をさせていただき、もし売上げが、収入が増えて指定管理料を支出する必要がなければ、当然支出は行わないという旨を協定に明記したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

○13番（青木 靖君） 債務負担行為はいいです。

○議長（小長谷順二君） はい。じゃ、続いて、2款ですね。

○13番（青木 靖君） 2款のバス路線のほうですが、仕組みについては当然そうかなと思いましたが、前年度の事業者さんの営業の実績が確定するのに時間かかるんだろうなということ。要するに前年の実績で今年度補助金お支払いしているということで、去年の実績の分を、足りなかった分を後から補填しているという考え方ですよということだと思います。

それについては、今後もそうだろうと思いますが、今回はさっきも説明していただいた一旦令和元年度は収入が増えたので補助額は減ったんですけども、コロナの影響でまた増えてきたということなんですけれども、大きい流れの中では、公共交通としてのバス路線の維持について総合的に検討しているところだとは思いますが、想定できなかったのも、今回補正額が増えたということだったと思いますが、事業者さんとのやり取りの中で、来年どのようになりそうなのかという見込みで当初予算を組むんだと思うんですけれども、今回の補正増えた前提として、当初の予算のときの見込みよりも増えたということなんですけれども、どうやって来年度の予算額、バス路線維持事業の補助金の当初の金額をどうやって決めているのかというの、もう一回だけ確認させてもらっていいでしょうか。

今回増えた分は、今回コロナとかの要素がいろいろあるので、不確定な要素だったということはよく理解するんですけれども、もう一回補助金の額がどうやって決まるのかというそもそもの仕組みとかをもう一回確認させてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 補助金の算定、算定といいますか、金額の考え方といいますか、算出の仕方なんですけど、例えば今回の精算の令和2年度運行分の考え方といたしましては、まず例を挙げますと、今回分は令和元年度に乗降調査を行います。令和元年度の5月から7月頃にまず乗降調査を行いまして、運行費のほうを算出をすると。

その後、令和2年度の4月に事業者より補助金の申請が出てくる。それが先ほどの前年度の実績に応じた金額になります。これについては、運行事業者といいますか、バス事業者のほうからの経費の考え方の費用単価、単価が国土交通省から示されたバス路線単価というものがありますので、そちらのほうもある程度見込みを立てた中で、金額のほうを出して、当初の交付決定をします。

その後、今年度に入りまして、先ほど申しましたとおり、事業者が決算を9月頃行って、それを基に再計算を行って、交付確定をするという流れになります。

金額の確定につきましては、そのような流れで金額を決めていきます。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

○13番（青木 靖君） 質疑ですので、大綱にとどめて、細かいことはまた委員会で聞きたいと思います。この件はこれでいいです。

○議長（小長谷順二君） はい。10款ね。

○13番（青木 靖君） 次です。中学校についてです。今、教育部のほうから説明いただきました。さっきも言いましたけれども、市長の行政報告の中でも資材の不足、高騰についての影響があるので、スケジュールを前倒するという市長部局からのほうのコメントもありました。

今の説明で聞くと、まだ今後の不確定な要素は当然あるわけで、最終的に工法の変更もあり得るということで、事業者さんのほうとも打合せはしているというようなさっき説明だったと思います。

今回の前倒しによって、全体を7か月ぐらい前寄せにすることができるということで、当初からある程度余裕を見て、万が一でも合併特例債に間に合わないようなことがないように、前倒しというか、少し余裕を見て設定はしてくれていたとは思いますが、本当に事業者さんと工法の変更までしなきゃならないような、まだ不確定要素があるという中ですので、ぜひその辺の設計、まだ途中ですよ、をしっかりとやる中で、確認を密に取っていただいて、それでまた予算額にも影響してくるはずですので、議会への報告というか、その辺説明もぜひお願いしなきゃいけないのかなと思っていますけれども、もう一回工法の変更等にかかるような影響が出る場合に、どういうふうに事業者さんと調整をする予定になっているのかという部分を、もう一回ちょっと確認をさせていただきたいと思います。お願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 現時点では、ある程度の価格上昇の振れ幅を踏まえて概算事業費を計算させていただいて、今年度末までの実施設計において、来年度当初予算の時期にはほぼほぼ設計のほうも固まりますので、その時点でそこまでの変動要因も含めて事業費として御説明をさせていただきたいと考えております。

工法の変更というのは、設計後の変更というのは、もう本当に緊急事態のみで、原則はこの設計段階で柔軟に対応できる部分を残しておくという意味でございます。

その内容は、校舎と体育館の工事の仕分けの仕方とか、そういうところの工夫で工期を短縮できないかという工夫も、現在、行っておりますので、そういう部分での内容を先ほど説明させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） 分かりました。

それじゃ、最後に、今回前倒しで約7か月分稼ぎたいよということですが、その前提として、その他のスケジュールの中身ですよ、各種の申請であるとか手続等々は、前倒ししても差し支えなくほかのものは全部順調に進んでいるということが前提で、これが上

がってきているというふうには理解しますが、その他の申請手続等、用地取得も含めてですけれども、これは何か月前倒ししたいよということに支障なくほかのものが進んでいるんですよということを確認させてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 手続等につきましても、例えば今回の予定地は、農地が大部分でございます。これまでも御説明させていただきましたとおり、農地の申請については全て完了し、地権者との契約も完了してございます。年内には農地についてはお支払いをして、登記も完了する予定でございます。

また、今回補正予算を御承認いただいた後には、来年の年明けのできるだけ早い時点から造成工事をスタートさせていただくように、現在、準備を並行して進めさせていただいているところでございます。

○議長（小長谷順二君） これで青木靖議員の質疑を終わります。

次に、議案第81号について、15番、永岡康司議員。

〔15番 永岡康司君登壇〕

○15番（永岡康司君） 15番、永岡康司でございます。

議案第81号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）について、25ページの第3表債務負担行為補正についてお聞きします。

去る11月22日の全員協議会において、指定管理者制度を導入している市有観光施設について、新型コロナウイルスによる経営状況を勘案して、令和4年度以降の事業について指定管理料を支出するため、12月補正予算において債務負担行為を設定する旨の方針を示されました。

そこで、伺います。

第3表のうち、修善寺自然公園指定管理料（追加）、期間が令和3年度から令和6年度、限度額6,000万円について伺います。

1番、限度額6,000万円について、年間2,000万円の設定根拠を客観的なデータ（収支報告書、総損益計算書など）の提示とともに説明をお願いします。

2番、指定管理者との基本協定において、指定管理料を追加する根拠を教えてください。

3番、債務負担行為とした理由を伺います。よろしくをお願いします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 産業部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） それでは、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1点目、限度額6,000万円の設定根拠でございますが、青木議員にお答えしたとおり、また先ほど御説明させていただきました本日配付した議案第81号参考資料に来年度の収支見込額、各施設ごとのを表示してございます。一番上の修善寺自然公園については、令和4年度において2,000万円の支出超過というところで2,000万円を設定させていただき、3年間ということでは6,000万円という限度額を設定させていただいたものでございます。

ただし、この金額はあくまでも上限でございます。先ほど青木議員にお答えしたとおり、支出削減などの企業努力を踏まえた内容を毎年度精査していきたいと考えております。

2点目でございます。修善寺自然公園に限らず、各施設の指定管理者と締結する基本協定には、条項として「(業務の変更)として、業務の条件及び内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により本協定を変更することができる。」というふうに規定をされており、特別な事業というところを勘案し、こちらを根拠として指定管理料の支出を規定することを想定しております。

なお、修善寺自然公園及び恋人岬関連施設に関しましては、本年度で指定管理期間が終了するため、新たに指定管理者と締結する基本協定に指定管理料について規定する予定でございます。

3点目、債務負担行為とした理由でございますが、各指定管理者との基本協定は、指定管理期間の全てを対象に締結をいたします。新型コロナの管理運営に与える状況が不透明であり、来年、単年度でコロナ前の収益を確保することが極めて困難と想定されることから、指定管理料は今後、複数年度にわたって支出することを想定しております。このため、債務負担行為として設定させていただいたということでございます。

以上です。

○議長(小長谷順二君) 再質疑はありますか。

永岡議員。

○15番(永岡康司君) ありがとうございます。

参考資料頂きまして、ありがとうございます。今朝、初めて見させていただきまして、おおっというような数字を見ていました。

ちょっと表について何点かお聞きしますけれども、令和4年度の収入見込み1億5,958万6,000円、支出の見込みが1億7,886万5,000円、この見込み、人数を何人に見込んでいるのか。そして、令和2年度の11万2,901人の売上高、これから分析していくと、虹の郷の損益分岐点というのはどこら辺にあるのか、幾ら売上げがあれば利益が出るのか、それをお聞きます。

そして、基本協定ですけれども、前回、全協ではコロナウイルスによって指定管理者に営業損失が発生しましたと。不可抗力によって補填金を支払いますと。ですけれども、調べたところによると、指定管理者募集要項を見ますと、施設の管理運営に要する人件費、維持管理費(水道光熱費)を含む事務費等の経費は、利用料金、店舗施設の運営による収入及び自

主事業によって収入をもって賄うということを募集要綱でうたっているんですね。

もう一つ、その下に不可抗力等による場合と書いてあるんですけども、災害その他の不可抗力によって本市または指定管理者の責めに帰することができない事由により管理者の継続が困難となった場合、本市と指定管理者の管理運営の継続の可否については、真摯に協議を行うものということで書いてあるんですけども、1,927万円の赤字が見込まれるということなんですけれども、この継続の可否について話し合ったのか、どのような話だったのか。

そして、これはシダックスさんが親会社ですよ。これ恐らくシダックスさんも連結決算やと思うんですけども、1億9,000万円の赤字について、親会社のシダックスさんはどのように関知しているのか。例えば半分を親会社に見てもらおうのか、全額伊豆市が見るのか、それをお聞きします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、すみません、ちょっと複数にわたってお答え漏れていたら、また御指摘いただきたいと思います。

まず、修善寺自然公園に係る来年度の入場者見込みは、約12万3,000人というふうに伺っております。

それから、次に、採算分岐点というところでございますが、これはシダックス大新東ヒューマンサービスではない、平成30年度におきまして、伊豆市振興公社がまだ指定管理者として運営しているときに、こちらに表記のとおり約18万人の入場者に対しまして2億2,500万円の収入があったということで報告をいただいておりますので、今、現時点、また過去のここ2年の11万人、12万人というところでは、やはりそれをプラスに転じさせるというのは厳しいのかもしれないですけども、やはり15万人から18万人というところまで、特に平成30年度の18万人というところが一つの分岐点になるのではないかというふうには考えております。

それから、不可抗力の規定でございますが、今、議員御指摘のものは募集要項ということでございますけれども、先ほど議員から御指摘あったとおり、その後締結する基本協定書においては、やはり不可抗力、指定管理者の責めに帰すことのできないものについては、双方協議というところで、こちらの規定は、全てあらゆる施設について同じ規定をさせていただいているところでございますけれども、こちらの規定により、昨年度につきましては補填金という形で支出をさせていただき、今年度についても、これからそちらのほうの、今年度の状況を把握しつつ、協議をしていきたいというふうには考えております。

それから、シダックス大新東ヒューマンサービスさんの親会社といいますか、シダックスさんという御指摘でございますが、私どもが今回指定管理者との協議は、あくまでも大新東サービスさんとの協議でありまして、シダックスさんとの連結決算というところでは、特にお話をしておりません。あくまでも大新東ヒューマンサービスさんとのお話し合いの中で、や

はりここ3年間の指定管理においては、初年度においては振興公社からの引継ぎ等々があった。

また、令和2年度、また今年度においては、コロナ禍という状況で、施設を通常1年を通して運営できていないというような非常に難しい判断を迫られたということはお聞きしております。そういった中で、企業努力を数字の中に入れていただいた上で、ぎりぎりのところで2,000万円という収支差額、こちらを提示いただいたというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

永岡議員。

○15番（永岡康司君） はい、分かりました。

細かい話は、また委員会の討議で伺うといたしまして、ちょっと市長にお伺いしますけれども、市長の行政報告の中で、公共施設再配置計画についての報告がありました。来年度以降、公共施設再配置計画について、第2次総合計画後期計画に掲げてある徹底した歳出の抑制に向けて、市民の皆様理解を得ながら、公共施設の適正化を進めてまいりますというような話を行政報告の中に盛り込んでありますけれども、僕もちょっと言いたいのが、不可抗力によって経営が損失しました。はい、令和4年度は1,927万9,000円の赤字になる予定ですよと言っていますよね。ああ、そうですか、はいじゃ2,000万円補填金しますという話ですよ、短く言えば。

もう一つは、天城会館に毎年一千数百万円の予算を計上しています。

それで、もう一つは、熊坂の憩の家、パイプが工事費1,000万円以上かかるから、老朽化が激しいから、これはもうなくしますという、市長の今までの考え方なんですけれども、市長、4期目に向かって、ちょっと市民目線から外れているような僕は気がするんですけども、市長、答弁をお願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議案は、虹の郷の指定管理料ということですが、この1年半、恐らく2年続く新型コロナウイルスが、危機的状況ではないということは、多分どなたも考えられてはいないと思うんですね。経済への悪影響からいえば、東日本大震災とかリーマンショック以上に、特定の地域、特定の業態への影響ではなくて、一部売上げが伸びている業態もあるようですけれども、基本的に全国民に極めて大きな影響のある、したがって、国も数十兆円規模の対策費を講じている、その類いの危機であるということは、多分皆さん同じ認識だと思うんですね。

その中で、虹の郷という将来は民営化してビジネスとしてノウハウのある企業に運営管理を委ねたいというこの施設を、今やめてしまつて、指定管理をしているところとの要するに将来もうできませんという契約を伊豆市から言い出して、そして3年ぐらい凍結をして、何

もしないで置いておくことのほうが将来使いやすいのか、ここは厳しい状況の中でも運営を続けて、そしてその上で民間に委ねるほうがいいかを考えたときに、私はやはり天城会館の温泉事業を凍結したことによって、逆に移譲しにくくなったのかなという少し反省があるんですね。

特に観光施設、観光客の皆さんが使われる施設については、事業を止めてから後で売り先を探すというのは、非常に難しいということをむしろ教訓に考えていまして、ここは何とか、指定管理、公社から移したときにも、ほとんど手が挙がらなかった。シダックスさんは、地元貢献のつもりで、赤字ある意味覚悟で何とか受けていただいたものを、ここで数年全部事業止めて状況を待ちますというのと、どちらがいいかなという選択なんですね。

先般、ものすごくお客様がいらっしゃって、一緒にごみ拾いを連合の皆さんやっていたときも、朝9時半頃から、もう虹の郷の、10時前ですよ、9時半頃から、もうゲート前にあれだけのお客様が並んでいて、ライトアップのときには5,000人くらいのお客様が集まった施設を、二、三年凍結することよりも、何とか維持しながらのほうがやはり将来性は高いのではないかという判断をしているわけです。

ただ、第6波がどう来るのか来ないのか、それからうまくいったときに、今度首都圏の観光のお客様の選択肢が広がりますから、今は恐らく首都圏から二、三時間のところはかなり集中していて、修善寺にお客様が多いということも、恐らくあるんだろうと思うんですね。これが来春以降、北海道にも行ける、沖縄にも行けるようになったときにどうなるかというのも、分かりません。

したがって、今はまずはこの状況で維持をしていただいたほうが、将来の可能性は広い、高いだろうという前提で、最大限というところなんです。恐らくここまでは書かないと私たちは見積っているんですが、楽観は許されませんので、最大限この中でお願いをしたいという判断に至っております。

○議長（小長谷順二君） これで永岡康司議員の質疑終わります。

ここで、10時55分まで休憩といたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時54分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、議案第81号について、14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 14番、三田忠男です。

他の議員と重複してありますので、重複したところの答弁は結構でございます。

まず初めに、25ページの第3表債務負担行為補正についてです。

以下の9項目の全てに対して補正の目的、内容の確認、それにより得られる市民生活等への効果、各事業の期間の違いの根拠、各事業の限度額策定の根拠、事業実施のスケジュール等、お伺いいたします。

2款、35ページです、総務費のバス路線維持事業補助金2,328万6,000円の増額理由と、その効果の総額は幾らになるのかと。その結果の総額というのは、今までの支出と合わせると幾らになるかというそういう意味でございます。その結果、この事業でのバスの利用者の利用実績人数等はいかがかということで、これ人口のカバー率等を確認させてもらう項目になっております。

3款、41ページの民生費、障害児通所給付費内容と現状のサービス内容、利用者増の人数とその理由、これは多分発達支援センターの人員増かなと推測したんですけども、お伺いいたしたいと思います。

○議長（小長谷順二君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 私から債務負担行為のところ、基本的な考え方を申し上げますので、本会議ですので、今までも2回も答弁をさせていただいていますので、できましたら個別具体的に詳細なことは、委員会でお尋ねいただければと思います。

一部繰り返しになりますが、指定管理で管理運営している施設について、一様ではありません。市民を対象とするもの、主として観光客を対象とするもの、それから黒字が見込める施設、基本的に赤字覚悟でやっている施設多々ございます。

その中で、特に観光施設については、もちろん一部市民が使うことがあっても、私ども行政は観光のビジネスのプロではありませんので、やはり本来の姿、ノウハウを持っている民間企業に委ねていく、そこまでの今、伊豆市全体としてはプロセスの途中にありますから、施設によって管理の仕方が違う、あるいは市の関与の仕方が違うというものがございます。それはもう明言しておきます。それが、結果として、将来より効果的な活用につながり、そして市民の負担軽減につながるという、私どもの判断の下で進めております。

例えて申し上げますと、修善寺温泉管湯は恐らくほとんど観光のお客様。他方、湯の国会館は通常7万人の利用者があって、観光客と市民の皆さんがちょうど半々。逆に言えば、観光客が使うことによって、市民料金は440円で抑えられている、そのような施設で、同じ日帰り温泉でも大きな違いがございます。

それから、修善寺自然公園においても虹の郷は有料、もみじ林は無料。これをどのように考えていくかということもございますが、そこは現状で維持しつつ、最終的にはしっかり観光のノウハウのあるところに委ねたいということを考えているわけです。

それから、恋人岬、これは土肥の旅館組合の皆さんに、過去の経緯もあり、今管理していただいているんですが、この場所で土肥温泉の皆さんが運営するのがいいのか、新しい松原

公園の施設に移る、あるいは全く別のところにやっていただくのがいいのか、これも選択肢が幾つかあろうかと思えます。

また、天城ふるさと広場においては、これはもうずっと専門の方から指摘をされていて、あの巨大な天城ドームを市が最後まで持っているのかというような課題もあります。それぞれこれだけ大きな違いがあります。

したがって、最も適正な形にいくまでの間、暫定的に指定管理の少し特性を変えることもございます。ただ、共通しているのは、もう誰も講ずることのできない新型コロナウイルスという極めて危機的な状況の中で、今これを全部やめて凍結をして、事業を凍結して、さらに電気も通さず、人も置かずという施設管理がいいのかどうかという判断なんですね。

そうでないとすれば、何らかの管理料を払わざるを得ないという判断でございますので、その是非について、いや、もうむしろやめて2年ぐらい全く使わないほうがよいのではないかという、もし御意見があるのであれば、それはまた何らかの形で皆さんから御提言をいただければと思っています。

私どもは、現状において非常に厳しいながらも運営は続けたほうが、将来的には市民の公益にかなうのではないかという前提に立って、このような提案をさせていただいております。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 教育委員会所管のものは、外国語指導助手業務委託についてです。

伊豆市は、合併当初からALTを導入しています。当初、子供たちは緊張して、隠れてしまうような子もいました。今では休み時間にも自然に会話する姿も見られるほど定着しております。

詳細は、教育部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） それでは、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私からは、第3表債務負担行為補正のうち、産業部所管の6施設についてお答えをさせていただきます。

1点目、補正の目的でございますが、こちらは、繰り返しになりますが、今後各施設の指定管理期間に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用料金収入で管理運営に要する経費を賄えない状況においても、指定管理者にこの市有施設を継続して適正に管理していくためでございます。

2点目、市民生活等への効果でございますが、そもそも公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもって、条例に基づきその利用に供している施設でございます。コロナ禍という非常事態においても、住民をはじめとする利用者の福祉の増進を維持するという目的を達成するため、当該施設を適正に管理運営することが必要であり、そのことが公の利益につながるものと考えております。

3点目、各事項の期間の違いの根拠でございますが、こちら、先ほど来の答弁の中でお

答えさせていただきました。今回の期間の設定は、令和4年度からの各施設の指定管理期間を債務負担行為の期間として設定したものでございます。各施設の指定管理終了年度が施設ごとに異なることから、債務負担行為の期間も相違するものでございます。

4番及び5番につきましては、青木議員また永岡議員にお答えしたとおりでございます。以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） それでは、私からは、第3表の債務負担行為補正のうち、教育部所管の下の3施設について御説明させていただきます。

まず、外国語指導助手（ALT）業務委託に係る債務負担行為についてですが、（1）の補正の目的と内容についてですが、現在、3年間の契約で行っている外国人指導助手（ALT）の派遣業務委託の契約が、今年度、最終年度となるため、来年度からの業務委託に関する債務負担行為を設定させていただくものでございます。

（2）のそれにより得られる効果ですが、現在、外国語指導助手は7名を配置しており、修善寺中学校、中伊豆中学校、天城中学校、土肥小中一貫校には、それぞれ1名を配置しております。

また、中学校では、各学年で週4回の授業があり、おおむね全ての授業で指導を行っております。

小学校については、3名のALTが曜日により巡回し、各学年の授業で全ての授業を行っております。

また、市内のこども園や保育園にも、それぞれ分担して月に1回程度巡回しております。

こうした配置により、英語の授業をサポートするとともに、児童生徒のネイティブな英語に触れる機会を確保しております。

（3）の債務負担行為の設定期間ですが、業務委託自体の予算は、令和4年度から令和6年度までの3か年となり、令和3年度は、業者選定を行うための期間となり、合わせて4年間の期間設定となります。

また、3年間の業務実施期間については、人材派遣業務が最長で3年までということもあり、それに加え、教職員や子供たちとの信頼関係や一定期間変わらない指導方法が求められる業務であることから、継続可能な3か年としております。

（4）の限度額の設定根拠ですが、外国語指導助手の派遣業務を行っている3業者に一定の仕様に基づく参考見積りを依頼し、その見積りの単価のおおむねの平均額を基準単価として積算いたしました。3か年の総額は、上限額として1億740万円となります。

（5）の業務スケジュールですが、令和4年の2月中旬にプロポーザル方式により業者選定を行い、4月に入りましたら契約を締結し、1学期の始業から外国人指導助手の派遣をできるよう準備を進めてまいります。

次に、狩野川記念公園指定管理料及び狩野ドーム・狩野グラウンド指定管理料について御

説明いたします。

(1)の補正の目的の内容についてですが、狩野川記念公園の指定管理は、令和4年4月から5年間で5,400万円を限度に、狩野ドーム・狩野グラウンドの指定管理料は、令和4年4月から5年間で4,631万5,000円を限度とし、両施設とも手続として令和3年度中に基本協定を締結する必要があるため、令和3年度から令和8年度までの債務負担行為を設定させていただくものです。

次に、(2)のそれぞれ得られる市民生活等の効果についてですが、これまでと同様に指定管理者による施設管理を行うことにより、人件費を含めた経費の縮減につながるとともに、民間事業者等のノウハウを生かした市民サービスの向上につながると考えております。

次に、(3)の各事項の期間の根拠についてですが、指定管理の期間は、民間事業者の経営能力等を活用するという制度本来の趣旨を基に検討しております。

それぞれの施設を管理するための専門性ですとか、人材の確保・育成、サービスの継続性という点からも、これまでの期間と同様に5年間としております。

次に、(4)の各事項の限度額策定の根拠についてですが、限度額については、指定管理候補者が5年間の指定管理期間の指定管理料を、伊豆市指定管理審査会に提案した額を参考にしながら、これまでの指定管理料等とも比較検討し、限度額としております。

次に、(5)の事業実施のスケジュール等についてですが、令和3年度中に指定管理者と基本協定を締結し、令和4年4月1日から指定管理者として施設管理していただく予定です。また、それぞれの年度ごとに年度協定を別途締結しております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私のほうからバス路線維持事業補助金について答弁をさせていただきます。

補助金の増額の理由といたしましては、先ほど杉山議員にお答えをしたとおりとなります。

また、支払いの総額でございますが、令和2年度の運行分につきましては、令和元年度実績を基に算定をいたしました6,252万3,000円で交付決定をしておりますが、今回の増額を合わせると、総額は8,580万9,000円になります。

それから、自主運行バスの利用者実績につきましては、17路線で28万6,064人となっております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） それでは、私のほうから障害児通所給付費につきまして、給付サービスの内容、あと利用者の増等についてお答えさせていただきます。

障害児通所給付費には、4つの給付がございます。

まず、1点目は、就学中の障害のある児童を対象として、放課後や夏休みなどの長期休暇

中に、地域社会との交流促進などを行う放課後等デイサービスがございます。

2つ目は、障害のある未就学児童を対象として、日常生活に必要な動作や知識の指導、集団生活に必要な適応訓練を行う児童発達支援がございます。

3つ目は、保育所などに通う障害のある児童を対象として、支援員が施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う保育所等訪問支援がございます。

4つ目でございます。障害児通所支援を申請した児童を対象としたサービス等の利用計画の作成やモニタリングを行うなどの障害児相談支援がございます。

今年度、利用者が増加しました要因といたしましては、令和2年6月に児童発達支援センターが開設され、また、令和3年4月には放課後デイサービスが開設されたことにより、それぞれの給付費が増加しております。

利用者につきましては、令和2年の上半期、令和3年の上半期、その比較の順でお答えします。放課後等デイサービスにつきましては148人、261人、113人の増、児童発達支援につきましては52人、85人、33人の増、保育所等訪問支援6人、9人、3人の増、障害児相談支援53人、97人、44人の増となっております。利用者の増に伴いまして、給付費のほうも増加しております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） それでは、第3表から再質疑はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 丁寧な説明ありがとうございます。

債務負担行為、そもそも会計の原則からいきますと、年度単位だということ、あえて債務負担をやる理由は何かということだったんですが、それは指定管理との絡みだということを理解しました。

指定管理者制度に契約を結ぶ場合は、債務負担行為を組んでいないと指定管理者制度そのものの契約ができないのかどうかちょっと会計の原則みたいなことを、ここでは確認したかったということなんですね。細かいことは、市長がおっしゃったとおり、委員会でやるつもりで、丁寧に答えていただいたんですが、その絡みはどういうふうに理解したらよろしいんですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 基本的に指定管理期間というのが複数年度に及びます。その中で、各々指定管理料の支出を市が行うということについては、今年度の予算において当然支出を認めていただかなければ、協定を締結することができないということでございますので、複数年度にわたる契約と同様の行為として、債務負担行為を設定させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 債務負担行為の限度額等が分かると、業者の皆さんもそういうものが分かった上での提案がされてくるのかななんて思ったものですから、制度上どうなっているかということで質問させていただきました。ここは結構です。

2款の総務費ですけれども、ここも細かく他の議員が聞いていましたので結構ですが、28万人というのは、なかなか難しいですね。実態というか、人口が3万人弱いて、そのうちの28万人が使ったという解釈で、実数はなかなか出ないと思うんですけれども、その後、17路線で、伊豆市全体でそこに存在する人口のたしか資料で6割だか7割ぐらいのカバー率でバスが運行されているような理解したんですけれども、それを維持するためにこれが必要だということで、その確認をしたかったということになるんですね。それでよろしいんでしょうかね。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） ただいま議員の御発言のとおり、当市の人口カバー率は、現在、71%になっております。目標値が75%なものですから、おおむね目標値に近い形にはなっております。

利用者につきましては、人口に対する利用者の比較はちょっとなかなか難しいところではありますが、できるだけ公共交通を維持していくところで、人口カバー率については、なるべく目標値に近づけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 3款に入らせていただきます。

民生費については、伊豆市の子供は伊豆市で守るんだという市長の政策もありますので、発達支援センター等が人口の少ない中でできてよかったなと思っている立場からのここは質問になっているわけですけれども、そうしますと、そういったものをつくった効果が現れて、今までは他市に行っていたような方も伊豆市でこういったサービスが受けられるようになって、利用者が増加したと私は理解していたんですけれども、そういう理解でよろしいんでしょうかね。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） まず、放課後等デイサービスにつきましては、今現在、先ほども申し上げた事業所と合わせまして、今現在、市内には2つの事業所しかございません。定員がそれぞれ10名ということで20人。しかしながら、今現在、給付はもう少しありますの

で、まだ市内の事業所として足りていないのかなど、私どもは感じております。

児童発達支援センターにつきましても、昨年度、開所当時には利用者あまりいなかったんですが、やはり保護者の方の理解がだんだん深まりまして、利用者が増えて、こちらも定員10名なんですが、ほぼ毎日定員の利用があるということですので、また、そちらのほうは利用状況は確認していきたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

○14番（三田忠男君） 結構です。細かくは委員会でやらせてもらいます。

以上で終わります。

○議長（小長谷順二君） これで三田忠男議員の質疑を終わります。

次に、議案第81号について、1番、小川多美子議員。

〔1番 小川多美子君登壇〕

○1番（小川多美子君） 議席番号1番、小川多美子です。

私は、教育厚生委員会の委員です。今回の質問の交通安全推進事業については、総務経済委員会に委員会付託される事項かと思われれます。所管する委員ではありませんので、この場をお借りして質問させていただきます。

議案第81号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算、2款、37ページ、総務管理費、交通安全推進事業、犯罪被害者等見舞金。交通安全推進事業ということですが、交通安全被害者のみの予算づけでしょうか。40万円の予算づけの根拠はどこからでしょうか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（小長谷順二君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

令和3年度におきましては、防犯に関する予算につきまして、2款1項9目の交通防犯対策費の交通安全推進事業の中で当初予算計上をしておりましたので、本議案において要求する犯罪被害者等見舞金についても、交通安全推進事業の中に計上をさせていただいております。

したがって、交通安全推進事業での予算計上となりますが、防犯対策の取組として交通事故被害者と身体犯を対象とした支援となっております。

また、予算額40万円の根拠についてですが、今回上程させていただいた条例の中で見舞金を給付することとしており、給付額につきましては、別に規則を定めております。

見舞金の額といたしましては、遺族見舞金として30万円、重傷病見舞金として10万円を予

定しており、それぞれ1件ずつ計40万円を要求額として計上させていただいたところ
です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） 交通安全推進事業の犯罪被害者等見舞金ということですが、交通安全被害者のみに関する予算づけでしょうか。犯罪被害者という文言がつかますと、交通事故も犯罪ですが、付随した犯罪があるのかと思われませんが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） すみません、先ほどちょっとお答えをさせていただいたんですが、ちょっと分かりにくくて大変申し訳ないんですが、この予算につきましては、2款1項9目に交通防犯対策費というものがございます。こちらに交通安全推進事業というのがありまして、本年度は、交通防犯対策費の中に1つの事業しかございませぬ。その中に当初から防犯対策関係の予算も計上してありましたので、今回の予算につきましても、その予算の中に入れさせていただいたということになります。

したがいまして、ちょっと分かりにくくて本当に申し訳ないんですが、交通安全だけではなく、防犯対策に対する事業も行ってまいります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） 今回の件については、分かりました。

40万円の根拠というのは今伺いましたが、交通事故が多く起きている現在、交通事故犯罪被害者も当然増えてくると思います。そうなってきますと、40万円では足りないと思いますが、これは、先ほどおっしゃいましたのは、遺族に30万円、重傷者に10万円。40万円という金額では足りないのではないかと思います。これは遺族に対して1件に対して30万円、重傷者1件に対して10万円ということでしょうか。お伺いたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） まず、今回の見舞金の考え方でございますが、今回の給付金の支給の趣旨といたしましては、補償とか損害の補填ではなく、お見舞金の性質のものとして考えております。

その上で、遺族の見舞金の30万円につきましては、1か月の生活費が約30万円ということをご想定をさせていただいた中で、約1か月分の生活費を、まずは市から支給をさせていただきまして、一時的な金銭面での生活の安定を図るとともに、次の支援へとつなげていくことを想定しております。

それから、その他の重傷病の見舞金10万円でございますが、こちらにつきましては、通院等の治療費に充てていただくことを想定をしております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） これで小川多美子議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第81号から議案第83号までの3議案につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり所管の委員会に付託をいたします。

◎議案第84号～議案第87号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程第4、議案第84号 伊豆市犯罪被害者等支援条例の制定についてから議案第87号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正についてまでの4議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第84号について、9番、鈴木正人議員。

〔9番 鈴木正人君登壇〕

○9番（鈴木正人君） 9番、鈴木正人です。議長に発言の許可をいただきましたので、通告に基づき議案質疑を行います。

議案第84号 伊豆市犯罪被害者等支援条例の制定について伺います。

①本条例案をこのタイミング、今定例会に提出した理由と、その背景、例えば国や県などの犯罪被害者等の支援の取組、これまでの取組、さらには伊豆市内の犯罪類型別の発生状況などを伺います。

②他の自治体の先行事例を参考にしたという、提案理由の補足説明の中にあつたわけなんですけれども、本条例案を検討する過程において、ポイントとした点は何なのか伺います。

③第2次伊豆市総合計画後期基本計画における本条例の位置づけと、本条例を踏まえた今後の事業展開について伺います。

以上、答弁を市長に求めます。

○議長（小長谷順二君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、御質問の①の本条例の提出の理由とその背景でございますが、誰もが、ある日突然に犯罪被害者等になり得るおそれがございます。犯罪被害者等は、生命を奪われ、家族を失

い、障害を負わされ、財産を奪われるといった直接の被害に加え、周囲の無理解による配慮に欠けた対応による間接的な被害にも苦しめられます。それにもかかわらず、犯罪被害者等は長らく社会において十分な支援を受けてきたとは言えませんでした。

このような状況の中、平成16年に犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として、犯罪被害者等基本法が制定され、地方公共団体に対し、国との役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定、実施することが義務づけられました。

これに伴い、静岡県においても平成26年12月に静岡県犯罪被害者等支援条例が施行されております。

伊豆市では、平成29年度より伊豆の国市と歩調を合わせ、大仁警察署犯罪被害者支援連絡協議会に参加をいたしまして、犯罪被害者支援について研修を重ね、条例制定に向けた調査研究を進めてきましたが、本年3月に第4次犯罪被害者等基本計画が国で策定されたことを受けまして、全国の地方公共団体において条例を制定する動きが広がる中、当市におきましても、犯罪被害者等に対する効果的な支援体制の整備を急ぐことといたしまして、本議会において本条例を制定することにより、1月から犯罪被害者等支援計画の策定を含めて支援体制の整備を早急に進めることとしたものでございます。

市内の犯罪発生状況でございますが、大仁警察署から公式に発表されている情報といたしましては、令和2年の刑犯罪の認知件数は100件となっております。ただし、内訳につきましては、公表されていないため、犯罪類型別の発生状況は、市として把握しておりません。

次に、②についてでございますが、検討のポイントとした点といたしましては、理念型の条例とするか実践型とするかが挙げられるかと思えます。検討に当たりましては、他市の先行事例等を調査し、実際に被害に遭われた方や御家族の支援に実効性のあるものとしたしました。

具体的には、まず、何と言っても経済的な部分で一時的な支援が必要であることから、見舞金の給付を盛り込みました。また、基礎自治体である市は、犯罪被害者にとって最も身近な存在であり、各種住民手続や保健医療、福祉制度の実施主体であることから、それらの相談を一括する総合的な窓口を定めるなど、被害者の方いかに寄り添うかを重点に置いたものとしております。

③の第2次伊豆市総合計画後期基本計画における本条例の位置づけといたしましては、重点目標2、安全で心地よい生活環境の創出の政策2、安全・安心なまちづくりの推進において災害などリスクに強いまちづくりの施策の中で位置づけております。

犯罪被害者等支援事業は、防犯事業とともに安全・安心なまちづくりに資するものと考えており、防犯は事前の措置として、犯罪被害者の支援は事後の措置として、市民生活を守る役割を担うこととなります。

本条例を踏まえた今後の事業展開についてですが、条例第6条でうたわれている犯罪被害者等支援計画を今後作成することとなっております。犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復、

犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、より具体的な取組を定める予定でございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） それでは、再質疑をさせていただきます。

①につきまして、2点まずお伺いします。

1点目なんですけれども、今回の上程の背景、その理由は、今お聞きしましたが、全国的な条例制定の流れの中で、静岡県におきましては、令和2年3月25日に静岡県の弁護士会が県内の全市町に犯罪被害者等支援条例の制定を呼びかける会長の声明を発出しました。

また、静岡県内の市町においては、現在7市1町だと思いますけれども、その市町が既に制定をしている状況であります。

先ほど御答弁の中にもありましたけれども、所管する大仁警察署との協議を平成29年から伊豆の国市と共に始めたということなんですけれども、実際その協議は、今までずっと継続されてきたと思うんですけれども、なぜ今このタイミングになったのかというのを改めて伺いたいと思います。国のほうの計画の改定なんていうのもあったというんですけれども、いわゆる協議の中身、難航したのか何なのか、その辺をお答えください。

2点目、令和2年7月に先行して制定した島田市なんですけれども、令和2年3月18日から4月17日までの約1か月間、当該条例案に対して、市民に対してのパブリックコメントを実施しています。

また、来年の3月に制定を計画しているお隣の伊豆の国市、この伊豆の国市は、既に全協で議会に条例案を説明し、来年1月にパブコメを予定していると聞いておりますが、本市はこういった手続をしているのか、しなかったのであれば、その辺のお考えを伺いたいと思います。

そして、②について伺います。2点伺います。

県内の先行事例の一つの焼津市の犯罪被害者等支援条例は、被害者の支援として日常生活支援、それと居住の安定、これは本市の条例案にも含まれています。それとともに、第9条において、市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるなど、必要な施策を講ずるものとするとして、雇用の安定をうたっています。本市の条例案には、ちょっと見当たらないんですけれども、その理由は何なのか伺いたいと思います。

そして、②について2点目、先ほど言いました先行事例の焼津市とともに島田市のそれぞれの条例には、焼津市は第13条で、島田市は第12条で、市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき、その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができるとして、支援を行わないことができる場

合という規定を設けています。先行事例の調査研究に当たっては、この両市の条例も研究されたと思うんですけども、本市の条例案には設けなかった理由、それは何なのか伺いたいと思います。

それと、③について伺います。

1点、本条例案の第7条において、市は犯罪被害者等支援を行うための総合的な窓口を設置するものとしています。先ほど総合政策部長のほうからこの件については触れられました。また、第3条の基本理念において、1項で犯罪被害者等が置かれている状況に応じて適切に途切れることなく推進されなければならないと、いわゆる長期的な支援が必要だということです。その2項において、個人情報を取扱いについて十分配慮しなければならないと。非常に難しい相談窓口なんですけれども、こういった総合窓口の人員や例えば専門家の人材とか、そういったものの体制を、今現在、当局はどのように考えているのか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（小長谷順二君） それでは、ただいまの質疑に答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） まず、①に関する御質問として、協議の中身が、あと難航したかというような御質問でございます。

すみません、私のほうが直接協議のほうに入っておりませんので、詳しい大仁警察署とのやり取り等は把握はしてございませんが、犯罪被害者という、先ほど議員のほうからも御発言がありましたとおり、非常に難しい問題に対する条例ということで、大仁警察署それから伊豆の国市さん等含めて、担当のほうで議論のほうを重ねてまいりました。

難航したかしなかったかと言えば、非常に難航したと言えらると思います。それにつきましては、先ほどの御質問でこの後の御回答する部分なんですけど、どのような支援をしたらいいのか、どのような条文を入れたらいいのかということは、なかなか何が正しいというか、どこまで入れればいいのか、入れなくてもいいのかというものもありますので、その部分については非常に難航したものと考えております。

それから、パブリックコメントにつきましては、すみません、当市のほうは行っておりません。こちらにつきましては、本来パブリックコメントで市民の皆様からの御意見をお伺いすべきとは思いますが、当市としては、まずは少しでも早く犯罪被害者等に対する効果的な支援体制を急ぎたいということがございまして、このタイミングで条例のほうを制定させていただきたいと考えております。

内容につきましては、今後また、不備等本当はあってはならないんですが、不備等ありましたら、また当然中身のほうは見直さなきゃならないとは考えております。

それから、②について、雇用の安定でございまして、雇用の安定につきましては、当市の条例には入っておりません。こちらにつきましては、議論は、すみません、ちょっと議論があったのかなかったのかというのは、すみません、私、現在、確認をしておりません。大変申

し訳ございませんが、雇用の安定については、議論の有無はちょっと確認はできませんが、現在、入っていないのは事実でございます。

それから、犯罪被害者に対する支援をしない条文、しない部分を設けるのか、これにつきましては、あくまで犯罪被害者につきましては、給付金についてはお亡くなりなったり、大きな犯罪だったりということなのですが、それ以外につきましてはの犯罪者に対する支援については、幅広く支援をしていくというスタンスで当市は考えておりますので、支援をしないという部分についての表記は特にはしてございません。

それから、最後の③の総合計画における総合窓口の考え方でございますが、当市におきましては、総合政策部の中の地域づくり課にその窓口を総合窓口として設置をしたいと考えております。

設置した後の対応につきましては、ワンストップということで庁内の各部署を回っていただくことはなく、総合政策部の地域づくり課に御相談に来ていただければ、その中で全ての手続だったり、相談だったりというものは、完結できるような配慮をしていきたいと考えております。

それから、御本人、被害者に対するプライバシーに対しましても、十分な配慮をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） そしたら3回目になりますので、最後になります。

①については、今の状況は分かりました。

②について伺いたいと思います。

その前に、②についての先ほどの御答弁の中で、雇用の安定については議論をしたのかしていなかったのか、部長は存じ上げないというお話だったんですけども、明日、総務経済委員会の中で審査されますので、その辺も回答できるように準備をお願いします。

雇用の安定というのは、確かに主たる生計者の方が犠牲になった場合、残された御遺族、それが経済的に立ち行かなくなるということも考えられます。そうしたときに、やはり雇用をしっかりと行政や民間等で支えるということが、被害者にとっては必要なことだと思いますので、ぜひこれは答弁できるように用意してください。

それでは、②について、3回目の質疑なんですけれども、先ほど私御紹介しました焼津市と島田市、県内の2市について私ちょっと調べたんですけども、2市の条例には、言葉の定義、用語の定義というところがありまして、その中にいわゆる2次的被害、先ほど部長もおっしゃいましたけれども、誹謗中傷であったりとか、いろんな精神的な苦痛であったりとか、そういった事故とか事件の直接的な被害の後に出てくるもの、2次的被害について用語の規定をしております。

当然その後の条文にも2次的被害という言葉が出てくるんですけども、本市の場合にはその言葉は出てきておりません。それに代わる言葉があるような気もするんですけども、そうした犯罪被害者の2次的被害に対する認識、それと長期にわたるであろう支援の必要性、その辺の認識について、当局はどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

○9番（鈴木正人君） 待ってください。

○議長（小長谷順二君） まだ。失礼。

○9番（鈴木正人君） 最後だから。

○議長（小長谷順二君） ごめんなさい。

○9番（鈴木正人君） あと、③について2点伺います。

まず1点は、今後の事業の展開という中で、先ほども申し上げましたけれども、同じ大仁警察署管内であるお隣の伊豆の国市との今後の連携の在り方というのは、具体的に当局はどのように考えているのか、最後伺いたいと思います。

それとあと、もう1点、③についてなんですけれども、伊豆市第2次総合計画後期基本計画における位置づけということで、総合政策部長のほうから御説明いただきました。実は、これ本年の8月13日から9月6日に行われたいわゆる後期基本計画に対するパブリックコメント、全体で6名、13件の意見が寄せられたわけなんですけれども、そのうちの1件の中に重点目標2の政策2安全・安心なまちづくりにおける施策1、これに「災害などリスクに強いまちづくり」に、「災害や犯罪などのリスクに強いまちづくり」というふうな形でうたうことはできないかと。いわゆる当局のほうは、防犯、地域防災の強化とか、そういったところを作戦1ということで加えました。

今回、犯罪被害者等に特化した支援条例であるわけです。全国的な流れであるし、その辺は否めないんですけども、総合計画の中ではこういう形で、いわゆる犯罪ですね。もともと被害者が受けるのは犯罪が起きるから被害を被るわけで、そもそもの犯罪の発生抑止とか、あとは再犯防止。今回、今のところ再犯率が非常に高いという、そういう数字も聞いております。そういった再犯防止も含めたいいわゆる犯罪の加害者への更生支援、そうした観点から、市がこれからまた条例制定も含めて取り組んでいく考えはあると思うんですけども、その見解はどのようにお持ちなのか伺って終わります。

○議長（小長谷順二君） それでは、答弁願います。

まず、市長から。

○市長（菊地 豊君） 私のほうから申し上げますけれども、御存じのとおり、法律というのは全国民を規定しているわけですね。ですから、私はこれまで幾つか条例提案し、制定してまいりましたけれども、基本的に法律で全国民を規制するものを、もう一回繰り返し同じことを書く必要があるんだろうかと常々考えてきていまして、条例はやはり伊豆市において特筆すべきものを、やはり整理して規定するほうがよいのではないかと考えておりまして、今

回の場合には、まず、市民の権利関係に直接関わるような性格のものでは、むしろ支援する側ですから、パブコメはどこまで必要なんだろうかという性格のもので、それから法律に規定されているものを重ねて条例で書く必要があるかということについては、どちらかというとは私は整理すべきだと思っております、それから消費者被害保護と犯罪被害者保護というのは、現段階においては、国政レベルでもう全国でケアすべき課題として整理されている中で、その中で伊豆市の条例で定めなければいけないものという視点で判断いただいてよいのではないかと考えています。

それから、自立更生等を随分考えてまいりました。国内でおおむね刑務所は整備されていますので、今一番欠けているのは、実は自立更生保護の機能なんです、ここはなかなか難しいです。今、保護司さんに大仁保護司会を中心に頑張ってもらっていますが、自立更生センター誘致しますか。本当はしたいんですね。ものすごく難しいです。

ただ、実際に日本国内では再犯率が高いのはそのとおりで、特にこの時期、正月を越せない方があえて意図的に刑務所に入る方も非常に残念ながら先進国の中で多い中で、どうするかというのは、これさすがに条例で規定するよりも国政レベルの課題であって、少し伊豆市だけで単独で解決するには重た過ぎる課題。もちろん無視するわけではありませんけれども、それは県や国と一緒に課題を提案をして、伊豆市の中で特にやるべき役割があれば、そこはしっかり検討してまいりたいと思っております。

それで、総合計画の中では、やはり全てを書くのではなくて、今伊豆市にここ10年必要なものをある程度整理して書かせていただいています。市内では、全く減らないのが、やはりありがたいことに観光客が多いことも起因の一つになっているんですが、交通事故が減らない。それから、もう一つは、特殊詐欺で、これが全く減りません。被害額も大きい。

そのケアは、伊豆市の特性としてあると思うんですけども、暴力団事務所とか繁華街がないところで、殺人とか傷害とか、そういった被害にかなり焦点を当てたような施策が今、強調して制度化すべきことかなと考えると、ここはやはりある程度の枠組みをつくって、もし万が一起こってしまったら、しっかり支援ができるような体制を取りながらも、市内全体の防犯を考えたときには、より優先度の高い課題があるのではないかと、市長としてはそのように考えております。

この条例について、さらに深掘りするところがあれば、引き続きまた委員会で御質問いただければと思います。

○議長（小長谷順二君） 次に、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、市長の後、補足をさせていただきます。

まず、③の伊豆の国市との連携でございます。

伊豆の国市との連携は、大仁警察署を含めた3つの団体で、今後、進めていきたいと考えております。それ以外に、県のくらし・環境部が、県の総合窓口になっておりますので、そちらとも連携を密にしながら、対応のほうをさせていただきたいと考えております。

それから、総合計画における防犯の必要性、防犯の取組につきましては、これまでも防犯対策の取組は進めておりました。今後も防犯活動のさらなる推進に向けて、防犯活動団体の設立支援だったり、活動の輪を広げるなど、防犯の取組のほうは、特に総合計画に位置づけてはございませんが、着実に推進をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 2次的被害についても質問を受けたけれども、そこはあれですか、市長の答弁の中のことですか。

○総合政策部長（新間康之君） 2次的被害は、そうですね、先ほど私のほうからも答弁させていただきましたが、それから議員のほうからも御発言がありました直接的な被害以外の誹謗中傷だったりというものがございます。そちらについても、犯罪の被害者それから加害者側の例えば御家族とかというの、そういう被害にさらされるおそれがあると考えております。

今回は、まずは犯罪被害者側の立場に立った条例となっております、そちらの2次被害的なものも十分にケアしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） これで鈴木正人議員の質疑終わります。

次に、議案第84号について、14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 14番、三田忠男です。

鈴木議員と同じようなこともありますので、答弁のほうは省略でも結構です。

議案第84号 伊豆市犯罪被害者等支援条例の制定について。

制定の経緯。

2として、制定後のその結果の市民への影響、市民生活への住民の福利厚生への効果等お伺いします。

3番目として、被害者等の「等」はどのようなことを意味しているか。条例には、家族または遺族とありますが、家族の範囲、遺族の範囲を確認したくて、この3番目はなっております。よろしく願いいたします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、制定の経緯でございますが、先ほど鈴木議員にお答えをさせていただいたとおりで

ございますので、省略をさせていただきます。

それから、2つ目の制定後の市民への影響・効果等でございますが、この条例ができることで、我々市職員それから市民の意識向上をもたらし、犯罪被害者に対する認識、それから連携の必要性が高まるとともに、併せて関連した取組を行うことにより、伊豆市全体の機運醸成につながると考えております。

また、被害者の方にとっては、条例ができることで被害者にとってのよりどころができるものとも考えているところです。

それから、3つ目の被害者等の「等」とは、どのような意味かという御質問ですが、条例の第2条の用語の定義のとおり、犯罪等により被害を被った者及びその家族または遺族としております。したがいまして、犯罪被害者の家族それから犯罪被害によってお亡くなりになった方の遺族が「等」に含まれるということになります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 3番目の「等」については、いわゆる家族、遺族は、例えば何親等までかとか、遺族の範囲とか、そういうもっと細かいことを確認させてもらいたかったんですね。

条例ですから、なかなか分かりにくいんですが、細則とかいろんなこと規定されるんでしょうけれども、もしそういった範囲が具体的に分かればということです。それで、上位法、国の法律があつて、静岡県条例があつて、静岡県の犯罪条例は、目的として犯罪被害者等の権利利益の保護、犯罪被害者等を支える地域社会の形成というのを主な目的につくられているということですね。

そして、国のほうでは、遺族給付金とか、重傷病給付金、障害給付金とかあるわけですが、伊豆市では見舞金。つまり国とか県で条例で該当した方に伊豆市もプラスアルファとして見舞金を出すと、私は今理解しているんですが、一市民にとってみればもし受けたときに、まず窓口行ってどういうふうに支援してくれるかというイメージが、ちょっと条例だけでは普通浮かばないんですけれども、何か分かりやすくなるような説明を求めたいと思って、こういうふうになっているんですが。

ここで、それを聞くのがいいかどうかちょっと迷いつつも、いわゆる本来の目的で犯罪被害者は他人事じゃないんだよと、いつ起こるか分からないことで、また、起こったことの結果で市民が加害者になることもあるんだよということを啓蒙するには非常に大切なことで、広報も十分してほしいと思うんですけれども、上位法とこの条例との関係で、一市民はどういった保護をこれによって受けていくのか、もう一度権利保護の観点から、あるいはさっき言った給付金等についても、国の制度もちゃんと、市としてバックアップして、申請できるように支援する施策を考えていますとか、そんな答弁をお願いしたいと思うんですが。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、すみません、ちょっと答弁が足りなくて申し訳ございません。

犯罪被害者を支援する場合の国、県、それから市のそれぞれの役割とか立場になりますが、まずは、国の責務といたしましては、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施すると定められているということで、法的な整備だったりというものをやる立場だと考えております。

それから、その下の県につきましては、市と同様に被害者からの相談に適切に対応することだったり、あとは市町との連絡調整の支援を行うということで、国と市町の間に入っていて、市町の相談をしていただくのが主な役割だと考えております。

それから、我々地方自治体、市町の責務につきましては、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定及び実施すると定められておまして、先ほど申しました様々な取組の中で、市といたしましては、住民にとって最も身近な存在でございますので、まずは、一時的な相談窓口として犯罪の被害者等からの相談や問合せに対し、庁内関係部局を所管する各種支援制度だったり、補助制度だったりなどについて適切な調整を行って、その他関係機関、団体に関する情報提供、橋渡しなどを行う役割だと考えております。

それから、犯罪被害者が出た場合の流れ、受付の流れでございますが、先ほど鈴木議員にもお答えをしましたが、まずは、相談を受け付けるわけですが、基本的には警察からこのような被害者の方がいるので、相談に乗ってほしいという連絡が市に入ります。それを基に、地域づくり課のほうで相談窓口として対応をさせていただき、プライバシーに十分配慮した中で、個室等で相談を受けるという形になります。

相談を受けた内容につきましては、当然のことながら、庁内の各課との情報共有を図りますので、それにつきましても十分なプライバシーの管理をしながら、犯罪被害者の方が辛い経験を何度も説明とか話すことのないように、一度の説明の中で我々が理解をさせていただいた中で、何ができるのかというものを考えていきたいと考えております。

それから、その他様々な支援に対する手続とかにつきましても、ワンストップでお手間を取らせないように対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

○14番（三田忠男君） 今の中で、家族と遺族のいわゆる何親等とか、その範囲の説明がなかったの。

○議長（小長谷順二君） 失礼しました。答弁願います。

○総合政策部長（新間康之君） すみません、家族や遺族となる範囲はどこまで含まれるかと

ということですが、家族の範囲につきましては、民法上の親族の規定を準用をすることとしております。詳しくは、6親等内の血族、それから配偶者、3親等内の姻族と考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。よろしいですか。

○14番（三田忠男君） はい。

○議長（小長谷順二君） これで三田忠男議員の質疑を終わります。

次に、議案第86号について、2番、浅田藤二議員。

〔2番 浅田藤二君登壇〕

○2番（浅田藤二君） 2番、浅田藤二です。

伊豆市萬城の滝キャンプ場条例の一部改正について質問をさせていただきます。

市長の行政報告、また先ほどの答弁で承知はしておりますが、民間の企業が公共施設を管理する効果について、市民の皆様にはしっかりとお知らせする意味で、改めて質問をさせていただきます。

本来の目的である利用者の満足度の向上と自治体の施設管理維持経費の削減のため、さらに民間のノウハウを引き出し、その効果を高める手法としてPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）民間の資金と経営能力、技術力を活用し、公共施設等の設計、建設、改修、更新や維持管理、運営を行う公共事業の手法があります。これは、指定期間を10年、15年、20年と延ばすことでその効果を大きく発揮します。議案提案の段階でPFI導入を検討されましたか。

○議長（小長谷順二君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 産業部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） それでは、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金や経営能力また技術的能力を活用するPFIは、市有観光施設等の管理運営について、指定管理者制度だけでなく、今後検討する必要があるというふうに考えております。

今回、提案させていただきました萬城の滝キャンプ場条例の一部改正に当たっては、PFIまた指定管理者制度をはじめ、現在、制度化されております民間活力導入手法を検討しましたが、萬城の滝キャンプ場につきましては、現存する体験棟やバンガローなどの建設に活用した国・県の補助金との関係もあり、最終的には譲渡等による民営化の検討をしていく中で、一旦市が所有を継続した上で、一定期間、指定管理者制度により管理することが最も適当であるというふうに考えました。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 部長の答弁にありましたように、これから指定管理から民間譲渡が進む中で、今までキャンプ場を中心に行われていた地元の行事やイベントについては、どのように考えておられますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 当然に施設だけの、キャンプ場という目的だけでその施設の機能が発揮できるわけではないと思いますし、当然地元には長年使われた風土やそういったお祭り、行事等もございますので、そこは民営化を図る上で、事業者にもこの地域のことを十分理解していただき、また、周辺施設との関係、その地域の特性等も考慮しながら、民営化を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

浅田議員。

○2番（浅田藤二君） この施設での対応が、懸案の伊豆市公共施設適正化の大きな一步になると考えております。できるだけ民間運営の成果を早く見たいと思っています。補助金を使った施設が対象から外れるのは、いつになるのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 国・県との協議が整うのに約2年というふうに、今は見込んでおります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） これで浅田藤二議員の質疑を終わります。

次に、議案第86号について、13番、青木靖議員。

〔13番 青木 靖君登壇〕

○13番（青木 靖君） 13番、青木靖です。

同じく萬城の滝キャンプ場条例の一部改正についてであります。

現在、伊豆市が管理運営をしているものを、指定管理者による管理運営に移行するための条例改正ですが、今回の改正に当たりまして、その背景について確認をさせていただきたいと思っております。

①今回の条例改正に至る経緯を確認させてください。

また、改正により指定管理者の管理運営に移行することによって、どのような効果を期待するのか、改めて確認をさせていただきたい。

②今回の指定管理による管理運営への変更の前提として、萬城の滝キャンプ場を含む萬城の滝周辺地域全体の観光産業に対する伊豆市としての取組、これは今後どのような方向で行おうとしているのか、その背景、前提を確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小長谷順二君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 産業部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） それでは、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、2点の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、経緯と効果でございますが、経緯につきましては、萬城の滝キャンプ場は、直営施設として管理運営を行っておりますが、様々な議論があったとおり、将来的な民営化を見据えて、令和元年度にサウンディングを行った民間企業から、キャンプ場に隣接し、現在、市が借地をしているいわゆる第2駐車場を含めた一体をキャンプ場として事業展開したいとの申出がございました。

この第2駐車場は、現在、市が借地はしておりますが、まずは地権者の賛同をいただかなければ事業の実現が難しいことから、当該事業者と地権者の皆様が協議を行い、当該事業者の整備計画に地権者の皆様から賛同をいただきました。

市といたしましては、現行の萬城の滝キャンプ場と隣接する第2駐車場を一体として利用していただくことが、萬城の滝キャンプ場の設置目的に合致すること、また、民営化への絶好の機会と捉えましたが、一方で、キャンプ場には、先ほど浅田議員にもお答えしたとおり、国・県補助金を活用して整備した建物があり、この処分に数年、先ほど2年とお答えをさせていただきましたが、数年を要することから、まずは指定管理者制度による管理運営に移行し、財産処分が可能となった時点で、譲渡をはじめとした民営化を検討していきたいと考えております。

効果につきましては、観光施設という性格を考えれば、ノウハウを持った民間事業者による管理運営がなされるため、直営によるものよりサービスの向上また利用者の増加が期待できるものと考えております。

次に、②の周辺地域の観光産業への取組の方向性でございますが、萬城の滝キャンプ場を含む八岳地区は、市内有数のワサビの生産地であるとともに、自然豊かで、ふるさとの原風景が残るすばらしい地域であります。

このため、観光振興に対する方向性においても、今回のようなキャンプ場、グランピング、自然体験、美しい自然の眺望など、すばらしい景観、原風景、自然との調和を図りながら、地域資源を壊さない範囲において、地域の振興にも資する観光施策が必要と考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） ①については、説明で理解ができました。

それから、今回、萬城の滝キャンプ場条例の一部改正ということですが、その周辺についても今答弁をいただきました。説明にあったとおり、手を挙げていただいた事業者さんと、それから地元の地権者の皆さんとの間も協議もできているということですので、心配はないとは思いますが、そうは言いますが、地元の有志の皆さんが長年ここを整備をしてきた周辺エリアでもありまして、今後の動向がどうなるのかなというのは、注視しなきゃいけないのかなというふうに思っているということが前提です。

そして、キャンプ場の条例の一部改正の中でどこまでこの場で聞けるかなんですけれども、伊豆半島ジオパークとか、そういったこともありますので、萬城の滝そのものに対しての市のこれからの関わり方、滝そのものの関わり方、それから滝を使って観光客の方を対象にしたアクティビティをしている方ともありますので、そういったことについての市の関わり方は、今回、キャンプ場が民間の管理になることによって、今までと変わるのかあるいは変わらないのかということ。

それから、さっきもちょっと触れた有志の方々が使っている管理小屋というのが実はあそこにあって、協働の会と森林づくり伊豆の会で管理しているところが第2駐車場の上にあるんですけれども、それらの今後の運営、それぞれの会の活動とか、地元の皆さんとの協議も済んだ中で、ここに条例の一部改正に至っているということでもいいのかという、その2点を確認させていただきたい。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、1点目、萬城の滝そのものの方針といいますか、整備ということでございますけれども、今現在、一部遊歩道等が通行できない等の現状もございますが、先ほど来、お答えさせていただいておりますとおり、八岳地区のある意味ではランドマークでありシンボル、または観光資源としては大変有効なものだというふうに考えております。

また、地元の地域づくり協議会の皆様もいろいろお考えがあって、市のほうにも御提案をいただいております。そういったもの一つ一つ全てが実現できるか否かというのは、当然検討はしていくんですけれども、滝そのものの魅力を発信するということで検討していきたいというふうに考えております。

また、地元萬城の滝協働の会の皆様との関わりということでございますけれども、今後そちらの事業者との、これから提案を正式にいただくということになろうかと思っておりますけれども、そういった中でいろいろ先方の考え方も聞きながら、キャニオニングであるとか、萬城の滝、またキャンプ場、こういったものが総合的にそれぞれ有効に活用できるような施策と

いうのは、当然考えていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 管理小屋の運営については。

○産業部長（滝川正樹君） すみません、ここの管理小屋の状況につきましては、また協働の会の皆様にも状況を御確認させていただいた上で、なるべくそちらの今までの活動、これからの活動に影響がないというような調整はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。よろしいですか。

これで青木靖議員の質疑を終わります。

次に、議案第86号について、14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 14番、三田忠男です。

同じような質問になってしまいます。議案第86号 伊豆市萬城の滝キャンプ場条例の一部改正について、制定の経緯、制定後の市民生活への影響・効果、3番目として、行財政への影響・効果、4番目として、関係市民や地域への合意形成をいかに図ってきたか。

青木靖議員への答弁と重複しているところは省略で結構です。よろしく願いいたします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 産業部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） それでは、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、お答えをさせていただきます。

1点目、制定の経緯につきましては、先ほど青木議員にお答えをさせていただいたとおりでございます。

2点目、制定後の市民生活への影響・効果でございますが、先ほどの議案第81号の御質問の際にもお答えさせていただいたとおり、公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもって、条例に基づいてその利用に供している施設であります。市民をはじめとする利用者の福祉の増進を維持するという目的を達成するために、適正に管理運営することが必要であり、そのことが公の利益につながるものと考えております。

また、効果につきましては、先ほど青木議員にお答えをさせていただいたとおりでございます。

3点目、行財政への影響・効果でございますが、指定管理者制度への移行により、直営による管理運営の業務や管理運営経費が軽減されることとなります。

また、最終的には譲渡などの民間活力の導入ができれば、借地料を含めた萬城の滝キャンプ場に要する費用や管理業務の負担がなくなるとともに、民間事業者のノウハウに基づく施

設運営がなされ、地域や市にとってもより魅力的な施設になるものと考えております。

4点目、関係市民や地域への合意形成をいかに図ってきたかでございますが、1の経緯のところでも先ほど青木議員にお答えさせていただいたとおり、今回の萬城の滝キャンプ場の指定管理者制度への移行に当たりましては、隣接する第2駐車場を含めた一体をキャンプ場として事業展開したい旨の申出が事業者よりありました。まずは、地権者の皆様の合意が重要との認識に立ち、地権者をはじめ、萬城の滝周辺や第2駐車場で活動いただいている協働の会、また観光協会中伊豆支部の皆様と、事業者により提案された事業計画について意見交換をしながら、合意形成を図ってまいりました。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 直接的なことは分かりましたので、ちょっと関連で聞かさせていただきます。

いわゆる行財政の影響についての直営での運営と、こういった指定管理した、形態にもよるんでしょうが、いわゆる相場的に例えば何割ぐらい行財政的な効果があるからこういうのを指定管理にするんだとか、何か行政マンとしての基準みたいなのあるんでしょうかね、それが1点と。

もう一つは、やっぱり指定管理するとき、あるいは設立目的のミッションを最大限に効果的に発揮してくれる業者を選ぶというのが指定管理の原則だと思いますけども、そうした場合は、今度逆な質問ですけれども、直営よりは高くなるけれども、より最大公約数的には市民の利益、福利向上になるんだという場合もあるような気がするんですけれども、行財政を減らすだけがミッションじゃなくて、いわゆる設立目的あるいは今の時代に合った活用が最大限発揮できる、パフォーマンスが発揮できるような指定管理者制度もあるのかななんて思いながら、こんな質問になっているんですが、思うところがあったら教えていただければと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 1点目の御質問、直営か指定管理、何かしらの基準はあるかというところでございますが、やはり特に観光施設におきましては、先ほど来、市長が申し上げているとおり、我々公務員が直接的に携わるよりは、やはり民間のノウハウ、資金や能力、ノウハウ、経営能力等に委ねるほうが、やはり施設の目的を達成するためには、やっぱり最良ではないかというふうに考えておりますので、そこに一定の基準というよりは、特に我々産業部が所管している観光施設、公の施設につきましては、やはりいろんな手法はございます、民間活力の導入にも、先ほど浅田議員からも御質問いただいたとおり、指定管理者制度にかかわらずPPP、PFI、包括的民間委託等々の手法もありますし、当然、最終的には売却

譲渡ということもございますが、そういった中で、なるべく民間に委ねるということを基準として考えております。

それから、最大限発揮するためには支出が増えるということがどうかということもありますけれども、やはり民営化にとっては、当然にサービス水準の向上というのは目的ではございますが、仮に市有施設である場合は、やはりそこに係る経費というのは、やはり市民の皆様の負担になることですので、そこはやはり金銭的というか財政負担ということを考慮すれば、そこで増えることと施設の魅力が上がるということが両方ありかと言われますと、やはり最大限負担を軽減した上で、施設の魅力を発揮いただく、これがやはり民営化、民間に委ねるところの最大の理由かというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。よろしいですか。

これで三田忠男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第84号から議案第87号までの4議案につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

◎議案第88号、議案第89号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程第8、議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について（狩野川記念公園）及び日程第9、議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について（狩野ドーム・狩野グラウンド）の2議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第88号について、2番、浅田藤二議員。

〔2番 浅田藤二君登壇〕

○2番（浅田藤二君） 2番、浅田藤二です。

公の施設の指定管理者の指定について（狩野川記念公園）についてお伺いします。

指定管理者制度は、民間事業者の蓄積された施設管理のノウハウ、つまり行政にない企画、アイデアを生かすことで多様化する住民ニーズに応え、魅力的な地域イベントなどの開催や自主事業の展開により利用者の満足度の向上につながることや自治体の施設管理における経費削減が大きな目標と捉えていますが、制度の導入の根拠と指定管理業者選定の基準としていますか。共通認識としての確認です。

であるならば、この2点において、行政（教育委員会）が管理していたときと指定管理者である株式会社サンアメニティが管理をした期間の違いを具体的な取組事例や数字を挙げてその効果を説明ください。教育長にお伺いします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの質疑に答弁願います。

教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 教育部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） それでは、教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） それでは、私のほうから御説明させていただきます。

狩野川記念公園の指定管理者制度導入につきましては、民間事業者のノウハウを生かした市民サービスの向上と自主事業を含めた経費削減についても目指しているところございます。

今回の指定管理者については、事業計画や収支計画を含め、伊豆市指定管理者審査会において御審議いただき、候補者として適格であるとの判断もいただいているところでございます。

次に、行政が管理したときと指定管理者が管理していた期間との違いについてですが、施設の管理については、職員常駐の施設管理を実施するようになり、公園内のトイレや樹木等の清掃を行うなど、常に公園内を清潔に保っており、心地よく御利用いただけるようになっております。

また、テニス教室の開催や飲食事業などの自主事業によるサービスの向上と、収入の増加による経費の節減にもつながっております。

ちなみに、自主事業による収入につきましては、令和2年度において約330万円ほどございました。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

浅田議員。

○2番（浅田藤二君） これから指定管理者に最も力を入れてもらいたいことは何ですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） やはり公の施設として御利用いただく方々に心地よく使っていただくということが一番だと思います。それに加え、自主事業についても、サービスの向上につながる点がございますので、イベント開催を機に公園を御利用いただくような、御利用者の増にもつながる工夫にも期待しているところでございます。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。よろしいですか。

これで浅田藤二議員の質疑を終わります。

次に、議案第88号及び議案第89号について、14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 14番、三田忠男です。

議案第88号、議案第89号合わせた形で提案させていただきます。

公の施設の指定管理者の指定。

現行指定管理者の実績と行財政上や市民生活への指定管理した結果の評価はいかがでしょうか。

公募によらない指定管理者の管理の理由と結果の行財政上や市民生活上の効果をどのように判断しているかを、教育長にお伺いいたします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの質疑に答弁願います。
教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 教育部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） それでは、教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） それでは、議案第88号及び議案第89号の公の施設の指定管理者の指定についての御質問にお答えいたします。

1つ目の現行指定管理者の実績と行財政上の市民生活への指定管理した結果の評価についてですが、まず狩野川記念公園ですが、指定管理者制度の導入により、職員の常駐の施設管理を実施し、公園内のトイレや樹木の清掃を行い、常に公園内を清潔に保っております。

また、指定管理者の自主事業として、テニス教室や飲食事業の実施をしており、利用者のサービスにもつながっていると同時に、経費節減にも貢献しております。

次に、狩野ドーム・狩野グラウンドについてですが、こちらも職員が狩野ドームに常駐し、施設管理と受付業務を実施しております。

また、指定管理者制度の導入によりまして、例えば施設周辺の草刈りやグラウンドの樹木の伐採についても、指定管理者の判断で計画的に整備できるようになりました。

また、自主事業についても、子供体操教室、キッズサッカー等を実施しており、スポーツに触れ合う機会の創出と、経費節減につなげる運営努力についてもいただいております。

このような両指定管理者の業務実績については、令和2年度の伊豆市指定管理者審査会による総合評価で良という答申をいただいております。この評価結果もあり、狩野川記念公園と狩野ドーム・狩野グラウンドは、適正運営されていると判断しているところでございます。

次に、2つ目の公募によらない指定管理者の理由と行財政上や市民生活上の効果の判断についてですが、公募によらない指定管理者の指定については、今回の議案に掲載の団体は、いずれも現在の指定管理者として施設の管理を適正に行っているとともに、事業の継続性の観点やこれまでの事業実績等を踏まえ、伊豆市指定管理者審査会に諮問し、その結果、指定管理者の候補者として適格であると判断するとの答申をいただきました。

こうした内容も踏まえ、引き続き計画的な施設管理や改善の工夫を進めるとともに、自主事業等による市民サービスの向上や経費縮減を意識した事業推進をできると判断し、公募によらない指定管理者の指定としてお諮りするものでございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） いわゆる指定管理の大原則は競争入札と聞いておるんですが、いろんな形態の中で公募もよろしいよというのは、地方自治法等にあるかと思います。それで、議会に提案されるわけですけども、私も新人議員のときに何をもってそれを判断するのか、基準が非常に分からなかったですね。そうしたら先輩議員たちがもうちょっと細かい資料の要求とかあって、今回も求めに応じて人数とか財政上のことが出てきましたけれども、先ほどの審議会等で良だとかいう、じゃ、どんな基準で審議しているかとか全く分からないと思うんですね。そういった出せる範囲の審議会等のこれをもって良としたんだよというものがあると、非常にこういう業者でいいんじゃないかって判断しやすいと思うんですけども、あしたの委員会等にそういった情報提供は可能でしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 審議会の答申として、審議内容は教育委員会のほうにいただいておりますので、どういう項目でどのような評価をいただいた、あるいは御質問いただいた点については、委員会のほうで御説明させていただければと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 指定管理者の評価表みたいなことがあると思うんですが、いわゆるそういったものというのは、オープンにできているものならば、提示願いたいなど。

他の市町村見ると、そういったいろんな細かい項目でAだCだ何点だなんて書いてあって、だからこれは優秀なんだよみたいな資料があつて分かりやすいんですけども、伊豆市も私はそういうのあるんじゃないかなという推定のもとで、今質問していますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 施設を所管する教育委員会のほうに審査会の評価結果として、トータルとして評価していただいたものを頂いております。細かなものの公表については、審査会を所管する部局に確認をして、委員会のほうで御説明させていただければと思います。

○議長（小長谷順二君） これで三田忠男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第88号及び議案第89号の2議案につきましては、議案付託表のとおり教育厚生委員会に付託いたします。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 確認します。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時35分

再開 午後 0時35分

○議長（小長谷順二君） 休憩を閉じます。

議案第87号ということで、日程第7だけはちょっと飛ばしてしまいました。申し訳ありません。よろしいですか。

すみません、もう一度確認します。

先ほど「ただいま議題となっております議案第84号から議案第87号までの4議案につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託します。」と述べておりますので。

じゃ、改めてただいま議題となっております議案第88号及び議案第89号の2議案につきましては、議案付託表のとおり教育厚生委員会に付託いたします。

◎議案第90号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程第10、議案第90号 市道路線の廃止について議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、議案第90号につきましては、議案付託表のとおり総務経済委員会に付託いたします。

◎散会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上で本日の議事は全て終了いたしました。

次の会議は、12月17日午前9時30分から開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後 0時37分

令和3年伊豆市議会12月定例会

議事日程(第5号)

令和3年12月17日(金曜日)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第81号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算(第7回)
日程第 2 議案第82号 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)
日程第 3 議案第83号 令和3年度伊豆市簡易水道事業会計補正予算(第1回)
日程第 4 議案第84号 伊豆市犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第 5 議案第85号 伊豆市農村公園条例の一部改正について
日程第 6 議案第86号 伊豆市萬城の滝キャンプ場条例の一部改正について
日程第 7 議案第87号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正について
日程第 8 議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について(狩野川記念公園)
日程第 9 議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について(狩野ドーム・狩野グラウンド)
日程第10 議案第90号 市道路線の廃止について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第92号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算(第9回)

追加日程第2 閉会中の所管事務調査の申し出

出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 菊 地 豊 君 副 市 長 佐 藤 信 太 郎 君
教 育 長 梅 原 賢 治 君 総 合 政 策 部 長 新 間 康 之 君
健 康 福 祉 部 長 栗 山 信 博 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 稲 村 栄 一 次 長 永 沼 健 一
主 査 杉 本 優 美

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより、令和3年伊豆市議会12月定例会5日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第81号～議案第83号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第1、議案第81号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）から日程第3、議案第83号 令和3年度伊豆市簡易水道事業会計補正予算（第1回）までの3議案を一括して議題といたします。

本案は、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

初めに、議案第81号及び議案第83号の2議案について、総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

〔総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇〕

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 皆さん、おはようございます。6番、下山祥二です。

ただいま議長から報告を求められました議案第81号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）及び議案第83号 令和3年度伊豆市簡易水道事業会計補正予算（第1回）の2議案について、審査の経過と結果について御報告いたします。

初めに、議案第81号の建設部所管科目につきましては、当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

12月補正予算資料の3ページ、土木費、道路新設改良費の工事場所はどこか、また416万円増額になった理由は何かとの質疑に対し、場所は修善寺天城湯ヶ島線の新ごみ処理場の前で、県営事業で改良工事を行っていますが、工事の増額に伴い負担金も416万円増額となったとの答弁がありました。

次に、議案書24ページの繰越明許費について、豪雨災害で被災された当事者は一刻でも早く修復したい思いだと推察するが、そのためにはどのような協議をしているのかとの質疑に対し、農地の場合は災害査定によって金額を決定し、発注、完成となりますが、最初にいつ頃までに復旧できるか、その目安を確認します。秋口からの工事になると12月議会で補正いただき、翌年の稲作に支障がないように、3月までに復旧工事を完了するよう努めていると

の答弁がありました。

次に、産業部所管科目では、当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

12月補正予算資料の2ページ、農林水産業費の7,150万円は令和2年度分を先送りしたとの説明があったが、具体的にどのような整備事業だったかとの質疑に対し、令和2年度の植栽、下刈り、除間伐等の事業実施を令和3年度に先送りしたものですとの答弁がありました。

次に、森林施業の増加理由とそれに森林環境譲与税は充てられないのかとの質疑に対し、令和2年度に事業を控えた分の施業面積が増加し、作業道も増加したことが理由です。森林環境譲与税は既存の事業の財源にはできないため、次年度に新しい制度設計をして充当できるようにするとの答弁がありました。

次に、総合政策部所管科目では、当局より合併特例債の発行限度額についての補足説明があり、その後質疑に入りました。

バス路線維持事業について、地域公共交通会議において、自主運行バスの乗客を増やす取組や新規事業者が参入してくる可能性などの議論がされているのかとの質疑に対し、公共交通を利用するように各種補助制度や広報活動を進めているが、思うように結果に結びついていない状況ですとの答弁、また、新たなバス運行事業者の参入につきましては、今回も県で一旦公募したが手が挙がらなかったことが一つと、路線バスの免許を持っていないと対象の事業者にならないので、現状の2社を対象として検討したとの答弁がありました。

最後に、総務部所管科目の当局からの補足説明はなく、質疑もなく、審査の結果、討議・討論はなく、採決の結果、議案第81号総務経済委員会所管科目は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第83号 令和3年度伊豆市簡易水道事業会計補正予算（第1回）について、審査の経過と結果について御報告いたします。

今回の補正により経営状況について、企業会計に移行したことにより何か分かることがありますかとの質疑に対し、今回の補正は、前年度の決算を受けて見込み計上した未収金及び未払金を確定した金額に置き換えるものです。経営状況につきましては、未払金が当初の見込みより約6,000万円多かったため、本年度末の予定の現金・預金が約180万円まで減少しています。これは非常に厳しい財政状況であり、社会情勢による増収の見込みが立たない中、さらなる事業費用の抑制に努めなければなりません。また、本年度の資金収支を表したキャッシュフロー計算書の業務活動によるキャッシュフローでもマイナスであることから、今後の業務改善が喫緊の課題であると認識しているとの答弁がありました。

審査の結果、討議・討論はなく、採決の結果、議案第83号は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で議案第81号及び議案第83号についての委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第81号及び議案第82号の2議案について、教育厚生委員会委員長、間野みどり議員。

〔教育厚生委員会委員長 間野みどり君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（間野みどり君） 皆さん、おはようございます。10番、間野みどりです。

すみません、大変申し訳ありませんが、本日鼻炎アレルギーがちょっとひどく、マスクでは報告しにくいものですから、議長の許可を得まして、マウスシールドで報告のときのみやらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ただいま議長から報告を求められました議案第81号及び議案第82号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第81号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）教育厚生委員会所管科目について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

当議案の審査における質疑の主なものとして、教育部の関係では、委員より、議案書51ページ、GIGAスクール推進事業、校内通信ネットワーク環境整備業務委託料について、ネットワーク通信の具体的な整備内容について説明をしてほしいとの質疑に対し、1人1台端末については令和2年度末に全部の学校に配備し、環境も整備しました。当面の授業は、市役所で持っている光回線の地域公共ネットワークで通信量が足りる想定でしたが、先生や児童生徒が慣れてきて、2学期頃から使用頻度が増えてきたところ、通信が止まる、つながりにくい状況となり、学校から相談を受けるようになりました。

仕組みとしては、地域公共ネットワークから切り離し、学校ごとに光回線を引き込むイメージです。ただし、先生方が別に使用している校務支援ネットワークが中伊豆支所にあるサーバーとつながり、地域公共ネットワークにもつながっていることから、ファイヤーウォールというウイルス対策装置を入れなければならず、その部分に費用がかかりますとの答弁がありました。

続いて、委員より、議案書53ページ、新中学校整備事業、新中学校造成工事について、建設資材の高騰や資材調達の影響などによる工事を前倒しすることのことだが、造成工事の実設計は終わっているか、また、地盤の高低差はどのようになっているかとの質疑に対し、実設計は終了し、入札準備をしています。高低差は修善寺東こども園前から田んぼに入る道のところを段差のないレベルゼロとすると、東側の県道側は地面を切って掘り下げ、掘り下げた土は南側のグラウンドに使います。校舎と体育館の屋根は加殿の交差点から遠藤橋までの道路沿いに平らに見えますが、体育館の床は下がって、中の高さを確保するイメージになります。盛り土をしたグラウンドのところにはテニスコートができ調整池となりますが、その部分を作ってから造成を行っていくこととなりますとの答弁がありました。

次に市民部の関係では、委員より、議案書37ページ、個人番号制度事業の郵便料増額補正について、マイナンバーカードの交付率はどのくらいですか、また3月末までの申請と交付の見込みはどれくらいかとの質疑に対し、11月末現在の交付率は40.21%で、静岡県内の平

均は40.24%なので少し低いです。新型コロナウイルスワクチンの接種会場でマイナンバーカードの申請を受け付けたので、今後も交付率が上がるように努力していきます。郵便料はマイナポイントの事業により急激に対象者が増加したための普通郵便と、ワクチンの接種会場等で申請時来庁方式を推進するため、本人限定受け取りの郵便を使うための増額分になります。約600通の増加を見込んでいますとの答弁がありました。

続きまして、委員より、議案書45ページ、一般廃棄物臨時収集運搬業務委託料について、焼却施設の故障などによる一時的な運搬とのことだが、どのような内容かとの質疑に対し、老朽化が原因と思われる焼却炉の故障が4月以降に3回ありました。焼却を停止し修繕等をしている際はほかの焼却施設にごみ処理を委託することになるため、その業務委託料の増額補正になりますとの答弁がありました。

続いて委員より、3回の故障は簡単に直ったのか、ほかの焼却施設はどこかとの質疑があり、3回の故障により焼却を停止した期間は5日間で、市外へ搬出した可燃ごみは81トンでした。搬出先は伊豆の国市葦山ごみ焼却場と長岡清掃センター、土肥戸田衛生センターですとの答弁がありました。

また、ほかの委員から、新ごみ処理施設稼働までの1年、故障のリスク回避や計画はどのようなになっているかとの質疑に対し、現在焼却炉を停止し、ふだん入ることができない炉の内部にも業者と入り、一つ一つ点検し、必要な箇所については予算の許す限り補修をして、来年10月の新ごみ処理施設の試運転までは、正常な運転を継続できるようにしていきますとの答弁がありました。

次に、健康福祉部の関係では、児童手当給付事業に関する本会議の議案質疑の答弁について補足説明があり、その後質疑を行いました。

委員より、議案書41ページ、児童手当制度改正システムの改修委託料について、制度改正はどのような内容のものかとの質疑に対し、1点目が特例給付に係る所得上限限度額が設けられ、一定額以上の所得により特例給付が支給されなくなります。2点目は、一部の受給者を除き、毎年6月に提出を求めている現況届が不要となる改正ですとの答弁がありました。

続いて委員より、改正後、特例給付が支給されなくなる人はどれくらいいるかとの質疑があり、何人かはいると思うが、システムが改修されていないため把握できていませんとの答弁がありました。

以上の審査経過を経まして、議案第81号教育厚生委員会所管科目については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第82号 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）については、当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

当議案の審査における質疑の主なものとして、委員より、議案書71ページ、一般被保険者高額療養費について、前年度と比べ増額との説明だが、増額の要因は一過性のものか傾向のあるものなのか、内容を把握しているかとの質疑に対し、令和2年度の実績により当初予算

を計上しましたが、令和2年度の医療費実績が前年と比べ7.42%減少していることもあり、当初予算を少なく見込んだことが今回の増額理由です。分析では受診率の減少が主な要因と考えています。新型コロナウイルス感染症の流行に伴う受診控えの影響も推測されますが、分析には中長期的なデータが必要なため、短期の影響は困難ですとの答弁がありました。

続いて委員より、高額療養費となる疾病の傾向などはつかんでいるかとの質疑に対し、長く定期的に受診しなければならない疾病になると思いますとの答弁がありました。

以上の審査経過を経まして、議案第82号については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対する質疑の有無を確認いたします。質疑のある議員は、議長に質疑の申出をお願いします。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時47分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第81号から議案第83号までの3議案について質疑を行います。

質疑の申出がありませんので、質疑を終結いたします。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいま議題となっております議案第81号から議案第83号までの3議案に対し、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時48分

再開 午前 9時48分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第81号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

賛成討論。

11番、波多野靖明議員。

〔11番 波多野靖明君登壇〕

○11番（波多野靖明君） 議席番号11番、波多野靖明でございます。

議案第81号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）について賛成の立場から討論をいたします。

この予算案は、歳入歳出予算の総額に4億3,640万円を追加し、歳入歳出予算の総額を237億190万円とするものでございます。

まず、今回のGIGAスクール推進事業費の内容は、現在行われている市内小中学校のパソコンやタブレットを使った通信教育が安定的なネットワーク環境を保つための予算と説明を受けました。現在、使用している伊豆市の公共ネットワークでは、データ通信の容量不足により、そこから一旦切り離し一般のインターネットにつながるとのことでございます。最近の民間企業ではインターネット内のコンピューターウイルスなどの脅威から保護する対策が、いろいろな機器を介され多々取られております。総務省のホームページの中でも、インターネットの情報セキュリティの重要性を注意喚起をいたしまして、ウイルスや不正アクセス等の外部からの脅威を侵入させない対策に力を入れるということがよく分かります。

外部からの脅威に子供たちや教員が使うパソコンやタブレットがさらされることのないようにし、学校からの情報漏えい等を引き起こさないためにも必要な対策だと理解をいたしました。

新中学校の整備事業ではコロナウイルスの影響による資材の高騰、人工不足の懸念から、令和4年度に予定していた造成工事を前倒して本年度行うと説明を受けました。世界的に大きく影響を与えた新型コロナウイルス感染症。新中学校の開校が延びることで、建設資材だけではなく人工の確保までさらに厳しくなると説明を受け、理解をいたしました。予定の令和7年度にはしっかり開校できるよう、強く求めたいと思います。

また、債務負担行為補正について、指定管理料の支出は修善寺自然公園指定管理料をはじめとする幾つかの指定管理施設は、コロナで経営状況に影響を受けたことから支出をすると説明を受けました。これらの施設はふだんから多くの市民が雇用されています。また、観光客だけではなく市民が利用することも多々ございます。指定管理事業者は多くの利用者からの多様なニーズに応え、効率的な管理運営をしつつ、公共サービスとしての水準をしっかりと確保していると考えます。また、コロナ禍以前から施設の管理運営を安定的に行っていただけだと感じております。

本来、市が直接運営をしていた場合、減収相当額を市がかぶることになります。それと同様、指定管理者に対して、コロナ禍においても適切かつ安定的な管理運営の継続を図っていただくために必要な予算だと理解をいたしました。

大きな事業費として、ほかにも8月、9月の豪雨災害による農地や農業用施設災害復旧事業、道路橋梁災害復旧事業費等、どれも適切な予算として理解をいたし、私の賛成討論といたします。

○議長（小長谷順二君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第81号について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第82号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 令和3年度伊豆市簡易水道事業会計補正予算（第1回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第83号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号～議案第87号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第4、議案第84号 伊豆市犯罪被害者等支援条例の制定についてから日程第7、議案第87号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正についてまでの4議案を議題といたします。

本案は、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

初めに、議案第84号から議案第86号までの3議案について、総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

〔総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇〕

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

ただいま議長から報告を求められました議案第84号 伊豆市犯罪被害者等支援条例の制定

について、議案第85号 伊豆市農村公園条例の一部改正について、議案第86号 伊豆市萬城の滝キャンプ場条例の一部改正についてまでの3議案について、審査の経過と結果について御報告をいたします。

初めに、議案第84号については、補足説明はなく、質疑に入りました。

議案質疑において質問があった、被害者に対して雇用の安定を図るといような条文を入れる考えはないかとの質疑に対し、第11条の理解の促進には被害者が置かれている状況について理解を深め、偏見を持たずに犯罪被害者の平穏な生活への配慮の重要性に関する理解を、様々な機会を通して広報、啓発を行うものとするあり、それには事業者も含まれているので、あえて雇用の安定を特出しすることはせずに、日常生活支援の中に組み込みたいと考えているとの答弁がありました。

次に、犯罪被害者に関する個人情報の取扱いについては、十分に配慮しなければならないとうたっておりますが、これからの課題として本人、あるいは家族からの申請について、公にしないように守秘義務が保たれる形で条例が進められていくのかとの質疑に対し、まさしくそのとおりで、犯罪被害者のプライバシー保護には十分配慮して受付相談窓口業務を進めていきますとの答弁がありました。

審査の結果、討議・討論はなく、採決の結果、議案第84号は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号 伊豆市農村公園条例の一部改正についての審査の経過と結果について御報告いたします。

当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

農村公園の場所はどこか、また大野区の公民館を建設する予定と聞いたが、その安全性はどうかとの質疑に対し、場所は富士見平付近で、現在も集会場で利用していることから安全性も問題ないと思われるとの答弁がありました。

次に、無償譲渡にする理由は何かとの質疑に対し、地域コミュニティの拠点として公民館建設を予定しており、極めて公益性の高い利用であり、行政財産を普通財産とすることにより、今後も公共的な用途の利用条件などをつけて無償譲渡できるとの答弁がありました。

次に、大野区名義になると固定資産税はどうなるのかとの質疑に対し、固定資産税は課税されるが、地縁団体として公共的に利用する理由で、減免申請をすることによって結果的には免除されるとの答弁がありました。

審査の結果、討議・討論はなく、議案第85号は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号 伊豆市萬城の滝キャンプ場条例の一部改正について、当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

萬城の滝を含む八岳地区はワサビの名産地であり、地域の皆さんはオーバーユースであまり多くのお客さんが来ると困るような話もある中で、地域との話し合いはどのようにされているのかとの質疑に対し、そのような懸念からワサビの水の関係で排水なども気にされること

ろであり、昨年から地元の皆さんと打合せを繰り返して、その不安を事業者からも御回答いただき、指定管理にすることに納得されている状況でありますとの答弁がありました。

審査の結果、討議・討論はなく、議案第86号は全会一致で可決すべきものと決しました。以上で委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第87号について、教育厚生委員会委員長、間野みどり議員。

〔教育厚生委員会委員長 間野みどり君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（間野みどり君） 10番、間野みどりです。

ただいま議長から報告を求められました議案第87号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第87号につきましては、当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

当議案の審査における質疑の主なものとして、委員より、産科医療補償制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に変更されたことを受けた条例改正ということではいかとの質疑に対し、出産育児一時金などの支給総額42万円（13ページの発言により訂正）を維持するため、産科医療補償制度の掛金引下げに伴い、出産育児の一時金が40万4,000円から40万8,000円に引き上げられますとの答弁がありました。

続いて、出産費用は42万円以上になることも多いと聞くので、伊豆市で42万円を増額することはできるか、その考えはあるかとの質疑があり、42万円は国が決めています。経済的補助であり、出産費用の全額を補助するものではありませんが、厚生労働省において出産に係る費用の調査も行われ検討されているので、重視したいと思っておりますとの答弁がありました。

以上の審査経過を経まして、議案第87号については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものに決しました。

以上で教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対する質疑の有無を確認いたします。質疑のある議員は、議長に質疑の申出をお願いいたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時04分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第84号から議案第87号までの4議案について質疑を行います。

質疑の申出がありませんので、質疑を終結いたします。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいま議題となっております議案第84号から議案第87号までの4議案に対し、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第84号から議案第87号までの4議案について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第84号 伊豆市犯罪被害者等支援条例の制定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

賛成討論を行います。

14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 14番、三田忠男です。

議案第84号 伊豆市犯罪被害者等支援条例の制定について、賛成討論を行います。

国は犯罪被害者等の施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその家族、または遺族の権利利益の保護を図ることを目的に、平成16年、犯罪被害者等基本法を制定しました。静岡県は県民全体で犯罪被害者等を温かく支える地域社会の形成を目指して、平成27年4月1日施行の静岡県犯罪被害者等支援条例を制定しました。令和3年10月21日現在、地方自治研究機構によると、都道府県32団体、指定都市8団体、市町村384団体が条例を制定し、静岡県では島田市、磐田市、焼津市、藤枝市、裾野市、湖西市、菊川市、そして長泉町の8団体が既に制定済みであります。この12月定例会で他の自治体も条例制定の動きがあります。

国の基本法で、地方公共団体の責務として国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の実情に応じた施策を制定し及び実施する責務を有するとされています。相談及び情報の提供、損害賠償請求支援等、給付金の支給に関わる制度の充実など、保健医療・福祉サービスの提供、安全の確保、居住の安定、雇用の安定、保護、捜査、公判等の過程における配慮等、あるいは国民の理解の増進や民間の団体に対する支援等を定めています。

犯罪被害は決して他人事ではなく、いつ伊豆市民に、家族に、そして自身に遭うかもしれません。一時的な心身への被害のみならず、二次的な医療費負担や失職、転職などによる経済的な困窮、捜査や裁判等による精神的、時間的負担、周囲の噂話やマスコミ取材報道による精神的被害等様々な問題が生じます。

私は静岡県条例制定の準備段階において、静岡県社会福祉会の責任者として関わった関係

からも、伊豆市民からこれらの被害を軽減するとともに、被害者状況を正しく理解し、支える体制を整備する本条例は、伊豆市民に絶対に必要な条例であります。伊豆市民や関係する諸団体が連携を深め、本条例の趣旨にのっとり、犯罪の被害者等が平穏な生活を営むことができるよう、議員各位に本条例に賛成いただけますように申し上げ賛成討論といたします。

○議長（小長谷順二君） 以上で討論を終結いたします。

ここで、発言の訂正の申出がありましたので、これを許します。

教育厚生委員会委員長、間野みどり議員。

〔教育厚生委員会委員長 間野みどり君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（間野みどり君） 10番、間野みどりです。

大変申し訳ありません。議案第87号につきまして、出産育児一時金などの支給総額「42万円」というところを「47万円」と間違えて言ったようでございます。その部分だけ訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。42万円が正しいです。失礼いたしました。

○議長（小長谷順二君） これより議案第84号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 伊豆市農村公園条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第85号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 伊豆市萬城の滝キャンプ場条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

賛成討論を行います。

13番、青木靖議員。

〔13番 青木 靖君登壇〕

○13番（青木 靖君） 13番、青木靖です。

議案第86号 伊豆市萬城の滝キャンプ場条例の一部改正についてに対し、賛成の立場から討論を行います。

今回の条例の一部改正は、現在伊豆市が運営している萬城の滝キャンプ場を指定管理者による管理運営に移行するためのものです。その内容は、使用料、利用料金に関すること、指定管理者による管理、指定管理者の事業報告についてであります。

萬城の滝キャンプ場の管理運営については、現在に至るまで幾つかの経過を経てきました。地元の団体が運営する期間が長かったものの、事業の運営、施設の維持管理に加え、キャンプ場を含むアウトドアブームの新しい流れに対応するためには、民間の専門的な事業者の参入が待たれる状態にあったと考えます。そして今回の条例の一部改正の背景には、具体的なキャンプ場運営のノウハウを持った事業者の存在があり、さらに地元関係者との調整も進行中であること、また、現在市が所有するこの施設を民間に移譲することも視野に入れての動きであると理解をしております。これは、市の重要課題である公共施設の再配置計画の実施にも合致するものであります。

萬城の滝とキャンプ場は中伊豆の代表的な観光スポットとして、地元住民が大切にしてきた場所です。中伊豆町時代から商工会や地元の各種団体が、毎年8月に萬城の滝まつりを開催、まさに地域を挙げての一大イベントとして多くの来訪者でにぎわった思い出の場所なのであります。そうした地元の思いを引き継いで、萬城の滝を含む周辺地域が豊かな自然を生かした憩いの場として、長く人々から愛される場所となることを願います。

一つだけ付け加えるならば、今でも多くの方が萬城の滝を裏から見るができるようにしてほしい。裏見の滝の復活を期待しているということも事実であります。市としての何らかの関わりを期待します。

本条例の一部改正について議員各位の賛同をお願いし、私の賛成討論といたします。

○議長（小長谷順二君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第86号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正について、討論、採決を行います。討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第87号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎議案第88号及び議案第89号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第8、議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について（狩野川記念公園）及び日程第9、議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について（狩野ドーム・狩野グラウンド）の2議案を一括して議題といたします。

本案は、教育厚生委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

議案第88号及び議案第89号について、教育厚生委員会委員長、間野みどり議員。

〔教育厚生委員会委員長 間野みどり君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（間野みどり君） 9番、間野みどりです。

ただいま議長から報告を求められました議案第88号及び議案第89号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、当局から議案第88号、議案第89号について補足説明があり、質疑を行いました。

議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について（狩野川記念公園）についての審査における質疑の主なものとして、委員より、追加資料の審査会評価調書について、これは指定管理者にも通知されているか、また、指摘事項は事業計画で改善されているかとの質疑に対し、指定管理者は評価委員会のヒアリングを受け、現地にて質問も受けており、指摘事項もフィードバックしていると承知しています。これに基づいて事業改善や事業展開をしておりますとの答弁がありました。

続いて委員より、評価調書5項目の内容が事業計画どおりに進んでいるか、年度ごとに確認し改善していく方法を取ってもらいたいがかとの質疑があり、年度が終わると実績報告書をもらい、内容を確認して最終的に指定管理料を支払います。年度途中での意見交換や年度末には直接話をして、次に進められるようにしていますとの答弁がありました。

以上の審査経過を経まして、議案第88号については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について（狩野ドーム・狩野グラウンド）について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当議案の審査における質疑として、委員より、令和2年度の管理経費が大きく減少した理由はとの質疑に対し、令和2年度は施設を閉めた期間があり、臨時職員には休んでもらい、賃金を工夫しながら管理経費を抑えてもらった経緯がありますとの答弁がありました。

続いて委員より、コロナの影響で平成30年度並みになったときは、管理経費は増えてくるのかとの質疑があり、全て施設を開けている状態ですと、平成30年度と同様に管理経費、人件費はかかるものと考えていますとの答弁がありました。

以上の審査経過を経まして、議案第89号については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対する質疑の有無を確認いたします。質疑のある議員は、議長に質疑の申出をお願いします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時22分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第88号及び議案第89号について質疑を行います。

質疑の申出がありませんので、質疑を終結いたします。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいま議題となっております議案第88号及び議案第89号に対し、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時23分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について（狩野川記念公園）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

賛成討論、2番、浅田藤二議員。

〔2番 浅田藤二君登壇〕

○2番（浅田藤二君） 議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について（狩野川記念公園）、賛成の立場で討論させていただきます。

指定管理者制度は民間事業者の蓄積された施設管理のノウハウ、つまり行政にない企画、アイデアを生かすことで、多様化する住民ニーズに応え、魅力的な地域イベントなどの開催や自主事業の展開により、利用者の満足度向上につながることで、また、自治体の施設管理における経費削減が大きな目標と捉えています。

狩野川記念公園の前を通るたびに多くのキッチンカーが集合した食のイベントなど、今までにない特色あるイベントが数多く開催されているのを見させていただき、参加もし、楽しい時間を過ごさせていただきました。自主事業による食堂のメニューが、利用者からSNSを通じて発信され話題になるなど、多くの年代の皆様に活発に利用されてきたテニス、野球、

サッカーやグラウンドゴルフなどのスポーツ活動に加え、民間ならではの工夫された取組がなされ、まさに指定管理者制度の目的に合致し、利用者の満足度の向上につながっています。

行政が管理しているときには取り組めなかった職員常駐による施設管理ができており、清掃や軽微な施設の修繕が行き届き、管理経費の削減につながっていることがうかがえます。これから遊具の新設が予定されていることや、トイレの改修が進めば、市民の憩いの場としてさらに利用者の満足度が上がっていくことと期待されます。

行政の努力と民間の施設管理のノウハウが生かされた指定管理者制度導入の見本となり、さらに利用者の満足度向上につながることを期待し、賛成討論といたします。

○議長（小長谷順二君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第88号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について（狩野ドーム・狩野グラウンド）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第89号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

◎議案第90号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第10、議案第90号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案は、総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

議案第90号について総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

〔総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇〕

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） ただいま議長から報告を求められました議案第90号市道路線の廃止について、審査の経過と結果について御報告いたします。

当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

ふだん、この市道を利用している市民はいませんか、また、中央付近に南北に走っている道路がありますが、これも市道であるなら、廃止や変更はしないのかとの質疑に対し、この用地に隣接している方や迂回に利用する方もいるかと思いますが、新中学校の説明会で廃止する了解を得ていると聞いております。

また、東西の市道（鹿群経塚線）につきましては廃止しますが、中央付近に残る南北の道路は区域変更、つまり地番を何地番というように、区域を変えろという作業で市道が残りますとの答弁がありました。

次に、この市道は近隣市民の散歩道となっているが、廃止になることの周知徹底はどのようにされるのかとの質疑に対し、一般的には2か月は管理期間というものが設けられますので、その間に告知しますとの答弁がありました。

審査の結果、討議・討論はなく、議案第90号は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対する質疑の有無を確認します。質疑のある議員は、議長に質疑の申出をお願いします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時30分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第90号について質疑を行います。

質疑の申出がありませんので、質疑を終結いたします。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいま議題となっております議案第90号に対し、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時30分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第90号 市道路線の廃止について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第90号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

ここで45分まで、約14分ほどありますが、休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時44分

○議長（小長谷順二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（小長谷順二君） お諮りいたします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、2件を追加し、議題にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎議案第92号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 追加日程第1、議案第92号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第9回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第92号について提案理由を申し上げます。

本案は、国が実施するゼロ歳から高校3年生までの子供に対する臨時特別給付金について、1人当たり10万円を原則として年内に一括して現金支給するため、さきの11月30日に追加補正でお願いした5万円分に加えて、残りの5万円分について補正するもので、総額1億6,000万円を増額し、歳入歳出予算額を240億2,190万円とするものです。

詳細について、健康福祉部長に説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） 補足説明の申出がありますので、これを許します。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 栗山信博君登壇〕

○健康福祉部長（栗山信博君） それでは、議案第92号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第9回）の補足説明をさせていただきます。

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金につきまして、当初はできるだけ早期に5万円の現金給付を行うこととし、また、来年春の卒業、入学、新学期に向けて5万円相当のクーポンを基本とした給付を行うこととされておりましたが、おととい、12月15日の内閣府からの通知によりまして、現金による10万円の一括給付も自治体の判断により可能との見解が示されました。

これによりまして、伊豆市におきましては市民のニーズや利便性、給付に係る経費等を鑑み、まずは年内にプッシュ型として中学生以下の子供のいる世帯の高校生相当年齢以下の児童に対しまして、対象児童1人当たり10万円を一括給付する方針で進めております。

つきましては、前回の補正予算の1億6,000万円に加えまして、追加の5万円分に対応するため、今回1億6,000万円の増額補正をするものでございます。

議案書の10、11ページに歳出のほうに記載がございますが、補正額1億6,000万円の内訳としましては、先ほど申し上げました年内に支給するプッシュ型の5万円分として2億5,200万円、そして令和4年1月以降に支給する高校生相当年齢のみの世帯や公務員世帯の児童、また新生児を対象とした5万円分として6,800万円、合わせまして1億6,000万円でございます。

次に、議案書に戻りますが、8、9ページ、歳入でございます。

こちらは子育て世帯への臨時特別給付金は、全額国庫負担となっておりますので、国庫補助金が同額の1億6,000万円でございます。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

それでは質疑がありますので、質疑を行います。

7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 7番、杉山武司です。

ただいまの補正予算について、ちょっと質疑をいたします。

子育て世帯の臨時特別給付金ですけれども、この対象者と、それから起算日というものをどうなっているか、教えてください。

それともう一つ、当市では所得制限を設けるのか、設けないのか、その辺も併せてお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） まず起算日につきましては、令和3年度の9月分の児童手当を給付されている世帯に対しまして給付を行います。ただし、出生は今後ございますので、出生された児童につきましては、令和4年の3月までに出生したお子様につきまして支給をいたします。

所得制限につきましては、国のほうからも、なくすことも容認する考えということを示されておりますけれども、こちらは財源がやはり市の持ち出しというような形になりますので、またそのあたりも含めて、今後検討していかなければいけないかなとは思っておりますが、現時点では所得制限をさせていただきたいと思っております。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 今、所得制限のことについてちょっと曖昧な表現だったんですけれども、市長、いかがですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 本件は報道されておりましたとおり、政策目的が子育て支援策なのか、経済支援策としての消費喚起なのかというところで、どうも議論が、私が拝見する限りにおいて、いささか国政でも混乱しているように見受けられます。かつて全国対象の給付金のときは、私もちゃんともらって全額使いましたけれども、それは使うことが政策目的にならなくて、今回は、拝見している限りにおいては子育て支援策と理解をしております。そこでさらに混乱が生じているのは、何年前だったのでしょうか、高校が無償化になったときに、義務教育でない高校を無償化する議論があって、今そうなっているんですけれども、そのときの私が国政に随分お願いしたのは、もうナショナルミニマムを再定義してくださいと。高校は義務教育にするのか、幼児教育は義務教育にするのか、それからこども医療費は全国一律にするのか、そういったナショナルミニマムに関する議論がないまま個別の政策が出てくるので、大変混乱していると今でも思っています。

今回、まさにその延長線上に施策として完結しているようには、正直言って感じられないところもございます。ただ、今回はあくまでも自治事務とはいえ、枠組、財源、全て国ですので、私どもとしては、昨日確認したところ、県内全て960万円の国の基準に従うということですので、伊豆市のみ単独で枠を変えることは考えておりません。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 県内の政令市がかなり早くから10万円現金一括を表明したわけですね。伊豆地区の東部地域の市町が検討中というよりも、判断を決めかねているというような判断を報道でしていただきましたけれども、5万円を現金で5万円がクーポンだということで、私、伊

豆市の考えというのは、このクーポン5万円が、いや、地元の経済に寄与するのではないかということで、判断を待っていたのではないかなというふうな気がしていました。家庭内にも話をしまして、多分そうかなんていう話はしたんですけども、でも、使えるところが限られているよねというようなことも、家庭内では話をしていましたけれども、市長はそのお考えはどんなでしょう。

○議長（小長谷順二君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 御指摘のとおり、伊豆市も含めてマスコミの回答には検討中ということだったんですが、何せ総理のおっしゃっていること、官房長官のおっしゃっていること、内閣府からの通知が3つ異なっていたという、極めて特異な状況で、どれに対して答えるんですか。ちゃんと公式に国からもらっている通知と総理が委員会でおっしゃっていることが違っていたんです。そうすると我々としては、こうしますとは断言できない。こうしますとおっしゃった首長さんもいらっしゃいますけれども、伊豆市としては公式に通知が来ているものに対して、全然違いますと答えるのも何なので、国政の動向を見て、政府の動向を見ているということで、一部報道にはうちも現金、ある報道ではうちは検討中というようなことでなされましたが、実際には国の対応がばらばらだったということは、申し訳ないですけども、背景でございます。

その上で、私が意見を申し上げる前に国は変えていただいたんですけども、クーポンにしてしまうと、逆に子育てに使いなくなる可能性が高いというのが伊豆市の現状で、ランドセルはいろいろな、薄いブルーやピンクやら並んでいるところで買いたいにもデパートがない。伊豆市の子供たちがたくさん通っている三島市、沼津市の県立高校、私立高校の制服は当然三島市に行かなければ買えない。つまり現金なら買えるけれども、伊豆市内のクーポンにしてしまうと、入学、卒業式のときのものほど買えなくなるということが起こってくるということがわかっていましたので、ぜひ現金にしてくださいという意見を昨日の県の市長会で集約すべきかなと思っている前に、1日前に変わったものですからこういう状況になりました。当初の制度設計は、地方にとっては現場感覚に合っていないのではないかという認識を強く持っておりました。

○議長（小長谷順二君） これで杉山武司議員の質疑を終わります。

次に、16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

議案第92号について質疑をさせていただきます。

ただいまの説明で給付方法、プッシュ型の対象者、児童手当受給者ですね、この方については年内ということで確認したんですけども、それのほかの方、高校生相当ですか、その方の年代の方、当然今までのスケジュールよりも、いろいろな事務処理があるものですから遅れるかとは思いますが、その辺の日程的なもの、これを確認したいと思います。

そして、受給者に対して意思確認を行うということになっていると思うんですけども、最初の意思確認でそれが2回目も適用されるのか、その辺のところも確認します。

あと、これ、政策的な問題ですけども、今、杉山武司議員からも質疑があったんですけども、2回目の給付について、国はクーポンを原則としながらも、地方自治体の実情に応じて現金給付も可能ということ saying 言っていたことから、一部自治体の首長から先行的に現金で支給する意思が示されていたんですけども、また、さらに12月13日の衆議院の予算委員会で、岸田総理が10万円の一括給付も選択肢として認めるということで、続々と一括給付という意思表示が新聞やネットニュースで流れたんですけども、こういった課題、たとえ国からの受託事務であるとはいえ、自治体としてのそういう意思表示、これは自治体の政策をアピールする役に立つのではないかと思うんですけども、こういった伊豆市として子育て支援を重点政策としていて、総合計画の中でも順位を上げていますけれども、そういった伊豆市の子育て政策にこの今の子育て世帯への臨時特別給付金をリンクして考えなかったのかということ伺いたいということで、伊豆市は去年の定額給付金やコロナワクチンの接種についてもいち早い対応で県内でも注目を集めたんですけども、そういったことと絡めて考えませんでしたかということを確認させていただきます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず冒頭お願いしたいことは、ワクチン接種のときと今回の10万円給付がなるべく早くという競争に扱われているようなことも時々散見されるかなということ危惧して、やはりうちのような小規模自治体は、正直言って早いですから、あまり競争意識を持っていただきたくないなということと、実は今回の件については5万円を早く年内で渡したい方は、もう既に手続、伝票を切っているところがあるんです。だから、早く着手したところは、実は年内に10万円配れないという皮肉な結果になっていて、うちは今日可決いただければ今日伝票を切って、24日に10万円という順番になるんですが、22日頃に5万円支給される場所は修正が利かないので、逆に年を越してしまうという、極めて皮肉なというか、混乱が生じております。

したがって、伊豆市としては今日可決いただき、今日伝票を切らせていただき、年内クリスマスに一括して10万円がお手元に届くようにということでお願いをした次第です。

今回、教訓とすべきことは、私はとても国と地方の在り方をもう一回考えてみるいい機会にさせていただきたいと考えております。先ほど申し上げましたとおり、一、二週間前に内閣府からの通知、6月末までにクーポンを出せないところは、その理由を届け出よという、まずクーポンで、先ほど申し上げたように、うちのように——うちから南、多分ほとんどそうですね——全部の高校生の学用品がそろわないところに対して、そこまでクーポンをなぜか

など思ったことと、6月下旬の理由は後で国会の委員会答弁でなるほどと思ったんですが、新学期というのは1学期のことだと。いや、それもちよっと現場感覚からすると、総理は入学式、卒業式に合わせてとおっしゃっているので、いや、これはどうかなという感じが強くいたしました。

そこで、この違和感の根本原因は自治事務であって、クーポンだとか5万円に分けるといのは技術的助言、国から地方に対する技術的助言が5万円2回、そしてクーポンということのようです。そうするとそもそも国と地方との関係が、そういう形が幾度か繰り返されている進め方というのは大変気になるところで、これ、実施期間は地方自治体、市町村ですから、やはりこういった制度を作るときに、全国市長会、それから全国町村会に、やはり御相談いただいて、実務を取り扱う立場からの意見聴取をしていただいた上で制度設計していただければ、多分起こらなかったのではないかと気がしております。

ただ、危機管理が継続している時点でトップダウンというのは、場面によっては、あるいは事業によってはあり得ると、私は当然思っているんですが、今回はやはり制度設計のところでも市長会、町村会に御相談いただくことが一番望ましかったのではないかと。これからはそういうことをさらに強く国に申し上げるべきではないかと考えているところでございます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） プッシュ型以外の支給の予定でございますが、先ほど市長からありましたプッシュ型のほうにつきましては、今月24日金曜日に約2,500名分を振り込みの予定をしております。それ以外の高校生のみの世帯、また公務員の世帯の児童、新生児も含めまして、1月26日の水曜日に、これ申請によるものですけれども、申請があれば650人の対象がおられます。

その後につきましては、申請が遅れた方、あるいは新生児につきましては、毎月最終週ぐらいになりますけれども、それぞれ随時支給をしていきたいと考えております。

あと、意思確認につきましては、国からの通知にもございますが、10万円の現金を一括で納付する場合には、先行分の意思確認によりまして追加分の受給の意思も確認できたものと考えられるということになっておりますので、前回5万円の支給のときの意思確認、こちらを活用させていただきたいと思っております。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 時期についてはわかりました。

市長の答弁ですけれども、国のそういった取り組み方というか、地方との関係については一応理解はできるんですけれども、このようなことは、市民はなかなか分かりにくいと思うんです。新聞とかネットで話題になっている社会的な注目度の高い事柄というのは、やはり市民も関心を持っていますので、伊豆市はどうなるんでしょうねというような声も聞かれましたので、何らかの意思表示をやはり行政として市民に示すべきだと思ったんです——これ

意見なものであれですけれども、必要だねという声も聞こえたんですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今回はちょっと報道のほうは、時期とかやり方を非常に掲載される傾向にあって、正直言って私どもも困っていました。国から来ている通知に対して、国のトップがそれを変えます、変えますという御発言が続いていて、その間、我——いや、実は発言のしようがなかった、情報発信のしようがなかった。もちろんほかの市町さんで、うちはやりますと明言されている方もいらっしゃいましたけれども、そこはやはり私は行政官の立場で、正確な情報が確定されるまで、あるいは確認されるまでは、あまりこちらから不正確なことはとっていました。

そしてその背景には、多分数日内で状況が固まるのではないかと予測していたものですから、そこはほかの市町よりも伊豆市の発信は目立たなかったと思います。それがよかったか不適切だったかは、私はちょっとまだ判断しかねるところですが、今回のような相当混乱した状況が繰り返されないように、私たちもしっかり自分を管理するとともに、国にも申し入れていきたいということでございます。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

これで杉山議員の質疑を終わります。

次に、14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 三田忠男です。

私は非常に細かくして申し訳ないんですが、今、プッシュ型ではということで、あと意思の確認とか、もうそういった意思の確認作業というのは9月1日の基準日にある方には全て行われているということで理解していいのかどうかという点が1点と、途中からもし、住民移動とかで他の市町村へ行った場合どうなるのかとか、あるいはさらに細かく申し訳ないですが、外国へ行ってしまって日本に取りあえず住所がなくなった人の場合というのは、この支給関係はどのように取り扱われているのか、本当に細かくて申し訳ありませんが、そういった市民がいたものですから、教えていただければと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 通知につきましては12月6日付でプッシュ型、2,520名ぐらいになるかと思っておりますけれども、こちらには通知をさせていただいております。意思確認の

ほうにつきましては12月14日までということで行いましたが、こちらのほうはございませんでした。転出した場合につきましては、これはあくまで基準日が9月ですので、9月に住民票、児童手当を受けていた市町からの支給になりますので、例えば、今市外へ転出された方につきましては伊豆市からの給付になります。ですので、外国人も同じような形になるかと思えますけれども——外国へ転出された方も——ただ、口座とか振込先の追及はどのような手続になるか、すみません、ちょっとここでは申し上げられません。すみません。

○議長（小長谷順二君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第92号について、討論、採決を行います。

ここで暫時休憩いたします。

討論のある議員は、この休憩中に通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時11分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第92号について、討論を行います。

16番、杉山誠議員。

賛成討論。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

議案第92号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第9回）について、賛成の立場で討論をいたします。

18歳以下の子供に10万円相当の給付を行う子育て世帯への臨時特別給付について、当初の国の方針では早期に実現可能な5万円の現金給付と、現金よりも子育て目的への支出が促進される5万円相当のクーポンの二本立てとし、迅速性と政策効果の双方に目配りした仕組みとされていました。2回目の給付については、まずはクーポン給付を原則として検討することが求められ、現金給付とすることについては具体的な運用方法が示されない中で、多くの自治体が戸惑いを感じてきました。

そのような中、県内でも2回目を現金支給すると公表する自治体が相次ぎ、今度は市民か

ら、伊豆市はどうか、2回目も現金支給にしてほしいとの声が多く聞かれるようになりました。確かに伊豆市内では子育て関連の商品を扱う店舗が限られており、クーポンが有効に活用できるかについては疑問があります。地元消費による経済効果を上げる人もいますが、もともとこの給付金は公明党がさきの衆議院選挙で公約に掲げていた、社会全体で子育てを支援するための未来応援給付が基となっており、地域経済への波及効果は本来の目的ではないはずです。

また、現金では消費されずに貯金に回ってしまうとの声もありますが、差し当たり子育て費用に事欠かなくても、子供の進学のための貯えを少しでも増やしたい場合もあると思いますし、貯金できる余裕があれば、手持ちの現金を貯金してクーポンで買い物をするという人もいます。

一方で、新型コロナウイルス感染症の長期化で、その影響が多くの人に及んでおり、経済的余裕のない家庭は増えているとされています。特に子供たちへの影響は見過ごすことができません。国内では昨年度、小中学生の不登校などが過去最多となり、文科省はコロナ禍が子供の生活に変化を与えたと分析しています。近年子供の貧困問題が多く取り上げられますが、日本の子供の貧困率は今、OECD加盟国の中でも最悪の水準にあり、7人に1人の子供が貧困状態にあるとされています。少子化が激しく進む中、社会全体での子育て支援が求められているのではないのでしょうか。

12月13日の衆議院予算委員会で岸田総理は、自民党の高市早苗議員の質問に対して、年内からでも先行分の5万円の給付と合わせて10万円の現金を一括で給付する形で、今回の対策の内容を実行することも選択肢の一つとしてぜひ加えたいと答弁し、山際経済再生担当大臣は公明党の竹内譲議員に対して、地方自治体の実情に応じて現金での対応も可能とする運用とすることとし、さらには自治体の判断により、地域の実情に応じて年内の先行分の5万円の給付と合わせて10万円の現金を一括で給付することも選択し、補正予算の成立前や実施要領をお示しする前に自治体による給付が行われた場合には、給付対象者や給付金額等が適切なものである限り、事後に地方自治体に補助金を交付することとしたい。政府において現金給付を認める場合について、一律の条件を設け審査を行うことは考えておりませんと答弁しています。

当市からこの素早い意思表示が公表されなかったことは少し残念ですが、今回、伊豆市の追加補正予算に上げられた子育て世帯への臨時特別給付金の10万円一括現金支給は、地域の実情に応じた賢明な選択として評価し、市民からも大いに歓迎していただけたと思います。年内に給付が行われる児童手当受給者以外の高校生相当、また、そのほかの子供たちに対しても、できるだけ迅速な給付が行われることを求め賛成討論といたします。

議員の皆様の賛同が得られますように、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第92号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第9回）について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の所管事務調査の申し出

○議長（小長谷順二君） 追加日程第2、閉会中の所管事務調査の申し出を議題といたします。
各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長から閉会中の所管事務調査の申出がありました。

申出のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査をすることに決しました。

◎閉会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、本日の定例会で議決された事件の字句及び数字、その他整理に要するものにつきましては、伊豆市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議がありませんので、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、令和3年伊豆市議会12月定例会を閉会いたします。

皆様には長期間、慎重に御審議をいただき、誠にありがとうございました。

閉会 午前11時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員